

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年次 番号	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (概要等)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な 調整結果(概要等)	
H28	12.その他	市区長会	全国市長会	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	・指定統計調査地方公共団体 委託費取扱要綱 ・「平成27年国勢調査における 委託費の追加措置について」 (平成27年5月27日付総務省統 計局統計調査部国勢統計課指 導係長名事務連絡)	国勢調査委託金・不足 委託費取扱要綱 期限の柔軟な設定	国勢調査の執行経費に係る委託金(統計調査事務 費)が公共団体委託費の不足分について、年度末の清算 時に追加交付要望できるような運用が改められた。	平成27年国勢調査では、最終の平成27年度・第4四半期分(12月交付)の追加交付要望の回答期限が11月だったため、不足分を確定することができず、追加交付の請求を見送った自治体があった。 こうした自治体は、不足分を一般財源で賄うこととなったため、いわば「持ち出し」の状況となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html	
H28	1	03.医療・ 福祉	中核市	倉敷市	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援法第20条 子ども・子育て支援法施行規則 第2条、第5条、第6条	支給認定証の任意交付	子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付を、保護者が希望する場合に限る任意交付制度に改める。	子ども・子育て支援新制度における支給認定証は、現在、すべての申請者(保護者)に交付している。しかし、現場において、保護者が支給認定証を使用する場面は非常に少ない。例えば、幼稚園を利用する1号認定児は、ほとんどの場合同じ幼稚園を3年間利用しており、支給認定証を保護者が使う機会はまだ無い。また、2号・3号認定児も、保護者と事業者の関係が密であるために、実情の把握は自治体より事業者の方が早いなど、支給認定証を保護者に交付する必要性が極めて低い。 また、子ども・子育て支援法第23条の規定により、支給認定証は支給認定内容が変更となるたびに回収、交付等が必要である。支給認定の変更の際、保護者は変更前の支給認定証を返還する必要があるが、その使用頻度の少なから、保護者が変更前の認定証を紛失している場合も多い。 更に、支給認定の変更の際には、自治体の実施把握と実情でタイムラグが生じてしまい、変更後の支給認定証の交付を待たねま自治体と事業者間で調整を行うことになる。結局、追認後に交付となり、ここでも、支給認定証の存在する意味が薄い。 については、支給認定証の交付は保護者が必要とする場合は交付するとい任意交付の制度としてほしい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html
H28	2	03.医療・ 福祉	中核市	倉敷市	内閣府、厚 生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援法第20条第3項	保育標準時間と保育短時間の統合	支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間を統合する。	保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は、月額1,000円程度とあまり差がなく、保育標準時間と保育短時間を分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においても、保護者の支給認定の変更が生じると、保育標準時間／短時間認定状況の把握と対応が必要となるなど、事業者側の負担も大きい。 また、保育短時間認定と標準時間認定の利用に、明確な区分が無く、短時間就労のものであっても、例えば、1日の労働時間が5時間であるが、勤務時間が午後1時から6時までというケースについて、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を自治体で行うこととなり、自治体の担当者の負担が大きい。 については、保育標準時間と保育短時間を統合してもらいたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html
H28	3	03.医療・ 福祉	中核市	倉敷市	内閣府、厚 生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援法第20条第3項	保育標準時間と保育短時間の統合	支給認定区分について、保育標準時間と保育短時間を統合する。	保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差は、月額1,000円程度とあまり差がなく、保育標準時間と保育短時間を分けることの保護者側のメリットは少ない。事業者においても、保護者の支給認定の変更が生じると、保育標準時間／短時間認定状況の把握と対応が必要となるなど、事業者側の負担も大きい。 また、保育短時間認定と標準時間認定の利用に、明確な区分が無く、短時間就労のものであっても、例えば、1日の労働時間が5時間であるが、勤務時間が午後1時から6時までというケースについて、自治体の判断により標準時間認定となる場合があるなど、個々の判断を自治体で行うこととなり、自治体の担当者の負担が大きい。 については、保育標準時間と保育短時間を統合してもらいたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html
H28	4	01.土地利 用(農地除 く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限 移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市 計画区域の整備、開発 及び保全の方針の決定 権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
H28	5	01.土地利 用(農地除 く)	一般市	松原市	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	都市計画法第33条第2項 都市計画法施行令第25条	開発許可に係る技術的 細目の条例委任	開発許可に係る技術的細目の条例委任 及び同法施行令第25条で法定されているが、地域の実情に合った公共施設等の整備を行うことができるよう、同法施行令第25条に定める基準を市へ条例委任する。	公園・緑地・広場(以下「公園等」という。))の設置については、同法施行令第25条第6号の規定に基づき、開発面積が0.3ha以上の開発行為の場合、開発面積の3%以上の面積の公園等の整備が求められるが、開発区域周辺に公園等が整備済で必ずしも新たな整備の必要性がない事例もある。	—
H28	6	03.医療・ 福祉	一般市	東広島市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	・医療法(昭和23年法律第20 5号)第30条の4第2項、第4項 及び第5項 ・医療法施行令(昭和23年政 令第326号) 第5条の2 ・医療法施行規則第30条の30 及び第30条の31	基準病床数制度の見直しについて	国権限による全国一律の基準病床数の算定方法を都道府県が地域の実情に応じ、独自で加減算できるように求める。	本市が属する広島中央二次保健医療圏は、人口に比して基準病床数が過少であることから、既存病床数が基準病床数を超える病床過剰地域とみなされており、新たな有床の病院等の参入を阻む障壁(規制)となっている。こうした病床過剰の状態にあるのは、当圏域に限ったことではなく、県内いずれの圏域も同様である。	—
H28	7	01.土地利 用(農地除 く)	一般市	砂高市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	・森林法施行規則 ・保安林及び保安施設地区の 指定、解除の取扱いについて ・国有林野の管理経営に関す る法律施行規則	保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際の申請に伴う用地測量は原則、現地測量により実施で行われているが、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩してきていることから、実測ではなく、簡易測量への緩和を求める。	保安林解除申請や国有林の貸付を受ける際、用地測量は、原則、現地測量により実測で行われているが、案件によっては車両による通行も不可能な山間奥地であったり、また、登山道や遊歩道など広域的な貸付を受けるケースもあり、申請の際、高コストな測量費用の負担が生じている。 保安林の解除については、その範囲をおさえる必要があるため、測量の必要性は理解するが、国が有するものの解除を「申請」する入りの段階で、申請者に実測による測量まで求めるのは負担が非常に大きく、現在は、GISまたはGPSを利用した測量技術も進歩し、少ない費用と時間で簡易測量も可能であることから、それらの利用も可とする緩和措置等を求める。 国有林等の貸付の際は、案件によっては、有償貸付もあるが、地方公共団体においてはそのほとんどが無償貸付となっている案件が多い。例えば、貸付については保安林による制限に変更があるわけではなく、所在地や面積、用途がわかれば十分であり、見取図、位置図があれば十分ではない。有償貸付の場合は、料金を算定するため、正確な面積が必要だとともに、地方公共団体が貸付を受ける場合には、ほとんど無償となっている。 なお、規則14条では「ただし、森林管理署長の承認を受けた場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができる」となっているが、承認事由が明示されず、様式上も添付書類として実測図が求められている。 登山道や遊歩道にあっては、長年の地形の変化や災害等により、当初貸付を受けた地点から実際ずれた場所を使っている実情も多々ある。そういった箇所についても当然、貸付の修正をしなくてはならないが、実測に多額の費用が掛かることで、それら修正ができていない事例が多々あるが、準天頂衛星「みちびき」による高精度測位補正によるGPS補正技術も進んでいる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html	
H28	8	02.農業・ 農地	一般市	伊丹市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	農業災害補償法第85条の7	農業災害補償法の規定により市町村が行う共済事業の義務付けの緩和	農業災害補償法第85条の7で準用する同法第85条第1項の規定により、市町村が共済事業を行う場合に「必須事業」となっている「家畜共済」について、「任意事業」として整理していただきたい。	【提案の背景】 社会情勢の変化に伴い、当該法律の制定当時と比べて畜産農家の数が激減しており、地域によっては家畜共済の加入者がいない現状である。 本市においては、家畜共済の対象畜産農家は1戸のみであるが、家畜共済への加入の意思は無く、本市の土地利用の状況から、今後新たな畜産業が展開される可能性も低い。 また、昭和48年度に伊丹市農業共済組合の運営が困難となり、本市に農業共済事業が移譲されて以降、現在に至るまで、本市で家畜共済の引き受けを行った事例は無し(「兵庫県農業共済統計年報」より)、市としては家畜共済が必要でない状態である。 【具体的支援事例】 共済の需要がないものも関わらず、「家畜共済」が必須事業として法律上位置づけられているため、伊丹市農業共済条例に「家畜共済」事業に関する規定を設けなければならないらず、農業共済関係法の改正がある毎に同条例の改正を行わなければならないため、従事する職員の事務的負担が生じている。 また、本市では農業共済組合等の合理化(1県1組合)により、この問題の解消を図りたいと考えているが、兵庫県においては農業共済組合等の合併の具体的な目途が立っておらず、それも困難な状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html
H28	9	12.その他	都道府県	秋田県、岩手県	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	地域再生法第5条乃至第7条、 第13条 同法施行令第9条 同法施行規則第1条、第2条、 第10条、第11条	地方創生推進交付金事業などの地域再生法に関連する手続きを簡略化し、年度当初からの計画的な事業実施が可能な制度とする	〈地域再生計画〉 ○認定計画の変更を随時認める等、計画認定を機動的に行う ○社会資本整備総合交付金と同様に、全体事業費に変更のあった場合の計画変更を求める。又は計画終了までを遡って事業費の2割を超えない限り、途中年度での変更を求めないこととするなど、計画変更を求める範囲(対象事業費の2割増減)を弾力化する	【制度の新設】 地方創生推進交付金を利用した事業の執行には、「地域再生計画の認定または変更の認定」と「同交付金の交付決定」が前提とされている。今年度については、地方創生推進交付金(非公共分)に係る地域再生計画は6月中旬までの申請と、9月前半の認定及び交付金の交付決定が予定されていることから、事業執行は年度後半からとなり、繰越処理も原則として認められていない。 【支援事例】 計画認定に向けた申請は、5/9/1月の年三回とされているほか、交付金交付決定前の事前着手し原則として認められない(個別相談を要する)など、年間の計画的な事業実施に困難が予想される。具体的には、来年度以降の計画認定・交付決定について、現時点でスケジュールが示されていないが、次年度事業分について変更認定を要する複数年度計画や新たに認定を要する新年度開始事業の計画などが、5月の申請・認定対象となった場合、今年度同様に年度途中からの執行となり、事業を計画的に実施できない。 また、対象事業費の2割を超える増減のある場合、計画の変更を要することから、初年度に調査を行い次年度以降実際の事業に取り組む等の再生計画が、調査結果により概算の計画事業費に変動が生じた場合や、来年度以降の国の交付金予算の変動によって計画を変更した場合など、そのたびに計画変更の認定を求める必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html
H28	10	05.教育・ 文化	村	野迫川村	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条 ・教育基本法第4条 ・へき地教育振興法第4条第2項	中学校教職員定数の緩和	中学校の教科担任制を維持するために必要な教職員の確保	野迫川村では、平成28年度の中学校在校生数12名をピークとして、今後、漸減していくことが予測されている。現在、標準学級数が2で、教職員定数は管理職を含めての7名となっており、教科担任制(10教科)を維持するための人数に達していない。野迫川村では、平成31年度以降、標準学級数が1となり、現在の基準によると、教職員定数は5名となり、教科担任制を維持することが極めて困難な状態となる。野迫川村は、奈良県吉野郡の山間部に位置し、近隣市町村との連携が図りにくい点もあり、必要な教員が確保できていない状態である。村としては、村費講師を雇用するなど自治体としてできる限りの努力をしているが、地理的条件により講師が来てくれない状況にある。	—
H28	11	12.その他	町	今金町	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地方自治法第171条第4項	地方自治法第171条第4項に規定する告示手続の廃止	地方自治法第171条第4項に規定する「出納員以外の会計職員に委任させる」場合の長の告示手続の廃止	住民等と接する機会が多い地方公共団体においては、各種使用料や手数料等を各現場で徴収することもあり、執行では人事異動のために左記手続きにより関係職員を辞令形式により任命している。しかし、会計職員を含む多くの職員が毎年度異動している現状において、本事務を実施しなければならないことと限られた人数で業務を実施している本町において、非常に事務負担の大きいものになっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【総務省】 (9)統計法(平19法53) 国勢調査(5条2項)の執行経費に係る委託金については、平成32年度に行われる国勢調査において市町村経費の不足額が生じないよう、地方公共団体から意見聴取等を行った上で、平成31年度までに市町村経費の過不足の調整方法や追加交付時期を決定し、地方公共団体に通知する。	---	基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱の改正を平成30年4月に行い、過不足が生じた際の調整手続を簡素化した。 また、追加交付の要望把握期間の延長及び追加交付時期の変更を行い、令和2年3月に地方公共団体に周知を行った(「令和2年国勢調査における委託費の取扱いについて」(令和2年3月31日付け事務連絡))。	【総務省】 令和2年国勢調査における委託費の取扱いについて(令和2年3月31日付け総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_1	総務省統計局統計調査部国勢統計課
6【内閣府(7)】【文部科学省(7)】【厚生労働省(23)】 (9)統計法(平19法53) 国勢調査(5条2項)の執行経費に係る委託金については、平成32年度に行われる国勢調査において市町村経費の不足額が生じないよう、地方公共団体から意見聴取等を行った上で、平成31年度までに市町村経費の過不足の調整方法や追加交付時期を決定し、地方公共団体に通知する。	---	---	【厚生労働省】 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令について(平成29年4月14日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_2	総務省統計局統計調査部国勢統計課
6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (1)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。	---	---	---	---	内閣府子ども・子育て本部
6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (2)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
6【農林水産省】 (3)国有林野の管理経営に関する法律(昭26法246) 国有林野を登山道や歩道として貸し付け、又は使用させる際の申請について、GPS等を利用した見取図により貸付け又は使用に係る区域・境界が明確に特定及び復元できる場合には、見取図をもって位置図及び実測図に代えることができるとして森林管理署長の承認を受けることができる場合(施行規則14条1項ただし書)に該当することを明確化するため、「国有林野の管理処分事務運営について」(昭42林野庁)を平成28年度中に改正する。	---	---	【農林水産省】 「国有林野の管理処分事務運営について」の一部改正について(平成29年3月30日付け林野庁長官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_7	---
6【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (1)市町村が行う家畜共済事業については、対象となる畜産農家の状況を踏まえて一部又は全部の家畜の種類について共済の対象から除外することを可能とする。	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野 案種	分野	提案主体 の属性	団体	関係府省	地区 区分	根拠法令等	提案事項 (申請書)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な 審査結果(得意等)
H28	12	03_医療・ 福祉	中核市	高知市	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援法第19条～ 第26条	子ども・子育て支援法による支給認定手続の簡 素化	子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第20条第3項 に規定する保育必要量の区分(保育標準時間、保育短 時間)を廃止し、保育の利用と、保育標準時間のうち保 育を必要とする範囲での利用とする。併せて、法第20 条第4項に規定する支給認定証を廃止する。	子ども・子育て支援法第20条に規定する支給認定では、保護者の求職、就労、転職、出産及び育児などの家庭状況等の変動により、支給認定変更手続が必要となり、また保育を必要とする事由により、保育必要 量(保育標準時間、保育短時間)が変動し、利用者負担額(保育料)も変動して変更となる。 子育て直前は家庭状況等の変動が多く、高知市では支給認定子ども約11,000人に対し、平成27年度の支給認定変更等に係る処理件数が1万件を超えており、保護者や保育士がその処理に膨大な時間を費や すことになり、新たな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	13	02_農業・ 農地	一般市	三豊市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	強い農業づくり交付金実施要 綱第4の1の(1)	強い農業づくり交付金 の市町村経由事務の廃 止	国は、国庫補助事業「強い農業づくり交付金」事業にお いて、都道府県、市町村を経由し、事業実施主体に間 接的に交付金を交付しているが、事業実施主体が農業 協同組合等の場合において、市町村を経由せずに補 助金を交付する上、事務の見直しを求め る。	強い農業づくり交付金実施要綱「第4の1の(1)」に基づき、事業実施主体は事業計画を作成し、市町村に提出しているが、市町村を経由するため、手続きに時間を要し、事業が迅速かつ効率的に実施できない。 また、募集時期が市町村の予算編成時期と合わず、見込で予算編成しなければならない。このため、増額となる場合、確定後に増額しようとしても、年度途中の補正対応が必要になり、市町村の予算措置まで事 業の交付手続きに進めない場合がある。 さらに、都道府県や都道府県との事前協議、事業の計画、承認、また計画の変更等において多大な修正、提出資料、説明資料が必要で、市町村においては人員が不足する中、資料作成に相当な時間を要している が、市町村には、事業に要する事務費や人件費は交付されていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	14	01_土地利 用(農地除 く)	一般市	青森市	国土交通省	A 権限 移譲	都市計画法第15条第1項第2号 都市計画法施行規則第13条第 1項第1号	都道府県が定める区域 区分に関する都市計画 の一部を市町村に権限 移譲	都市計画法第15条第1項第2号の都道府県が定める区 域区分に関する都市計画のうち、省令第13条第1項第1 号の軽易な変更について、市町村に権限移譲されたい。	【支援事例】 都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更と区域区分の変更が併う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。 区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、市域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の緑辺部における、道路施設や 地形・地物の位置の変更に伴う軽易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限委譲されるまでは、都道府県が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と 都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要がある。そのため、今後、市内において、こうした区域区分の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用 途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われないことが懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	15	03_医療・ 福祉	中核市	大分市	厚生労働省	A 権限 移譲	児童福祉法第21条の5の15	指定障害児通所支援事 業者の指定等の権限の 都道府県から中核市へ の移譲	指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、勧告、 命令、指定の取消し等の権限の都道府県から中核 市への移譲を求めるもの の現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 移譲後の実施主体 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置 市	【支援事例】 現在、中核市は、既に指定障害福祉サービス事業者等の指定の権限を有しており、介護給付費等の支給決定の権限等と併せて持つことにより、障害福祉サービス事業者の体制及び当該サービスを利用する障 害者のニーズ等のそれぞれの状況把握及び関係者への対応が包括的・一体的に行われているが、指定障害児通所支援事業者については、指定の権限が都道府県にあることにより、利用者から事業者についての問 い合わせは中核市へあるものの、その対応は都道府県で行うなど包括的・一体的な対応等ができない状況にある。 障害児通所支援事業所と障害福祉サービス事業所との多機能型事業所の指定のときは、都道府県との連携を必要とし、包括的・一体的な事務の遂行ができない。 同じ区域内で障害者又は障害児を対象とするサービス区分により、事業者の指定権限が異なることは、指定申請を行う事業者にとって、非常に分かりづらい状況である。 【制度改正の必要性】 現在、中核市は、指定障害福祉サービス事業者及び利用者への包括的・一体的な対応等が行っていることから、指定障害児通所支援事業者についても、同じような対応ができるよう当該事業者の指定等の権限 を都道府県から中核市へ移譲すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	16	03_医療・ 福祉	中核市	大分市	厚生労働省	A 権限 移譲	児童福祉法第21条の5の25、 26、27	指定障害児通所支援事 業者の業務管理体制の 整備に関する届出・報告 の受理、勧告・命令等 の都道府県から中核市 への移譲	指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に 関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限の都道 府県から中核市へへの移譲を求めるもの の現行の実施主体 都道府県、政令指定都市、児童相談所設置市 移譲後の実施主体 都道府県、政令指定都市、中核市、児童相談所設置 市	【支援事例】 業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告、命令等の権限について、指定障害児通所支援事業者の指定等の権限と同時に都道府県から中核市へ移譲されないときは、届出の受理、事業所への指 導・処分等に関して包括的・一体的に行うことができない。 【制度改正の必要性】 効果的、効率的な事務の遂行を可能とするため、指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出・報告の受理、勧告・命令等の業務と指定障害児通所支援事業者の指定等の権限を同時に都 道府県から中核市へ移譲すべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	17	09_土木・ 建築	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	不動産鑑定士試験の受 験申請の都道府県経由 事務の廃止	不動産鑑定士試験の受 験申請の都道府県経由 事務の廃止	不動産鑑定士試験の受験申込について、国が直接受 け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面 による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止す ること。	【制度改正の必要性】 不動産鑑定士試験の受験申込については、書面による申請の場合には、受験者の現住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けて いる電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止する必要がある。 【支援事例等】 都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が郵 達しなければ受験の機会を失うこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	18	05_教育・ 文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	高等学校等就学支援金 の支給に係る支給期間 の要件緩和	高等学校等就学支援金 の支給に係る支給期間 の要件緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36 月(定時制等の場合は48月)とされていることから、長期 療養などやむを得ない理由により対象者が留年した場合 には、同制度による支援が受けられないため、個々 の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができ るよう、要件を緩和すること。	【制度の内容】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48 月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。 【支援事例等】 年度の途分から、長期療養などやむを得ない理由により休学した者について、留年後1年間のうち、重ねて修学することとなる休学期間の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとな る。平成28年度まで、平成26年度の制度開始から36月経過するため、平成29年度に入ると、上記理由により留年した者が重ねて修学する月数が、就学支援金制度の対象から外れることが現実として生じる。こ れまでも一定数の留年者が生じてきたことから、新年度も留年者が生じ得るため、早急な改善策の実施が必要である。	—
H28	19	05_教育・ 文化	都道府県	愛知県	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	高等学校等修学支援事 業費補助金(奨学のため の給付金)交付要綱第3 条	高等学校等修学支援事 業費補助金(奨学のため の給付金)交付要綱にお ける補助要件の緩和	高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱において 、補助対象となっていない事務費を新たに補助対象 とする。	【制度改正の必要性】 奨学給付金は、就学支援金制度に所得制限を導入時、その財源を活用して行うとの国の方針のもと創設されたものであるが、就学支援金と異なり、国は事務費を全く負担していない。なお、現在、高等学校等修 学支援事業(奨学給付金)については、事務費も含め全額国庫負担により実施するよう全国知事会から国に対し要望を出しているところである。 【支援事例等】 毎年、都道府県が、案内、申請書類等の配布、所得要件等の審査、支給等の事務を行い、事務費を全額負担している。	—
H28	20	07_産業振 興	都道府県	愛知県、岐阜 県、三重県、長 野県、静岡県	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	「総合特区推進調整費の使 途に関する基準について」(平 成23年8月23日府地第126 号)	総合特区推進調整費の 使途に関する基準につ いて(平成23年8月23日 府地第126号)	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特 区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画 変更に伴い目標期間が延長された特区においても引 続き、調整費を活用できるように、支援期間を延長するこ と。	【支援事例等】 平成24年に認定を受けた「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を 設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について」(平成23年8月23日府地第126号)により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、 本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求め るものである。 【平成25年度の調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕稼取りまとめ、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り掛かることができたもの。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosan.html
H28	21	07_産業振 興	都道府県	愛知県	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩和	高圧ガス保安法5条、一般高圧 ガス保安規則7条の3	水素ステーション整備促 進のための規制緩和	水素ステーションについては、許可を受けた事業所の 従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填が できない。また、貯槽等を地盤下に設置する場合に おいても敷地境界との距離規制の緩和が認められてい ない。これらの規制などを緩和すること	水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。また、貯槽等を地盤下に設置する場合に おいても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。これらの規制などを緩和すること	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【6】内閣府(7)【文部科学省(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(第24法65) (イ)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。		支給認定区分が変更されるたび発行していた支給認定証について、保護者からの申請に基づく任意交付とした。	【内閣府】特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第18号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_12	内閣府子ども・子育て本部
【6】内閣府(7)【厚生労働省(23)】 (ロ)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。			【農林水産省】強い農業づくり交付金の交付事務について(平成29年4月7日付け農林水産省生産局総務課長補佐事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_13	
【5】厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (イ)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業者の指定(21条の5の15第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の更新(21条の5の16第1項) ・指定障害児通所支援事業の設備及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者による指定に係る事項の変更等の届出の受理(21条の5の19第1項及び2項) ・指定障害児事業者等に対する勧告、命令等(21条の5の22第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等(21条の5の23第1項) ・指定障害児通所支援事業者の指定等の公示(21条の5の24第1項) ・指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25第2項1号及び3項から5項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(21条の5の27第1項から5項)					
【5】厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (イ)以下に掲げる事務・権限については、中核市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業者の指定(21条の5の15第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の更新(21条の5の16第1項) ・指定障害児通所支援事業の設備及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者による指定に係る事項の変更等の届出の受理(21条の5の19第1項及び2項) ・指定障害児事業者等に対する勧告、命令等(21条の5の22第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等(21条の5の23第1項) ・指定障害児通所支援事業者の指定等の公示(21条の5の24第1項) ・指定障害児通所支援事業者(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25第2項1号及び3項から5項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業者に対する業務管理体制の整備に関する勧告、命令等(21条の5の27第1項から5項)					
【6】国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平29> 【6】国土交通省】 (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)」が平成30年6月27日に公布され、不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務が廃止された(平成31年1月1日より施行)。			国土交通省不動産・建設経済局地価調査課
【6】経済産業省】 (2)高圧ガス保安法(昭26法204) 圧縮水素スタンドに対して都道府県知事が行う高圧ガスの製造の許可(5条)については、省令を改正し、地盤面下の高圧ガス設備を設置する場合の基準を整備することにより、地盤面下への高圧ガス設備の設置が、高圧ガス施設の敷地境界との距離の確保と同等の措置として認められることを平成28年度中に明確化する。 〔措置済み(容器保安規則等の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第105号))〕					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

	年次 管理	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	提案法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な 運営結果(概要等)
		12.その他	一般市	高岡市	総務省、文 部科学省	B 地方 に対する 規制級 和	総務省所管一般会計補助金等 に係る財産処分承認基準	補助対象財産の処分に対 する弾力化	補助事業により大規模改造等 を実施した学校施設を国庫 補助完了後10年未満に処分す る際の国庫納付の免除	本市では、各種国庫補助金を活用して、平成20年度から計画的に学校の耐震化及び大規模改造・改修を進めてきた。こうした耐震化や長寿命化については、施設利用者の安全・安心の確保を図るための、公共施設マネジメントとして必要不可欠な取組みといえる。 一方、急速に進展する人口減少、少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近年、小規模校が増加しており、良好な教育環境の確保を目的に学校規模適正化(統合)に向けた取組みが喫緊の課題となっている。 市立看護専門学校については、躯体や設備の老朽化が著しいことから、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改修を実施した。一方、人口減少社会の本格到来を受けて、市内はもとより高岡医療圏、さらには富山県における将来的な看護人材確保を目的に、平成24年頃から、市内の看護師養成機能を集約・強化し、市内の3看護専門学校(高岡市医師会、厚生連高岡病院、高岡市)を統合する構想が検討され、平成29年4月に富山県高岡看護専門学校が開校することが決定した。これを受け、市立看護専門学校の処分(除却を想定)を検討していく状況にある。 また、市内の3小学校(東五位、千鳥丘、石堀)については、耐震性・老朽化の問題があったことから、平成22～27年度にかけて耐震改修工事と並行して、「学校施設環境改善交付金」を活用した大規模改修を実施した。一方、児童数の減少を課題とする本市では、平成27年12月策定の「高岡市立学校規模適正化の基本計画」に基づく学校規模適正化に取り組んでおり、小規模校である当該3校については、複式学級の解消や老朽校舎の更新等の問題の解決に資する統合校の新設に向けて関係地域との協議を実施している。これを受け、上記3校の処分(除却又は部分除却若しくは学校以外の活用案を想定)を検討していく状況にある。 このような統合案は、総務省が全国の地方自治体に策定を推進している公共施設総合管理計画の趣旨に沿った公共施設マネジメントとして、今後も進むことが予想され、国庫補助完了後10年未満であっても処分を行うことになるが、処分にあたって、補助金の返還が必要になると、計画的なマネジメントの推進の妨げとなるおそれがあることから、補助金の返還が不要となるよう柔軟な取扱を求めたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	22		03.医療・福祉	町	九重町	B 地方 に対する 規制級 和	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第34条第1項	認定こども園法が定める 公私連携幼保連携型認 定こども園の運営主体の 拡大	認定こども園法第34条第1項により、学校法人及び社会福祉法人に限られている公私連携幼保連携型認定こども園の運営主体に、地方独立行政法人を加える。	【制度改正の経緯】 町では、平成28年度から公立の幼保連携型認定こども園の運営を開始した。公立ということで信頼性・安定性の面において、利用者から高い評価を受けているものの、個々の特性に応じたきめ細やかなサービスの提供、信頼性・安定性を担保しつつ民間の活力やノウハウを活かすことが課題となっている。 【支援事例】 公立園のため、定員管理の関係上、園の職員における臨時職員の割合が増加している。臨時職員は雇用環境が不安定であることを理由に、今年度の保育士等の募集では必要数の半分程度の人員しか確保ができず、人材確保に支障をきたしている。また、正規職員と臨時職員では、職務内容と求められる成果は同じにもかかわらず、賃金等の待遇に差があるため、職員の意欲低下を招くことになかれない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	24		03.医療・福祉	町	九重町	B 地方 に対する 規制級 和	地方独立行政法人法施行令第 4条	地方独立行政法人法施行令 が定める公共的な施設 の範囲の拡大	地方独立行政法人法施行令第4条が規定する公共的な施設の範囲にこども園を加える。	管理番号23に同じ	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	25		03.医療・福祉	町	海田町	B 地方 に対する 規制級 和	保育所等整備交付金交付要綱	認可保育所の耐震化にか かる補助制度の設立	宗教法人が運営する認可保育所の耐震化にかかる補助制度の設立	認可保育所の認可を受け、運営しているにもかかわらず、社会福祉法人以外の者は、耐震改修費の補助対象外とされており、入所者の安全を確保するための施設の耐震化を阻む一因となっている。本町においても、新耐震基準の要件となる昭和56年以前から認可保育所を運営している宗教法人において耐震化が必要であるが、耐震化が進んでいない。民間保育所において耐震化の助成制度がない宗教法人等は、全額自己負担で耐震化を行う必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosan.html
H28	26		07.産業振興	都道府県	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県	B 地方 に対する 規制級 和	大業類取締法第17条 鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟の適正化に関する法律第9 条、第14条の2	指定管理鳥獣捕獲等事業 に係る実包の譲渡の許可 の廃止	鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者・福島県民会)を実施している。 【現状】 本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者・福島県民会)を実施している。 事業実施に伴う大業類取締法に基づく実包の譲渡許可申請に当たり、各支部での申請者合計362人(申請件数362件)、申請手数料等の費用負担 867,568円(2,400円/件+手数料)が生じた。 【支援事例】 受託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。 【制度改正の必要性】 指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲渡については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲渡については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html	
H28	27		03.医療・福祉	都道府県	福島県、秋田県	A 権限 移譲	児童福祉法第35条 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第17条	認定こども園及び保育所 の認可権限の移譲	都道府県知事等有する認定こども園及び保育所の認可権限を市町村に移譲すべき。	【現状】 幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県、指定都市及び中核市(以下「指定都市等」という。))に認可権限があるが、それ以外の認定こども園の認可権限については都道府県に存置されている。 また、指定都市等が認可を行う場合には、区域を超えた広域調整の必要性から、都道府県に協議を行っている。 一方、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度において、就学前の教育・保育に関する実施主体は市町村と位置づけられ、市町村は、19人以下の児童を保育する小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可等、就学前の教育・保育に関し一体的・包括的な施策を実施している。 【支援事例】 A市からの補助を受け認定こども園を整備したB法人は、設計・工事監理の各段階で、A市及び認可権限を持つ本県と二重に調整を行う必要が生じた。 【制度改正の必要性】 指定都市等への権限移譲は一定程度進んでいるものの、地域の実情に通じる市町村が就学前の教育・保育環境の整備を一体的・包括的に進めることができるよう、認定こども園等に係る認可権限の市町村への権限移譲を更に進める必要がある。 そこで、広域を超えた広域調整を担保するため、都道府県への協議を附加した上で、地域型保育事業同様、認定こども園等の認可権限を市町村に移譲すべきである。 広域調整の必要性は認められるが、それのみをもって都道府県が認可権限を持つ明確な理由とはならず、指定都市等の例にあるように都道府県への協議をもって広域調整は十分に機能するものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	28		03.医療・福祉	村	島牧村	B 地方 に対する 規制級 和	指定地域密着型サービス及び 指定地域密着型介護予防サー ビスに関する基準について 第三、地域密着型サービス③ 小規模多機能型居宅介護 →3 設備に関する基準～(2) 設備及び備品等(基準第67号) ④	指定小規模多機能型居宅 介護の居間及び食堂を、介 護保険法第115条の45第1項 に規定する介護予防・日常 生活支援総合事業の交流ス ペースとして共用する事項 の規制緩和	指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を、介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用すること。 (過疎地域指定や、人口〇千人未満の自治体などの条件付)	島牧村の高齢化率は2015年1月1日現在で41.5%(道内12位)となっており、2025年には43%(社入研推計)を超え、その後も増加していく見込みであり、高齢化社会に向けた対応は当初の重要課題となっている。 現在、自立した生活が困難になった高齢者は、隣町である寿都町や黒松内町の老人ホームに入所しているが、できるだけ長く住み慣れた土地で暮せよう、老人ホーム入所の前段階で利用する介護サービスや、介護予防サービスの充実が求められている。 村として、これらの要望に応えるために、小規模多機能施設を核にした複合施設の建設を平成30年度に計画しており、施設開設後は現在村で実施しているデイサービス利用者の移行を予定しているが、移行検討しているのは「要介護」の利用者としていたため、「要支援」の利用者は別の場所で行う「介護予防・日常生活支援総合事業」によるサービス利用となり、今まで築いてきた利用者間の交流がとりづらくなってしまふ。 村としては、小規模多機能施設開設後も、「要介護」と「要支援」の利用者、さらには事業対象者や地域住民との交流事業を今までどおり続けられるようにしたいと考えており、小規模多機能施設内で「介護予防・日常生活支援総合事業」も実施できるようにしたいと考えているが、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老発第0331004号・老発第0331017号厚生労働省老健局計開一稿発・老人保健課長連名通知)【抄】において、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練、食堂及び介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用が認められていない。 これらの支障が解消されれば、当初のような小規模自治体において介護サービスを集約していくことで、経費削減や予算の効率的執行が可能になるほか、村・サービス提供者・事業者・社協などの事業連携や交流を推進していくことで、利用者の満足度の向上も期待できる。 【支援事例】 本県内で顕著する熊野川の支流では、紀伊半島大水管とその後の台風等により土砂が堆積し、治水安全度が低下している。さらに、本県は内陸部であるが、毎年台風被害を受ける地域であり、平成25年台風18号等で甚大な土砂が発生し、その後も台風時に限らず、多量の土砂が堆積し、治水安全度の低下が顕著している。 特に神納川においては紀伊半島大水管後に災害復旧事業として堆積土砂の撤去を行った。しかしながら、県単独の費用で点検を行いながら堆積土砂撤去工事を行っているが、断続的に多量の土砂が堆積している現状であり、平成27年度の堆積土砂の除去に要する費用は、約1.5億円と近年自治体と比較して負担が大きいものとなっている。 【制度改正の必要性】 毎年度県単独事業での実施の場合、流域内で工事できる箇所が特定され、堆積する土砂を効果的に除去することができない。安全な河川断顔を確保するために、交付金による財政支援を受け、堆積土砂の除去を迅速に行うことが必要である。 【支援事例】 河川地防を散策道(自転車も通行出来るように整備)として拡幅するために整備予定箇所を事業用地として買収する場合、国要領により用地補償費に農山漁村振興交付金が交付される事業メニューが限られており、散策道整備が対象となる事業メニュー(自然環境保全・活用交流施設)では、用地補償費に交付金が充てられない。 【制度改正の必要性】 奈良県では、「田園まるごと歴史博物館構想」に基づき農山村の振興を推進しており、その中で、農村周遊散策道整備(自転車も通行出来るように整備)を行い、「自転車等の活用」を促進することで「域外からの交流促進」を図ることとしているが、現状ではその整備を計画することが困難となっている。県を揺るがす自転車愛好家も増えてきており、農山村振興を図るためにも地域交流に力を入れて取り組む必要性が高まっている。具体的な箇所としては、旧本郷の天理(柳本)ルート内にある西門川沿いの散策道整備があげられる。 ※当該事業については、農山漁村振興交付金の当該事業メニュー以外に対応できる国の補助は無い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	29		09.土木・建築	都道府県	奈良県	B 地方 に対する 規制級 和	社会資本整備総合交付金交付 要綱	社会資本整備総合交付金(防 災・安全交付金事業)の要件 の緩和	河川内の堆積土砂の撤去工 事大規模に行う場合は、「河 道掘削」と同様に「改良工 事」に該当するものとして防 災・安全交付金の補助対象と すること。	河川内の堆積土砂の撤去工 事大規模に行う場合は「河 道掘削」と同様に「改良工 事」に該当するものとして防 災・安全交付金の補助対象と すること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosan.html
H28	30		02.農業・農地	都道府県	奈良県	B 地方 に対する 規制級 和	農山漁村振興交付金実施要 綱、要領	農山漁村振興交付金の補助 対象の追加	散策道整備(自転車も通行出 来るように整備)を行う場合 の用地・補償費を農山漁村 振興交付金の補助対象に追 加すること。	散策道整備(自転車も通行出 来るように整備)を行う場合 の用地・補償費を農山漁村 振興交付金の補助対象に追 加すること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【警察庁(2)】【経済産業省(1)】【環境省(1)】 火薬類取締法(昭25法149)については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、装薬銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受の規制の在り方について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【警察庁】【経済産業省】【環境省】 (昭25 法149) (1)火薬類の譲受の許可(17 条)については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14 法88)18 条の2)等による実包の十分な管理体制が確保されることを前提に、捕獲従事者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業(同法14 条の2)を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受ける際の許可を、一定数量に限り不要とする。 (2)指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合の事業費の運用及び管理方法については、事業の円滑な実施に資するよう、同交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に2018 年度から毎年度情報提供等を行うこととした。	(1)火薬類の譲受の許可(17 条)については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受ける際の許可を、一定数量に限り不要とした。 (2)指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に2018 年度から毎年度情報提供等を行うこととした。	【経済産業省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【経済産業省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_26	警察庁生活安全局保安課 経済産業省商務流通保安グループ 鉱山・火薬類監理官付 環境省自然環境局野生生物課
5【内閣府(2)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都府に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、9項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)					
6【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (Ⅲ)指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂については、事業所が小規模であり当該居間及び食堂としての機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している等利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の交際スペースと共用することを妨げないことを明確化するため、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平18厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課)を改正し、地方公共団体に平成28年中に通知する。				https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_28	【厚生労働省】「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について(平成28年12月28日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知)

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【総務省(3)】【財務省(1)】 地方税法(昭25法226) 所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
【厚生労働省】 (29)地域生活支援事業費補助金 地域生活支援事業費補助金については、地方公共団体が事業の新設・継続の見通しを立てられるようにする観点から、地域生活支援事業に係る予算の概要、補助金の配分方針等について地方公共団体に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。					
【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(14条の2)については、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画の策定が可能であることを、より具体的な例示を含めて都道府県に平成28年度中に通知する。あわせて、年度をまたぐ計画や1年を一定程度超える計画を策定し、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の事業評価の提出方法について検討し、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」(平27環境省自然環境局)を改正するなど、必要な措置を平成28年度中に講ずる。			【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間等に関する取り扱いについて (平成29年3月31日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_35	
【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (iii)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に当たり、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用する場合の環境省への協議については、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱」を改正し、平成29年度から廃止する。			【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱(平成29年3月15日) 【環境省】指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱(平成29年3月15日)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_36	
【厚生労働省】 (7)予防接種法(昭23法68) 予防接種の実施については、医療行為により免疫を失った場合の再接種への支援を実施している地方公共団体の事例について、地方公共団体に研修会等を通じて平成29年中に周知する。					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	提案区分	供託法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な審査結果(概要等)
H28	42	03.医療・福祉	施行時特例市	長岡市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	(保育所等整備交付金)児童福祉法第56条の4の3保育所等整備交付金交付要綱(認定こども園施設整備交付金)認定こども園施設整備交付金交付要綱	認定こども園施設整備に係る交付要綱の1本化	認定こども園は、H27年度より法的に単一の施設となり、施設基準も一体化されたことに伴い、施設整備に係る交付要綱も1本化していただきたい。	現在、認定こども園の保育園部分(2・3号認定児)は「保育所等整備交付金交付要綱」、幼稚園部分(1号認定児)は「認定こども園施設整備交付金交付要綱」に基づき補助事業を実施しているが、一体的な施設を不自然に分けることにより、事務の煩雑化のほかにも以下の支障が生じている。 1) 交付要綱が1本化されていないことによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため交付金の有効活用ができず、内示後に工事内容の変更や定員の変更もあっても交付額に反映できない。 2) 交付対象経費の違いによる法人への不利益 交付要綱が1本化されていないため、交付対象経費が異なり、結果的に法人に対する交付額が減る。 ⇒上記1)、2)の詳細については別添「参考資料」参照	—
H28	43	07.産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	小規模事業者持続化補助金交付要綱	小規模事業者持続化補助金交付要綱	小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。(都道府県に交付金として交付し、都道府県が判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とする)	【支援事例】 小規模事業者持続化補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されている。 H26年度の地方分権改革に関する提案募集において、本補助金の権限移譲について提案を行い、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話をし、その結果、協力を得る仕組みなど、より密接に連携するための方策を検討してまいります」との回答がなされているが、都道府県への情報提供や連携する仕組みが図られていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行われていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	44	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、社会資本整備総合交付金交付申請等要綱	社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時に、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細内訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳はいずれ精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方を信頼して任せよう。	社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細内訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳はいずれ精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方を信頼して任せよう。	【制度概要】 社会資本整備総合交付金は地方自治体にとって自由度の高い交付金として平成22年に創設された。 例えば道路の場合、既存の補助金は個別路線ごとに交付申請を行うが、申請後に事業費の路線間混用を行うには、国への混用申請が必要である。(手続なしで同一路線内で経費の混用が可能な金額は混用先経費の3割まで) しかし、新設された社会資本整備総合交付金は、道路、河川または複数事業のパッケージなどの分野(＝計画)ごとに交付される。そして、各計画内での事業費の混用は、一定条件(路線の新設・廃止がないこと等)の下、国への手続が必要とされている。 現行制度では、交付申請書の提出時に、例えば県道が10路線であれば10路線それぞれについて、測量費、用地費、工事費などの経費の配分を記載することとされている。しかし、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線間混用が通例であるため、年度末の完了実績報告において要素事業ごとに確定した経費配分を記載した調査を再度提出して精算を行っている。 【支援事例】 平成27年度では、内示は4月9日、交付申請は5月15日、交付決定は5月29日であった。 内示後の交付申請に当たり、改めてどの事業に交付金を配分するか、全所管県土整備事務所との調整を含む多大な事務作業を行うため、事業着手は6月以降となる。したがって、現在の制度では年度当初から2か月間交付金の予算執行はできないこととなる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	45	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県	個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁)	B 地方に対する規制緩和	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限) 【平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健康局水産部第0509第1号健康局水道課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】	個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限) 【平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健康局水産部第0509第1号健康局水道課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】	居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくするように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。	【支援事例】 厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報(個人情報・個人データの提供が可能)としている。 また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁からの同意書の通知(H24.4.3)が発出されている。 都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報するべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方で説明したりすることができ困っている。 その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異常を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	46	12.その他	都道府県	埼玉県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第37条の2第3項	税控除対象NPO法人の指定方法の見直し	指定NPO法人は、その要件として、条例で指定されるに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。 この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	【制度概要】 認定NPO法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置が受けられる。 一方、指定NPO法人は、地方税法第37条の2第1項第4号及び第3項の規定により、道府県の条例で指定されることによって寄付金税額控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。 本県では平成25年に「埼玉県指定特定非常利活動法人を指定する条例」を制定しており、現在10法人を指定している。 【支援事例】 NPO法人の新規指定や、指定NPO法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。 しかし、条例改正のタイミングは年4回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約半年を要している。 そこで、認定NPO法人の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いであることも踏まえ、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	47	01.土地利用(農地除く)	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第39条	土地利用審査会の国土利用計画審査会への整理・統合	国土利用計画法第39条により義務付けられている土地利用審査会の設置を不要とし、同法第38条に基づく国土利用計画審査会に整理・統合する。 なお、土地利用審査会では法律実務者(弁護士)が任命されている一方、国土利用計画審査会では任命されていない。この点については、国土利用計画審査会委員に法律実務者を新たに任命することで対応可能である。	【制度改正の必要性】 土地利用審査会は、知事の監視区域指定に当たり意見を述べなどの役割を持つ組織である。現在は、地価上昇圧力が大幅に低下し、本県では平成8年以降約20年にわたって監視区域等は指定されていない。しかし、国土利用計画法より同審査会設置が義務付けられているため、3年に1回の委員改選を行いつつ審査会を維持している。 平成26年の提案募集では、愛知県が審査会委員の任命に係る議会同意の廃止を提案した結果、「事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う」との方針が示された。しかし、事務負担軽減につながる具体的な情報提供はなく、本審査会の設置方法そのものを改めて見直す必要がある。 【支援事例】 バブル期のような地価急騰が今後発生することは想定しがたい。また、現在の審査会は具体的な審査案件がなく、3年に1回の委員改選のみを行っている状態であり、事実上の存在意義は極めて薄れている。こうした状況にも関わらず、当該審査会を必要としなければならないことは、行政運営上の支障である。 審査会の維持には、委員報酬や旅費、会場費など(平成28年度予算255千円)がかかるほか、委員候補者の選定や交渉、議案作成、県議会等での説明など、委員任命に向けた一連の事務が事務局の負担となっている。 さらに、委員改選のみを目的とした審査会の開催は、委員に対しても不必要な負担を強いるものである。 したがって、土地利用審査会の設置を不要とし、国土利用計画審査会に整理・統合してはどうか。	—
H28	48	09.土木・建築	都道府県	埼玉県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法施行令第23条	一定条件を満たした小規模な寄居舎の階段基準を住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し	建築基準法上は寄居舎として取り扱われる、グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした場合など、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準とする。	【制度概要】 グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄居舎として取り扱われる。 このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどに活用する場合、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄居舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もまだ存在する。 【支援事例】 本県では、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄居舎の基準を適合せなければならないのかという相談が寄せられるが、寄居舎の基準に適合させる必要がある。 また、建築基準法施行令第23条ただし書きに基づき、「(天井高23cm以下、路面15cm以上)」としている「一戸建ての住宅」は本県でも一定数あることから、相談に至らず断念した事例も少なくないと思われる。 【懸念の解消策】 寄居舎に該当するグループホームやシェアハウスを一律認めるのは難しい場合、例えば老人向けグループホームは安全面に配慮するため現行のとおりにしても、小規模な若者向けシェアハウスは基準の緩和ができるのではないかと。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭和25法201) (イ)寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。			【国土交通省】建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件 ^{の改正について} (技術的助言)(平成29年9月26日付け国と交通省住宅局建築指導課長通知)	https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28.48	

[illegible]

中核市 管理	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区域	根拠法令等	提案事項 (趣旨)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終9/4 議案結果(備考)
	07.産業振 興	都道府県	富山県	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩和	高圧ガス保安法第16条～第17 条の2、第21条第4項	高圧ガス第一種貯蔵所に 係る承認規定の追加	一定量以上の高圧ガスの貯蔵は、高圧ガス保安法の規定 により、貯蔵量に応じて、あらかじめ都道府県知事の 許可を受けた「第一種貯蔵所」又は都道府県知事に届 け出した「第二種貯蔵所」においてする必要がある。 これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行う場合、 第一種貯蔵所については高圧ガス保安法に承認の規定 があるものの、第二種貯蔵所については承認の規定 がないことから、第二種貯蔵所について承認の規定の 追加を提案するもの。	第二種貯蔵所について譲渡又は引渡しがある場合、現行法では、譲受人又は引渡しを受ける者は、再度、その設置をあらかじめ届け出る必要があるが、会社の再編等により新たに設立される法人が、その設立と同時に第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受ける場合、当該法人があらかじめ設置を届け出るとは困難であり、また、第一種貯蔵所を設置する際、設備の図面や強度計算書等の多くの書類を添付する必要があるが、会社の再編等により第二種貯蔵所を譲り受ける事業者にとって、設備自体には変更がないにもかかわらず、多くの書類を添付しなければならない設置を改めて提出することが負担となっている。加えて、譲渡又は引渡し前の第二種貯蔵所の設置者は、当該貯蔵所の廃止を届け出る必要がある。 ※高圧ガス保安法では、「第一種貯蔵所」(許可業者)並びに「第二種製造者」、「販売業者」及び「特定高圧ガス消費者」について、承認の規定(承認届の提出は事後で可)が設けられている。 ※第二種貯蔵所設置届の添付書類の例 事業所全体平面図、貯蔵設備等の系統図又は配管図、貯蔵所配置図、機器等一覧表、貯蔵能力の計算書、貯蔵設備等の強度計算書等、耐震設計構造図に係る計算書、貯槽の基礎又は支持構造物の構造を示した図面 災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。 新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心に、液状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域となっており、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずにトイレの確保が困難なことが懸念されている。 そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備(またはバックアップのために併設)することも手段の一つとして研究していく必要がある。 しかしながら、建築基準法第31条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に連結された水栓トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。 地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務手続きに多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行うことになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移管が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限も併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	59									
H28	60	09.土木・ 建築	都道府県	富山県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	建築基準法31条	防災拠点・避難所に非常 用の合併処理浄化槽を 設置する場合における 建築基準法の規制緩和	災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。 新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、富山湾沿岸部を中心に、液状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域となっており、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずにトイレの確保が困難なことが懸念されている。 そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備(またはバックアップのために併設)することも手段の一つとして研究していく必要がある。 しかしながら、建築基準法第31条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に連結された水栓トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。 地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務手続きに多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行うことになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移管が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限も併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	61	09.産業振 興	都道府県	富山県	国土交通省	A 権限 移譲	中小企業等協同組合法施行令 第32条 中小企業団体の組織に関する 法律施行令第11条	事業協同組合等の設立 認可等に関する事務 都道府県への権限移譲 中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の 区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変 更の認可、報告の徴収、検査等、法令等違反に際す る処分等の事務について、各地方運輸局及び地方整 備局から都道府県へ権限の移譲	地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務手続きに多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行うことになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移管が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限も併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	62	07.産業振 興	都道府県	富山県	経済産業省	A 権限 移譲	中小企業等協同組合法施行令 第32条 中小企業団体の組織に関する 法律施行令第11条	事業協同組合等の設立 認可等に関する事務 都道府県への権限移譲 中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の 区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変 更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対 する処分等の事務について、各経済産業局から都道府 県へ権限の移譲	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等について、既存の事業協同組合等が、例えば新たに外国人技能実習生共同受入事業を行う場合、事業の追加などの定款変更を要することから、経済産業局への認可申請が増大することが想定されている。 特に組合員資格として定款に定められている業種が複数業者の所管にわたる場合は、認可等に多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行うことになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移管が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方経済産業局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限も併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	63	03.医療・ 福祉	中核市	川越市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	国民健康保険法、国民健康保 険法施行令、国民健康保険法 施行規則	前期高齢者のうち高齢 者受給者証の適用を受 ける70歳から74歳の国民 健康保険被保険者の 高額療養費支給申請手 続きの簡素化	国民健康保険高額療養費の支給を受けようとするときは、発生の都度、該当者は高額療養費支給申請書提出することとされている。本市においては、国民健康保険の高額療養費制度の対象となつた方に、行政サービスとして毎月申請案内を送付しており、その件数は平成28年4月の実績で1,913件、5月で2,053件となっている。また、そのうち毎月6割程度が前期高齢者のうち70歳から74歳の方となっており過半数を占めている。 高額療養費制度は、70歳から74歳の方と後期高齢者の間で自己負担限度額について差を設けていない。また、本市の平成26年度の実績で1人当たりの受診件数を算出したところ、70歳未満11年間で13.5回であるのに対し、70歳から74歳の方で26.3回、後期高齢者で29.9回となっており、70歳から74歳の方と後期高齢者の間での差はわずかなものとなっている。これらのことから、70歳から74歳の方と後期高齢者の間で高額療養費制度の手続きに差を設ける必要がないと考えられるが、現状では、高額療養費の支給を受けようとする70歳から74歳の方は、申請するごとに領収書をまとめ、市に提出するといふ煩雑な手続きが必要となっており、後期高齢者と比較して被保険者にとって大きな負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	64	12.その他	町	松田町	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地域おこし協力隊推進要綱 第3 対象	地域おこし協力隊員の 転入地における地域要 件に特定農山村法の指 定地域を追加すること	【支援事例】 ①近年高まっている都市部からの地域才能を持った人材の移住需要やボランティア希望者の受入機会(定住・交流人口)の損失を招いており地域活性化が阻害されている。 ②農山村を抱える地域では都市部においても人口減少が地域と比べ進行していることから、更なる人口減少を招く負のスパイラルに陥る可能性が高まっている。 ＜町における指標＞ 町全体人口は平成12年:12,987人⇒平成27年:11,208人(△1,779人 △13.6%)に減少 町域のうち一部地域が特定農山村法の指定地域とされており、その地域のみの指標は以下のとおり。 【指定地域内における数値】 人口推移 平成12年2807人⇒平成27年2,122人(△259人 △12.4%)に減少。 扶助率 平成12年3.7 →平成27年1.1 (△2.6 △54%)に減少。 (扶助率:65歳以上の老人人口が15～64歳の生産年齢人口に占める割合) 当市では、平成27年10月から本市町村知地区についてNPO法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。 事業の許可にあたっては、標準処理期限内で認可されたが、当市や事業者等で判断する地域公共交通会議等で協議の整った事項のほか、運行の適正については、地域公共交通会議等で判断で担保が可能である。そこで、市町村が委託する事業者等に限っては認可申請に当たり、地域公共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略するなど、	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法201) (a) 処理区域(下水道法(昭33法79)2条1項8号)内の便所(31条)については、災害時においては、建築設備についても応急仮設建築物に対する制限の緩和(85条)の規定が適用されることから、合併処理浄化槽に連結した便所とすることが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。					
4【国土交通省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方運輸局又は地方整備局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、関係する都道府県が連携する仕組みを整備することにより実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、都道府県に移譲することについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 平30 > 4【国土交通省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181) 特定共済組合及び特定共済組合連合会等(全国を地区とするものを除く。)の経営の健全性を判断するための基準の策定(58条の4)並びに施行令33条3号に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任している事業協同組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 施行令12条に基づき地方整備局長又は地方運輸局長へ委任している協業組合等の認可等に係る事務・権限については、政令を改正し、都道府県に2020年中に移譲する。事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。	事業協同組合及び協業組合等の認可等に係る事務・権限について、政令(中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令)を改正し、令和2年10月1日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。	【国土交通省】 中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令中小企業等協同組合法施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号) 中小企業団体の組織に関する法律施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_61	国土交通省総合政策局交通政策課、不動産・建設経済局建設市場整備課
4【経済産業省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方経済産業局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備することについて検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。		事業協同組合及び協業組合等の認可等に係る事務・権限について、政令(中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令)を改正し、令和2年10月1日に当該事務・権限を都道府県に移譲した。	【経済産業省】 中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令中小企業等協同組合法施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号) 中小企業団体の組織に関する法律施行令(令和2年9月30日付け令和2年政令第297号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_62	中小企業庁経営支援部経営支援課
6【厚生労働省】 (12) 国民健康保険法(昭33法192) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。 また、高額療養費の支給申請の際、原則として国民健康保険の保険者の判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証拠書類)の添付を省略できることについて、改めて国民健康保険の保険者に平成28年中に通知する。			【厚生労働省】 市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続の簡素化等について(平成28年12月20日付け厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_63	
6【国土交通省】 (2) 道路運送法(昭26法183) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可の申請等については、地域公共交通会議での協議書類と運輸支局等に提出する申請書類に重複がある部分に関し、省略が可能と考えられるものを具体的に検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 平29 > 6【国土交通省】 (8) 道路運送法(昭26法183) (v) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可等申請において、地方運輸支局等に提出する書類のうち、地域公共交通会議等における協議書類と重複し、かつ、当該書類について変更なく協議が調ったものについては、省令を改正し、平成30年度から提出の省略を可能とする。		【国土交通省】 国土交通省令第七十四号 道路運送法施行規則の一部を改正する省令案について(平成29年12月事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_65	
6【内閣府(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (1) 延長保育事業(子ども・子育て支援法59条2号)又は一時預かり事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第7項)の、定員に空きがあり、当該事業を当該児童健全育成事業(子ども・子育て支援法59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)(対象児童が少人数の場合に限る。)と合同で実施する場合について、双方の事業の安全面、衛生面等に配慮した上での職員配置基準の特例措置等の事業の合同実施に係る要件を検討し、平成28年度中を目途に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【厚生労働省】 「一時預かり事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日付け文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 【厚生労働省】 「延長保育事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_66	

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	中央 官庁	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	区分	供託法令等	提案事項 (審査)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 調整結果(概要)
		03.医療・ 福祉	一般市	三鷹市	警察庁	B 地方 に対する 規制緩和	・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第3条・第4条) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(第6条) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(都条例) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の施行に関する規則(都規則)	風俗営業等の営業所設置に 置ける規制緩和	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第6条第3号により、既存の営業所が閉所し、新たな事業者に入れ替わる際や既存の事業所を建替える際の許可申請ができなくなるという事態が生じている。 また、都道府県等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2号営業所が都道府県の条例で定める地域内にあるときは、許可をしないこととしている。この規定を受けて東京都が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第1項第2号に風俗営業法に係る営業所の設置を特に制限する地域として児童福祉施設の敷地から周囲100m以内の地域(ただし、東京都公安委員会規則で定める地域に該当する区域(商業地域において150m以上の区域)を除く。)と定めている。 このことにより、駅周辺地区の認可保育所の開設や認証保育所の認可への移行の際に、周囲の既存の風俗営業等の営業所が閉所し、新たな事業者に入れ替わる際や既存の事業所を建替える際の許可申請ができなくなる。当該事業者の反対に遭い、認可保育所の開設や認証保育所の認可移行に支援を求めている。 そのため、国が保育定員の受け皿拡大のため待機児童解消緊急対策として主要事業に掲げている「認可外保育施設等の認可化移行支援」を実施するうえで、駅周辺に多数設置している認可外保育施設の認可移行に支援が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html	
H28	67										
		03.医療・ 福祉	一般市	三鷹市	内閣府、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	・放課後児童健全育成事業の実施について(平成27年厚労発0521第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	放課後児童健全育成事業における要件緩和	放課後児童健全育成事業における通所児童数の少ない日に2つの学童クラブを合同で実施した場合に、双方の開所日数に合同開所日数をふくめることができる。 ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	土曜日については、通所児童数が10人にも満たない「学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)が多くあり、放課後児童支援員の人財が限られていることから、同一学校において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。しかしながら、2支援を合同で実施した場合、1か所しか開所扱いとならない。開所扱いとならない「学童クラブは、年間開所日数250日以上」の事業所に該当しない可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html
		07.産業振興	指定都市	京都市	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩和	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条、第4条、第7条、第9条、第11条、第13条 伝統的工芸品産業支援補助金の募集要綱	伝統的工芸品の指定に係る要件の緩和	伝統的工芸品の指定における生産規模要件(一定の地域において少なくとも数人の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。)を撤廃する。 また、その製造に従事しているものがあること。)を撤廃する。	伝統的工芸品産業支援補助金の対象は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条、第7条、第9条、第11条及び第13条に規定する計画を定めたものに対象が限られており、当該計画は、同法第2条に基づく経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品について、当該工芸品の製造事業者や、製造事業者を構成しとする事業協同組合等でないことと決定することができない。 一方、伝統的工芸品の指定を受けるためには、「一定の地域において少なくとも数人の者がその製造を行い、又はその製造に従事している」ことが求められている。 そのため、小規模の事業者が伝統的工芸品産業支援補助金の対象外となっており、真に支援を必要とするところへの十分な支援ができていない。	—
H28	69										
		12.その他	都道府県	静岡県	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	地方自治法施行令第158条第1項	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大	地方自治法施行令第158条第1項に定める「徴収又は収納の委託」ができる歳入に、貸付金の延滞利息を加える。	県の貸付金の元金償還金の債権回収業務について、現在、その一部について民間の債権回収会社に委託しているが、貸付金の延滞利息については地方自治法施行令上、民間委託ができないため、元本の回収業務のみ委託し、県の職員が延滞利息の回収業務を行っている。 公金の取扱いを定める自治令第158条の趣旨は、公金は、その性格からして、民間委託は原則禁止されるが、私人に取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合には、民間委託を可能とすることである。 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針においても、延滞利息と同様の性質をもつ貸付金の違約金について「私人に委託することを中心とする方向で検討」するとされている。 高等学校等奨学金等の債権回収業務について、元本部分のみを委託するため、業務の効率化の限定的なものとなっているほか、元本と延滞利息の一元的な債権管理が困難となっている。また、債務者にとっては、返済の種類により請求元(支払先)が異なることから、混乱の原因となっている。 工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に適合供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。 一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通達者と建設者の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(特に試験的な措置として供給が行われる場合)として、日量600㎥未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要があるとされている。 近年、工業用水の需要が漸増している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行うとする場合であっても、水利権の許可可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html
H28	70										
		07.産業振興	都道府県	静岡県	経済産業省、国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	①工業用水の一部を工業用以外の用途の用に転用する場合の水利処分取扱いについて(昭和58年2月16日付建設省河川局長政課長補佐事務連絡) ②通商産業省立地公局局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐発書(昭和58年2月16日付) ③河川法施行規則第11条第2項	工業用水道事業における雑用水を供給する際の、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める	工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に適合供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。 一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通達者と建設者の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(特に試験的な措置として供給が行われる場合)として、日量600㎥未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要があるとされている。 近年、工業用水の需要が漸増している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行うとする場合であっても、水利権の許可可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html	
H28	71										
		07.産業振興	都道府県	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、長野県	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成23年8月23日府地第126号)」	総合特別区域計画に定める、事業の推進を図るため、総合特区推進調整費の支援期間の延長	総合特区推進調整費による支援期間は、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているが、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き、調整費を活用できるよう、支援期間を延長すること。 本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 【平成25年度調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取組み、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り組むことができたもの。	【支援事例】 平成24年に認定を受けた「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」計画は、数値目標の目標年(平成27年)を迎えたため本年3月の計画変更により、新たな目標年度を「平成32年度」とする数値目標を設定した。 一方、総合特区推進調整費による支援期間は「総合特区推進調整費の使途等に関する基準について(平成23年8月23日府地第126号)」により、「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られており、本特区では、最初の計画認定から5年を経過した平成29年3月9日以降は調整費の活用ができない。 【制度改正の必要性】 本特区は、平成25年度に販路開拓事業に特区調整推進費を活用した実績がある。今後も活用の可能性があり得ることから、今回の計画変更に伴う目標期間の延長に合わせ、調整費の支援期間の延長を求めるものである。 【平成25年度調整費の活用について】 調整費を活用することにより、支援機能調査、試験設備の基準仕様取組み、海外販路開拓チャンスの創出に機動的に取り組むことができたもの。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka_yosan.html
H28	72										
		05.教育・文化	都道府県	福井県	文部科学省	A 権限 移譲	学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条、大学設置基準	新規学部設置認可権限の都道府県への移譲	公立大学・私立大学における定員100人未満の新規学部設置認可権限を都道府県に移譲及び大学設置基準に定める基準校種面への緩和	東京一極集中を是正するため、大学進学段階での県外流出を防ぎ、県内大学進学を促進することは重要である。本県の大学進学者は3494人(H27年)であるのに対し、県内大学等の定員数は2565人(H28年度)であり、かつ、定員充足率が100%を超えていることから、学生の県内進学希望を充足できない。 従って、より多くの学生を県内にとどめるためには、県内大学における学部の新設が必要であるが、現状では、学校教育法第4条において、学部の設置は文部科学大臣の認可が必要となっており、各地域の抱える課題に基づく学部新設の認可を得るハードルが高く、迅速かつ効果的な人口減少対策が実現できない。 また、県内の大学において、学部の新設を検討したが、基準に適合する面を確保することが難しくなったため、設置を断念した事例があった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html
H28	73										
		02.農業・農地	都道府県	石川県	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	農業災害補償法第131条、143条の2 都道府県農業共済保険審査会規程	農業共済保険審査会の 必要義務の見直し	農業災害補償法(以下「法」という。)第143条の2の規定により設置されている都道府県農業共済保険審査会(以下「審査会」という。)について、審査事実が発生した場合など、都道府県の判断により必要に応じて設置できるよう必要義務を見直しはしない。 【提案の背景】 本県においては、昨年度内4つの農業共済組合が合併・1組合化したことで、農業共済組合連合会が解散となった。そのため、法第131条で規定する「農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について、当該農業共済組合連合会に対し訴を提起することはなくなった。また、法第142条の2で規定する知事の諮問に応じた調査審議についても、本県においては、通常責任保険歩合(共済金額に係る各組合と連合会の負担割合)について審査会に諮問していたこともあったが、組合の合併・規模拡大に伴い、歩合は各組合・連合会の同意を得て同率・据置きで更新する程度となっており、昭和52年以降長期にわたり諮問していない状況である。また、連合会解散後は通常責任保険歩合を定める必要はない。 都道府県農業共済保険審査会規程第5条の規定により、審査会の委員の任期が3年と定められているため、任期満了に伴う変替費の際、審査会の開催が殆ど見込まれないにも拘わらず委員に就任依頼の説明などを行う必要があるが、委員からは開催の目的がない審議会の委員に就任する必要性を問われるなど、苦慮している状況である。 現在、都道府県を跨ぐ転居の場合、自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行に必要があり、医師診断書又は意見書、支給認定申請書、健康保険証・課税情報及び世帯情報の閲覧同意書などの多くの書類を提出する必要があるが、受給者の負担となっている。 また、新規発行の手続きには、都道府県とやり取り等も含めて3週間程度の時間を要し、受給者が希望するタイミングで、受給者証を発行できず、結果、通院することができなくなることもある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html	
H28	74										
		03.医療・福祉	町	南会津町	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行手続きの簡略化	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行において、都道府県を跨ぐ転居に必要であり、医師診断書又は意見書、支給認定申請書、健康保険証・課税情報及び世帯情報の閲覧同意書などの多くの書類を提出する必要があるが、受給者の負担となっている。 また、新規発行の手続きには、都道府県とやり取り等も含めて3週間程度の時間を要し、受給者が希望するタイミングで、受給者証を発行できず、結果、通院することができなくなることもある。	現在、都道府県を跨ぐ転居の場合、自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行に必要があり、医師診断書又は意見書、支給認定申請書、健康保険証・課税情報及び世帯情報の閲覧同意書などの多くの書類を提出する必要があるが、受給者の負担となっている。 また、新規発行の手続きには、都道府県とやり取り等も含めて3週間程度の時間を要し、受給者が希望するタイミングで、受給者証を発行できず、結果、通院することができなくなることもある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html
H28	75										
		03.医療・福祉	町	南会津町	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新手続きの期間延長	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新の期間を1年毎から2年毎に延長された。	本町においては、自立支援医療(精神通院医療)受給者証を5年以上所持している人が所持者の約7割を占めており、症状が改善される例は少ないにも関わらず、障害者総合支援法施行令により1年以内の更新手続きが必要となり、受給者にとって負担となっている。 また、原則2年毎に更新となっている精神保健福祉手帳を5年以上所持している人の割合は約7割という状況に比して、更新期間が短い自立支援医療(精神通院医療)受給者証を5年以上所持している人が約7割という状況を鑑みると、自立支援医療(精神通院医療)受給者証を2年毎に更新しても大きな支障はないと考えている。 また、本町において、更新は年間約170件程度あり、受給者によって、更新のタイミングも区々となっていることから、事務も煩雑となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu/kekka.html
H28	76										

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【警察庁】 (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭23法122) 風俗営業の営業制限地域の指定(4条2項2号)については、地域の基層に応じて、各都道府県の定める風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等において、保育所等の児童福祉施設を定めていない例や図書館を定めている例があるほか、保全対象施設の周囲であっても一部の地域を除外する旨規定している例があるなど、営業制限地域及び保全対象施設を柔軟に定めることができることを、都道府県に平成28年中に周知する。 [措置済み(平成28年10月24日付け警察庁生活安全局保安課事務連絡)]			【警察庁】 風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準について(平成28年10月24日付け警察庁生活安全局保安課理事官事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_67	
6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (イ)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る連約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成29年中に可能とする。			【総務省】 地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布及び施行について(通知)(平成29年12月27日付け総行第294号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_70	
6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (イ)学部を設置するに当たり適用される学部の規模に定じ定める校舎の面積(大学設置基準(昭31文部省令28)37条の2)については、学部の学生が使用するスペース以外にも、教授の研究スペース、事務室及び学長室、学部間で共用する教室等を含めることができることを、大学の設置者に平成28年度中に通知する。					
6【農林水産省】 (1)農業災害補償法(昭22法185) (イ)都道府県農業共済保険審査会については、現在、必ず設置することとされているが、農業共済組合連合会が存在しない場合には、都道府県が必要に応じて設置することを可能とする。					
6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (イ)自立支援医療に係る支給認定を受けた障害者等が当該支給認定の有効期間内に当該支給認定をした市町村(精神通院医療に関しては、都道府県又は指定都市とする。以下「市町村等」という。)以外の市町村等に転居した場合における転居先の市町村等に対する支給認定の申請(53条)については、障害者等の利便性を向上させ転居後の自立支援医療の受診に支障が生じないようにする観点から、申請窓口である転居先の市町村が当該障害者等の転居元の市町村等における支給認定に係る医師の意見書及び診断書を取り寄せることが可能なこと、精神通院医療については転居先の市町村に申請のあった日を支給認定の有効期間の始期とすることが可能なこと等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。					
6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (イ)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令3 > 5【厚生労働省】 (48)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (注)自立支援医療に係る支給認定等(54 条)の事務については、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、施行規則54 条に規定する給付であって、マイナンバー制度における情報連携の対象となっていない「給付(給付保険法(昭14 法73)に基づく障害年金及び障害手当金等)に係る照会方法等を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年9月30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知、令和3年9月30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)]	マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省略可能な書類等の負担軽減方策を整理し、情報連携できない情報の収集方法等の負担軽減方策を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月30日付けで地方公共団体に周知を行った。	【厚生労働省】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない「給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて(通知)(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 【厚生労働省】 令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る事務手続及び省略可能な書類の一覧等について(令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_76	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【農林水産省】 (16)6次産業化ネットワーク活動交付金 6次産業化ネットワーク活動交付金の交付対象事業のうち、整備事業(地域タイプ)については、当該事業において整備した施設を用いて開発した新商品の試験販売を行うことが可能であることを明確化するため、「6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱」(平成25農林水産省)を平成28年度中に改正する。			【農林水産省】6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱の一部改正について (平成29年3月27日付け農林水産事務次官通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_78	
6【国土交通省】 (6)都市公園法(昭31法79) (i)都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。			【国土交通省】公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて (平成29年3月31日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_80	
6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (vi)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 *認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるよう、地方公共団体に平成28年度中に周知する。 *認定資格研修を受講していない者であって認定資格研修の講師となった者が講義した科目については、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるよう、地方公共団体に平成28年度中に周知する。					
6【総務省(11)】【国土交通省(18)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26法127) (1)台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき対処している事例の調査を行い、地方公共団体に平成29年度中に情報提供を行う。					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案募集の属性	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 審査結果（留意点）
H28	02_農業・ 農地	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第104(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の(1)、2(1)及び(2)、第9、多面的機能支払交付金実施要領第9の1(1)、2	日本型直接支払制度における事業実施期間等の要件緩和 農業・農村の有する多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の維持・発揮を図るための日本型直接支払制度においては、高齢者等の参加を促進し、地域の共同活動と農業生産活動の継続を推進するため、事業実施期間(現行5年)については、5年以内で柔軟に設定できるようにすること。また、人口減少や高齢化により実施期間内に事業の一部が継続できなかった場合に、事業開始(認定)の年度にまで遡及される返還義務を、活動実績が確認できる年度分については、返還を免除すること。	高齢者の多い集落では、5年間の農地維持が困難であることや、また、農地を適切に保全したいにもかかわらず事業の一部が継続できなくなった場合には事業開始年度に遡っての返還が必要ことから、取組を躊躇したり、参加をあきらめるケースが多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosan.html
H28	02_農業・ 農地	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金実施要領第1の15(1)	多面的機能支払交付金制度における返還免除要件の見直し 農業・農業用水路等の保全を目的とした多面的機能支払交付金では、その取組(農地法面の草刈り、水路の泥上げなど)を維持・継続するため、地域での人口減少や高齢化の現状を踏まえ、返還免除の要件において、中山間地域等直接支払制度と同様に、農業者の病気や高齢等の要件を加えること。	農業者の病気、高齢等により農地を維持できなくなった場合には、事業開始年度に遡っての返還が必要ことから、取組を躊躇するケースがある。一方、中山間地域等直接支払制度では農業者(家族を含む。)の死亡や病気、高齢等の理由により事業を継続できなくなった場合は返還が免除され、両交付金制度に参加する集落が多い中で、返還免除要件に違いがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosan.html
H28	02_農業・ 農地	都道府県	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3(2)、4(1)、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第8の3(2)、第9の1(1)	中山間地域等直接支払制度における返還免除要件の緩和 事業の一部が継続できなかった場合に集落全体に及ぶ返還義務について、高齢者が参加しやすい、多面的機能支払交付金と同様に、農作部分(個人部分)のみとし、中山間地域への移住促進や、担い手への農地集積・集約の円滑化を妨げることのないよう、協定からの農地除外の免責事由を拡大すること。	交付金の返還要件として、5年間の活動が継続できれば一定要件以外は、「協定農用地のすべてについての交付金(集落全体の交付金)」の返還義務がある中、今年度、協定農用地面積が1ha以上又は集落全体が要件となっていることから県内で取組む協定がない状況にあり、高齢者は5年後も健康で農業を続けたいことへの不安やその際の集落(他の参加者)への負担(迷惑)になることを心配し、当初から参加をあきらめる者も多い。一方、多面的機能支払交付金では、当該農用地部分に交付された交付金(個人の交付金)のみの返還でよく、両交付金制度に参加する集落も多い中で、返還免除要件に違いがある。 農用地を後継者の住宅や農林大産業関連施設へ転用することは認められているが、住宅以外の施設(店舗、作業倉、倉庫等)への転用は認められていないため、移住しようとする者や担い手等の就業機会の確保、経営の安定化に向けた体制整備において支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosan.html
H28	03_医療・ 福祉	都道府県	宮崎県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条(都道府県計画)	地域医療介護総合確保基金の地域的事情に応じた柔軟な活用について 緊急通行車両等の事前届出における事務の見直し 災害対策基本法第76条第1項、災害対策基本法施行規則第6条、別記様式第3、別記様式第4 災害対策基本法第76条第1項、災害対策基本法第76条第1項、 「大規模災害に伴う交通規制実施要領」(平成24年3月8日付)警防内閣(内閣府第7号等)	当該基金が目的とする医療提供体制の見直しや地域包括ケアシステムの構築を実現するためには、地域自らが、それぞれの地域の実情を踏まえた柔軟な発想による取組を進めることが重要であるが、現在、基金の対象となる事業については、国が示す事業メニューに記載されたものに限定している。 このため、例えば、現在の規定では介護専門人材育成事業において地域にニーズのある専門人材が対象外となっているといった支障が生じている。 このような支障を解消するため、国が示す事業メニューはあくまで例示とし、制度の趣旨に沿った内容であれば柔軟に事業対象として認めることを提案する。 【制度改正の必要性】災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想定外の様々な事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用して、事務手続きに時間を要する。個人車においては、平成28年度本地震に伴った被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受け際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続が非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療器具)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標準・証明書を交付しない仕組みとなった。 【制度改正の内容】現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。 【支障事例】事前届出の車両であっても、災害発生後の標準・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標準・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。個人車においては、平成28年度本地震に伴った被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受け際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続が非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療器具)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標準・証明書を交付しない仕組みとなった。 【状況の変化】東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)員体制を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年度本地震においては、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地で公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自衛隊による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態が生じている。 本市においては、本市の関係団体であるさいま市産業創造財団が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新等認定支援機関として認定を受けており、同財団を通じて、同法に基づく経営革新計画の策定支援等を含む総合的な中小企業支援を実施しているところである。 しかしながら、同法に基づく経営革新計画の認定は都道府県の事務とされていることから、本市としての実施する事業との連携が図りにくくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	08_消防・ 防災・安全	都道府県	新潟県、福島県、栃木県	内閣府、警察庁、総務省	B 地方 に対する 規制緩和	災害対策基本法第76条第1項、災害対策基本法施行規則第6条、別記様式第3、別記様式第4 災害対策基本法第76条第1項、災害対策基本法第76条第1項、 「大規模災害に伴う交通規制実施要領」(平成24年3月8日付)警防内閣(内閣府第7号等)	災害発生時における緊急通行車両等の事前届出制を採用しており、都道府県知事又は公安委員会は車両毎に事前に確認し、標準及び証明書を交付することとなっているが、次のように見直し。 ①事前届出の段階で、予め標準・証明書を交付する仕組みとする。 ②車両毎の届出ではなく、事業者毎や台数のみの届出とする。	【制度改正の必要性】災害は、常に様々な様相を呈し発生する。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想定外の様々な事態に遭遇するもの。そのため、緊急通行車両等の事前届出制を採用して、事務手続きに時間を要する。個人車においては、平成28年度本地震に伴った被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受け際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続が非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療器具)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標準・証明書を交付しない仕組みとなった。 【制度改正の内容】現場の最前線に立つ自治体の公用車等についても、緊急自動車と同様、災害発生後に迅速な災害応急対策を可能とする仕組みが必要である。 【支障事例】事前届出の車両であっても、災害発生後の標準・証明書の確認申請時、車両使用者は車両毎に確認申請書を作成し、確認者は車両毎に標準・証明書を交付するなどの事務手続きが省略できず、事務手続きに時間を要する。個人車においては、平成28年度本地震に伴った被災地での医療支援のために使用する車両について、緊急通行車両等確認証明書の発行を受け際に、車両ごとに車検証等の書類が必要となり、事務手続が非常に煩雑であったとの意見もあった。また、災害時に必要な物資(医療器具)の供給に関する協定を締結している団体から、災害発生に備えて事前に標準・証明書を交付しない仕組みとなった。 【状況の変化】東日本大震災の教訓等を踏まえ、全国知事会では、都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)員体制を構築するなど、災害時の広域応援体制の重要性・必要性が増している。平成28年度本地震においては、新潟県をはじめ日本全国の各自治体から被災地へ応援派遣しているが、被災地で公用車で移動せず、被災地周辺でレンタカー等の車両を調達し、現地で災害応急対策の支援を行うなど、広域応援自衛隊による災害応急対策において車両の特定が困難である場合もある。このように、想定とは異なる事態が生じている。 本市においては、本市の関係団体であるさいま市産業創造財団が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新等認定支援機関として認定を受けており、同財団を通じて、同法に基づく経営革新計画の策定支援等を含む総合的な中小企業支援を実施しているところである。 しかしながら、同法に基づく経営革新計画の認定は都道府県の事務とされていることから、本市としての実施する事業との連携が図りにくくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	07_産業振 興・ 防災・安全	指定都市	さいたま市	経済産業省	A 権限 移譲	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条	経営革新計画の承認を指定都市でも実施できるようにすること 都道府県から指定都市への移譲	本市においては、本市の関係団体であるさいま市産業創造財団が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新等認定支援機関として認定を受けており、同財団を通じて、同法に基づく経営革新計画の策定支援等を含む総合的な中小企業支援を実施しているところである。 しかしながら、同法に基づく経営革新計画の認定は都道府県の事務とされていることから、本市としての実施する事業との連携が図りにくくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	08_消防・ 防災・安全	指定都市	さいたま市	内閣府、警察庁、総務省	B 地方 に対する 規制緩和	道路交通法施行令第13条第1項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項	道路交通法施行令第13条第1項に、「国民保護法上の国民保護措置の実施等に当たり、使用する自動車」を新たに加えること	現行法では、地方公共団体が大規模テロなどの緊急事態発生時に対応できる「緊急自動車」の規定がないため、「緊急自動車」以外の自動車等で現地に向かうことしかできず、急行することが困難である。さらに、現地周辺の交通混乱に巻き込まれ、現地に到着できないおそれもある。 地方公共団体においては、国民保護法及び「国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について」(平成19年内閣官房)に基づき、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると見られ、現地調整所を迅速に設置することが推奨されており、当市でも「さいたま市国民保護計画」、「さいたま市現地調整所活動マニュアル」等を作成し、緊急事態発生時に対する体制を整えているところである。 しかしながら、上記マニュアルを活用し、緊急事態に対応するためには、現地に早く到着する必要があるが、現状においては、警察車両の先導を受け現地に向かう方法とらざるを得ない状況である。 このため、事態が住民避難を要すると判断される場合でも、現地で活動中の関係機関との情報共有及び避難に係る、時機に適合した調整を開始することが困難であり、市民の被害が拡大するおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	01_土地利用 (農地除く)	都道府県	栃木県	農林水産省	A 権限 移譲	森林法第26条	森林法第25条1号～3号保安林の解除権限の知事への移譲	地方公共団体等が実施する公共事業に伴う、森林法第3条の3に規定されている規模未満の森林法第25条1号～3号保安林の解除に係る権限について、知事に移譲すべき	—
H28	06_環境・ 衛生	都道府県	栃木県	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩和	工場立地法施行規則第4条	工場立地法により設置を要する環境施設について、蓄電池設備を追加する。	工場立地法により設置を要する環境施設について、蓄電池設備を追加する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	07_産業振 興	都道府県	栃木県	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩和	砂利採取法第20条第1項但し書き及び第2項	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可に上らず、届出で足りることとされている。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。 当該事務については、行政としては概ね処理日数2日×10年度で年20日程度の負担が分かっており、事業者として認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣官房(1)】【警察庁(4)】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112) 国民の保護のための措置の的確かつ迅速な実施のため緊急の必要があると認められる場合に実施される交通の規制(155条1項)について は、そのような必要があると認められる区域又は道路の区間において実施されるものであり、地方公共団体が国民の保護のための措置を的確 に実施するための現地調整所を迅速に設置するための出動に使用する自動車は、同項に規定する緊急通行車両として位置付けられることに ついて、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。					
6【経済産業省(4)】【国土交通省(9)】 砂利採取法(昭43法74) (a)認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な該当 範囲を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【経済産業省(4)】【国土交通省(15)】 砂利採取法(昭43法74) 砂利採取計画については、2018 年度中に省令を改正し、認可では なく届出により対応可能な軽微な変更(20 条2項)として取り扱う事項 を規定する。	砂利採取計画について、認可ではなく届出により対応可能な軽微な変更として取り扱う 事項を省令で規定した。	【経済産業省】【国土交通省】砂利の採取計画等に関する規則の一部を改正する 省令(平成31年経済産業省・国土交通省令第2号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_93	経済産業省製造産業局素材産業課 国土交通省水管理・国土保全局治水課

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府(1)】【厚生労働省(1)】 児童福祉法(昭22法164) 一時預かり事業及び育児保育事業の届出提出先、立入検査等の事務・権限(34条の12、34条の14、34条の18及び34条の18の2)については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。あわせて、同制度の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理体制等について、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。					
6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (ⅳ)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。))の実施等については、以下のとおりとする。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (ⅰ)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従ふべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	放課後児童クラブに係る「従ふべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_98	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (ⅴ)里親制度の運営については、里親に委託されている児童が放課後児童クラブを利用することが可能であることを平成28年度中に明確化する。			【厚生労働省】「里親制度の運営について」の一部改正について(平成29年3月31日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_100	
6【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) 土地改良区等が管理する土地改良財産の他目的使用及び改修・追加工事の申請に係る都道府県經由事務については、平成29年度中に政令を改正し、廃止する。					
6【内閣府(5)】【総務省(7)】【厚生労働省(19)】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 公費負担の申請時(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39条1項)の際に、都道府県において保険情報を確認する必要がある、この点における事務の効率化を行うためのものであることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。			【厚生労働省】「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の規定に基づく事務の対応について(平成29年3月2日付け厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_103	

分野	分野	提案団体	提案者	関係府省	提案内容	施策概要	具体的な支援事例	提案年における最終的状況			
H28	105	12.その他	施行時期市	川口市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第28条の4 再任用制度の緩和	他自治体により退職した職員を当市で再任用することができるようになる。	当市では、他自治体との人事交流等により他自治体で任用された職員が、地方法第40条などの方法により、当市の職員として勤務している。大半の職員は、一定期間の後、当初、任用された自治体へ戻ることが多いが、当市では、そのような人材の中心から、当市の実情を考慮して職員を、再任用、活用できないかと考えている。しかしながら、現行の地方公務員法は再任用することができない職域は当該地方公共団体の職員にのみ限られており、当市の適切な人材確保に支障をきたしている。他自治体から、再任用により当市に人材確保が図れることを見守っているが、退職時、当該職員は職員である場合は、当市で再任用することができない。群馬県、千葉県にある小中学生対象の私立通信制学校に、当市の実情に精通し、当該自治体で学習施設の地域の状況を熟知した他自治体で退職した職員を再任用することを検討しているが、再任用することができ職員が当該地方公共団体の定年退職者等に限定されてはならない、適切な人材確保に支障をきたしている。	https://www.cao.go.jp/bunkun-suishin/teianbyou/2016/teianbyouyukkka.html	
H28	106	12.その他	施行時期市	茅ヶ崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	連携中都市圏構想推進要綱 (平成28年4月1日付総行市第31号)	連携中都市圏構想推進要綱に定める「連携中都市圏」の要件の緩和と提案する。	現行の連携中都市圏構想は、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象としているが、「連携中都市圏」の要件の緩和と提案する。意欲ある地域を応援するため、三大都市圏の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏として、一定の上乗れを有する場合には、連携中都市圏に位置づけられるよう編成改定を提案するものである。	連携中都市圏構想推進要綱では、相当の規模と中核性を有する圏域の大都市が近隣市町村と連携し、「経済成長の牽引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活圏機能の向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を築くための拠点を形成することを目的としている。連携中都市圏は、連携中都市圏の区域外にある地域を対象として推進し、加えて、三大都市圏の区域外から時間距離が相当離れて自立した地域を形成している地域を対象とし、さらに、具体的な要件として①指定都市・中核市、②夜間人口比率が概ね1以上、③指定都市や特別区に存在する人口を、対象と位置付けている。このように、主として三大都市圏の区域外にある地域を対象として、人口減少・少子高齢化社会において一定の府県サービス確保に資するためには、近隣自治体の広域連携を進め、効果的・効率的な行政運営を行うことが必要となる。三大都市圏の区域内にも、都市市町村区域や医療圏等と同一とする様々な人口規模の自治体が存在する状況を踏まえれば、三大都市圏の区域外と同様に中核都市を中心とした一定の圏域を形成することが可能と見られる。	https://www.cao.go.jp/bunkun-suishin/teianbyou/2016/teianbyouyukkka.html
H28	107	10.運輸・交通	中核市	総務省	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金(難易度調整費補助金)の要件緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱において、難易度調整費補助金の交付要件として「概略図の提出」の要件を削除し、①地方自治法第22条第2項及び第3項、②地方自治法第24条第2項及び第3項、③地方自治法第24条第2項及び第3項、④地方自治法第24条第2項及び第3項、⑤地方自治法第24条第2項及び第3項、⑥地方自治法第24条第2項及び第3項、⑦地方自治法第24条第2項及び第3項、⑧地方自治法第24条第2項及び第3項、⑨地方自治法第24条第2項及び第3項、⑩地方自治法第24条第2項及び第3項、⑪地方自治法第24条第2項及び第3項、⑫地方自治法第24条第2項及び第3項、⑬地方自治法第24条第2項及び第3項、⑭地方自治法第24条第2項及び第3項、⑮地方自治法第24条第2項及び第3項、⑯地方自治法第24条第2項及び第3項、⑰地方自治法第24条第2項及び第3項、⑱地方自治法第24条第2項及び第3項、⑲地方自治法第24条第2項及び第3項、⑳地方自治法第24条第2項及び第3項、㉑地方自治法第24条第2項及び第3項、㉒地方自治法第24条第2項及び第3項、㉓地方自治法第24条第2項及び第3項、㉔地方自治法第24条第2項及び第3項、㉕地方自治法第24条第2項及び第3項、㉖地方自治法第24条第2項及び第3項、㉗地方自治法第24条第2項及び第3項、㉘地方自治法第24条第2項及び第3項、㉙地方自治法第24条第2項及び第3項、㉚地方自治法第24条第2項及び第3項、㉛地方自治法第24条第2項及び第3項、㉜地方自治法第24条第2項及び第3項、㉝地方自治法第24条第2項及び第3項、㉞地方自治法第24条第2項及び第3項、㉟地方自治法第24条第2項及び第3項、㊱地方自治法第24条第2項及び第3項、㊲地方自治法第24条第2項及び第3項、㊳地方自治法第24条第2項及び第3項、㊴地方自治法第24条第2項及び第3項、㊵地方自治法第24条第2項及び第3項、㊶地方自治法第24条第2項及び第3項、㊷地方自治法第24条第2項及び第3項、㊸地方自治法第24条第2項及び第3項、㊹地方自治法第24条第2項及び第3項、㊺地方自治法第24条第2項及び第3項、㊻地方自治法第24条第2項及び第3項、㊼地方自治法第24条第2項及び第3項、㊽地方自治法第24条第2項及び第3項、㊾地方自治法第24条第2項及び第3項、㊿地方自治法第24条第2項及び第3項、1.地方自治法第24条第2項及び第3項、2.地方自治法第24条第2項及び第3項、3.地方自治法第24条第2項及び第3項、4.地方自治法第24条第2項及び第3項、5.地方自治法第24条第2項及び第3項、6.地方自治法第24条第2項及び第3項、7.地方自治法第24条第2項及び第3項、8.地方自治法第24条第2項及び第3項、9.地方自治法第24条第2項及び第3項、10.地方自治法第24条第2項及び第3項、11.地方自治法第24条第2項及び第3項、12.地方自治法第24条第2項及び第3項、13.地方自治法第24条第2項及び第3項、14.地方自治法第24条第2項及び第3項、15.地方自治法第24条第2項及び第3項、16.地方自治法第24条第2項及び第3項、17.地方自治法第24条第2項及び第3項、18.地方自治法第24条第2項及び第3項、19.地方自治法第24条第2項及び第3項、20.地方自治法第24条第2項及び第3項、21.地方自治法第24条第2項及び第3項、22.地方自治法第24条第2項及び第3項、23.地方自治法第24条第2項及び第3項、24.地方自治法第24条第2項及び第3項、25.地方自治法第24条第2項及び第3項、26.地方自治法第24条第2項及び第3項、27.地方自治法第24条第2項及び第3項、28.地方自治法第24条第2項及び第3項、29.地方自治法第24条第2項及び第3項、30.地方自治法第24条第2項及び第3項、31.地方自治法第24条第2項及び第3項、32.地方自治法第24条第2項及び第3項、33.地方自治法第24条第2項及び第3項、34.地方自治法第24条第2項及び第3項、35.地方自治法第24条第2項及び第3項、36.地方自治法第24条第2項及び第3項、37.地方自治法第24条第2項及び第3項、38.地方自治法第24条第2項及び第3項、39.地方自治法第24条第2項及び第3項、40.地方自治法第24条第2項及び第3項、41.地方自治法第24条第2項及び第3項、42.地方自治法第24条第2項及び第3項、43.地方自治法第24条第2項及び第3項、44.地方自治法第24条第2項及び第3項、45.地方自治法第24条第2項及び第3項、46.地方自治法第24条第2項及び第3項、47.地方自治法第24条第2項及び第3項、48.地方自治法第24条第2項及び第3項、49.地方自治法第24条第2項及び第3項、50.地方自治法第24条第2項及び第3項、51.地方自治法第24条第2項及び第3項、52.地方自治法第24条第2項及び第3項、53.地方自治法第24条第2項及び第3項、54.地方自治法第24条第2項及び第3項、55.地方自治法第24条第2項及び第3項、56.地方自治法第24条第2項及び第3項、57.地方自治法第24条第2項及び第3項、58.地方自治法第24条第2項及び第3項、59.地方自治法第24条第2項及び第3項、60.地方自治法第24条第2項及び第3項、61.地方自治法第24条第2項及び第3項、62.地方自治法第24条第2項及び第3項、63.地方自治法第24条第2項及び第3項、64.地方自治法第24条第2項及び第3項、65.地方自治法第24条第2項及び第3項、66.地方自治法第24条第2項及び第3項、67.地方自治法第24条第2項及び第3項、68.地方自治法第24条第2項及び第3項、69.地方自治法第24条第2項及び第3項、70.地方自治法第24条第2項及び第3項、71.地方自治法第24条第2項及び第3項、72.地方自治法第24条第2項及び第3項、73.地方自治法第24条第2項及び第3項、74.地方自治法第24条第2項及び第3項、75.地方自治法第24条第2項及び第3項、76.地方自治法第24条第2項及び第3項、77.地方自治法第24条第2項及び第3項、78.地方自治法第24条第2項及び第3項、79.地方自治法第24条第2項及び第3項、80.地方自治法第24条第2項及び第3項、81.地方自治法第24条第2項及び第3項、82.地方自治法第24条第2項及び第3項、83.地方自治法第24条第2項及び第3項、84.地方自治法第24条第2項及び第3項、85.地方自治法第24条第2項及び第3項、86.地方自治法第24条第2項及び第3項、87.地方自治法第24条第2項及び第3項、88.地方自治法第24条第2項及び第3項、89.地方自治法第24条第2項及び第3項、90.地方自治法第24条第2項及び第3項、91.地方自治法第24条第2項及び第3項、92.地方自治法第24条第2項及び第3項、93.地方自治法第24条第2項及び第3項、94.地方自治法第24条第2項及び第3項、95.地方自治法第24条第2項及び第3項、96.地方自治法第24条第2項及び第3項、97.地方自治法第24条第2項及び第3項、98.地方自治法第24条第2項及び第3項、99.地方自治法第24条第2項及び第3項、100.地方自治法第24条第2項及び第3項、101.地方自治法第24条第2項及び第3項、102.地方自治法第24条第2項及び第3項、103.地方自治法第24条第2項及び第3項、104.地方自治法第24条第2項及び第3項、105.地方自治法第24条第2項及び第3項、106.地方自治法第24条第2項及び第3項、107.地方自治法第24条第2項及び第3項、108.地方自治法第24条第2項及び第3項、109.地方自治法第24条第2項及び第3項			

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【総務省】 (4) 地方公務員法(昭25法261) 地方公共団体の定年退職者等(28条の4)については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平14法48)に基づき、他の地方公共団体においても任用できることや、その具体的な任用事例について地方公共団体に平成28年度中に通知するなど、必要な周知を行う。			【総務省】 任期付職員制度における他団体の定年退職者等の任用例について(平成29年1月20日付け総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_105	
6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (ii) 給与その他の給付に関する処分等についての審査請求(206条2項、229条2項、231条の3第7項、238条の7第2項、243条の2第11項及び244条の4第2項)については、当該審査請求が不適法であり却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、報告とする。			【総務省】 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方自治法の改正について(通知)(平成29年5月8日付け総務省自治行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_110	
6【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(昭22法164) (vi) 放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。の実施等については、以下のとおりとする。 ・子育て支援員研修修了者が認定資格研修の受講に必要とされる実務経験の短期化については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (3) 児童福祉法(昭22法164) (1.) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】 児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】 児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_111	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
6【環境省】 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (1.) 同法における放射性物質及びこれによって汚染された物の適用除外規定(2条)の取扱いについては、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平23法110)附則6条に基づいて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。あわせて、当該検討に基づく結論が出るまでの間の取扱いを、他法令との関係を整理した上で、地方公共団体に平成29年夏までに周知する。		・前半検討中。 ・後半措置済み、以下のとおり。 指摘された支障事例であるラドン温泉器を含む放射性物質が含まれる一般消費財の廃棄時の取扱いについて、平成29年6月26日開催の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、廃棄物処理法の対象とはならないものの通常の廃棄物に準じた取扱いをしても差し支えないとする当面の間の取扱いを、他法令との関係を整理した上で、地方公共団体に周知した。	【環境省】 全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料(平成29年6月26日)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_112	環境省環境再生・資源循環局総務課

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	中核分野	提案主体の属性	関係府県団体	関係府県区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な進捗状況(前年度)	
H28	116	03_医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	C A又はBに関連する見直し	医療扶助運営要綱 医療券の交付対象者の変更	生活保護医療扶助の医療券の交付対象者の変更 医療扶助運営要綱第3医療扶助実施方式(本提案において「実施方式」という。2-(5)-4-①)では、「医療券の交付に当たっては、被保護者等と医療券交付処理課に受領印を押させ、又は被保護者らに受領証を提示すること」とされているが、医療券の交付及び受領印等の徴収を医療機関に対して行うものとするよう変更された。	【支援事例】 病気や障がいを抱え、支援者が近くにない被保護者は、医療券受領のため業務所管窓口に来られず、治療を諦める事例がある。地区担当員が被保護者宅に医療券を持参する場合、事務負担など通常の支援の支障となる。 障がい等で管理能力に欠ける被保護者が多く、医療券を紛失する事例がある。この場合、医療券を再交付するが、被保護者の治療が遅れるほか、事務手続が増える。また、実際は紛失していないのに再交付すると、先に交付した医療券を対象者以外者に使用させる等の悪用が、過去の類似の事例から懸念される。再交付の申出がないと、医療券を持参せず受診しようとして医療機関との間でトラブルとなり、医療機関から診療、医療費請求等の事務に遅延等の支障を生じるとの声がある。 今後、高齢世帯が増加する見込みであり、同じ理由による支障が多くなることが懸念される。 なお、給付要否意見書及び診療報酬書の交付も同じ趣旨がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	117	03_医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第24条、第25条、第26条、 医療扶助運営要綱、生活保護問答集	生活保護医療扶助変更等の決定に係る通知の一部廃止 生活保護法第24条から第26条までの規定による保護の決定の際、要保護者に対しその旨書面をもって通知するが、保護の変更(医療扶助運営要綱第3(医療扶助実施方式)2-(3)に規定する変更決定のうち、「指定医療機関の変更、入院と入院外の変更、介護老人保健施設から医師への変更、医師と歯科の変更、他法による負担の程度の変更、訪問看護の決定及び変更」及び医療扶助の廃止決定のうち、「治療による廃止」については、書面による通知を不要とするよう改められた。	【支援事例】 医療扶助の決定のうち、特に決定件数が多い種類の通知については、これが大量に被保護者に届くと、他扶助の通知と混同したり、医療扶助の廃止決定を保護の廃止決定と誤解する等、被保護者に混乱を来す懸念がある。 実施機関としても、医療扶助の決定件数は多く(医療券の交付ごとについて一つの決定があったとすると、月10,000件程度)、その全てについて通知を行うことは、実施機関の事務負担が過大となるだけでなく、通知の印刷代、郵送代等の費用が多額となり財政面での負担が大きくなる。 なお、本人支払額の変更等の本人の負担となる決定又は不利益となる決定については、被保護者が自身の権利利益を保全するためにも通知をすることが必要であると考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	118	03_医療・福祉	中核市	岐阜市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活保護法第63条	生活保護法第63条の規定による費用の返還方法の追加 生活保護法第63条(以下、本提案において「法」という。)の規定による費用返還について、法第78条の2の規定のように、被保護者の最低限度の生活を維持することができる範囲で、かつ、被保護者から保護金品の一部を返還金の納入に充てる旨の申出があるという要件のもと、当該申出に係る費用返還ができるよう規定を新設された。	【支援事例】 返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、病気や障がい等を抱えながら毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となるため、支給される保護金品から直接返還に充てたいとの希望が多くある。今後、高齢世帯が増加する見込みであることから、同様の理由による要望が多くなることが懸念される。 法第78条に規定する徴収金と比較し強制徴収性に違いはあるが、被保護者が保護金品の一部を返還金に充てる旨の申出がない旨の説明ができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	119	01_土地利用(農地除く)	中核市	岐阜市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市公園法第27条第3項	所有者を確知している放置自動車の早急な除却 都市公園法第27条第3項の規定により、所有者を確知していない放置自動車については、公園管理者自ら除却等することができる。しかし、所有者を確知している放置自動車については、行政代執行に基づく手続を施さなければ除却することができない。 そこで、私人の権利保護を十分考慮した一定の手続のもと、現行の行政代執行の手続に上らず、かつ、早急に除却することができるものとする。	放置自動車の所有者を確知している場合、行政代執行を行う前として、①行政指導等(所有者に対し放置自動車を除却するよう説得・指導)、②命令を行う前の所有者への示明の機会の付与、③命令を行わずに、撤去・処分等を行うこととなるが、極めて長い期間を要する。また、行政代執行法第2条に規定される「著しく公益に反する」の解釈においては極めて限定的に解釈すべきとの意見もあり、行政代執行が事実上不可能な状況である。 現在、根気強く所有者を訪問し、除却・売却等の依頼を行っているが全く応じない気配はなく、放置自動車のガラス割れ、故障した部品が散在する等、公園利用者が怪我をすることがある。また、公園やまちの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	120	08_消防・防災・安全	都道府県	岩手県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成23年4月15日付事務連絡 「東日本大震災」による社会福祉施設施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」	災害救助法第4条の救助の種類への「福祉」の追加 災害救助法第4条の救助の種類(「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の「救助に従事させることができるもの」に「福祉(介護)関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援(要配慮者に必要な支援の提供、調整、避難環境の整備・調整、介護、相談援助など)が、災害救助の基本施策の一つであることを明確化する。	【現状】 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。 東日本大震災津波では県内福祉専門職団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動と見なされたものは、避難所設置に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支払われた。 【支援事例】 災害時において、要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置づけが不明確であることから、救助に必要な際、都道府県知事が従事命令を行うことができます。適切な支援体制の確保が困難である。 【制度改正の必要性】 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたこと。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	121	08_消防・防災・安全	都道府県	岩手県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条、第7条 平成28年3月4日付事務連絡 (生活困難者就労準備支援事業費等補助金 ⑧災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業)	災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者の状況に応じた介護など、緊急に必要な支援の提供・調整を行うとともに、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、福祉専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化し、その収容、研修、訓練等の災害福祉広域体制の整備をすすめる。都道府県の相互応援体制を構築するため、当該チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける。	【支援事例】 厚生労働省において平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」が創設され、一部の都道府県においては、体制整備が進められてきているものの、「災害派遣福祉チーム」が存在しないため、被災県へのチーム派遣手順が不明確であるなど、都道府県の相互応援体制が構築されておらず、迅速にチーム派遣を行うことが困難。 熊本地震では、岩手県災害派遣福祉チームを熊本県に派遣したことが、派遣・調整システムが存在しないため、直接、被災県と交渉できるを得ず、チーム派遣まで相当の時間を要した。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	122	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条第1項第3号から第30条に基づき情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。	認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼保連携型認定こども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の変更などができないこととなるため、府に届け出ることとなる。 変更届の受理(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定こども園において府に権限があり、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園においては、府が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出る必要となる。 そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず違法状態が生ずる可能性があり、指導監査等の事務への影響も大きい。 例えば、市が認可→事業費が変更届を府に提出→市が指導監査を実施 となった場合、市は変更届が出された事実をわがままに指導監査を行うこととなってしまう。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html	
H28	123	01_土地利用(農地除く)	都道府県	宮城県、広島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第2条	県が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し 都市計画法に基づき県が設置する都市計画審議会について、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを撤廃し、地方の実情にあった審議会運営ができるようにすること	宮城県議会は、県の附属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ就任しないこととしているが、この方針に抵触している。 本県では、審議会等の女性委員の比率を40%以上とする方針としているが、都市計画審議会については特に、政令で定める「都道府県の議会の議員」及び「市町村の議会の議長を代表する者」の女性割合が低く、結果として、女性委員の比率が低い状態となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	124	02_農業・農地	都道府県	宮城県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	〇 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十八年八月二十七日法律第百七十九号)第22条 〇 平成20年5月23日第20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」第3条及び別表1	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づく農林水産省の財産処分承認基準の見直し 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に基づき農林水産省の財産処分承認基準に係る国庫納付額の算定方法について、目的外使用にあっては、生じる収益に国庫補助率を乗じた額、有償譲渡においては、譲渡額に国庫補助率を乗じた額を国庫納付することとし、不動産鑑定を要しないこととするもの、(財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法等、国土交通省のものに合わせる)	【提案の背景】 農林水産省で定める適法化に基づく財産処分承認基準において、財産処分に当たっては、目的外使用の場合「残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額」、有償譲渡の場合は「譲渡契約額、残存簿価又は時価評価のうち最も高い金額に国庫補助率を乗じた金額」の国庫納付が条件となっている。 このうち「時価評価額」については、水産庁から「不動産鑑定による評価額等により時価評価額を算定すること」指導されているところだが、その場合には数万円の国庫返還のために数十万円～数十万円の不動産鑑定料が発生することになり、不動産鑑定料の予算措置は大きな負担となっている。 【具体的支援事例】 港湾修繕事業において、国土交通省が施工する一級河川北上川水系田上川河口部改修工事業により、河川堤防が堤堰整備されることに伴い、財産処分を受けて、国庫補助金相当分を国庫納付した後、当該河川堤防の事業用地となる当該漁港施設の一部を施工者へ有償譲渡を行ったが、国庫返還額が約50,000円だったにもかかわらず、不動産鑑定による時価評価額を算定するため、公共事業に係る不動産鑑定報酬基準に則し、145,000円の不動産鑑定料が発生したとのある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	125	02_農業・農地	都道府県	宮城県、広島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱 6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について	6次産業化ネットワーク活動交付金の運用改善 6次産業化ネットワーク活動交付金の配分については、県又は戦略策定市町村に対し、その結果だけではなく、特に不採択の場合の理由や要望額配分の過程のほか、進捗の過程で指摘があった事業実施計画の課題や改善点等について、地方農政局等を通じ、個別に伝達する場合を規定すること さらに、「不採択の理由や要望額配分の過程等について、都道府県や戦略策定市町村と共有を図る」等の文言を「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に追加すること	県では、「6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について」に基づき、各事業実施主体から提出された事業実施計画に対処点を行った上で、国へ提出しているが、その後は例年年度末に採択結果を通知されるのみであり、採択の過程や不採択の理由等の説明が行われることはない。 このことから、県は不採択になった事業者への説明に苦慮しているほか、事業実施計画への十分なフォローができないため、業務への支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (9)生活保護法(昭25法144) (ⅱ)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (ⅱ)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づき、あらかじめ保護費と調整することを可能とする。 〔措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))〕		【厚生労働省】 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(平成30年6月8付け子発0608第1号、社援発0608第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_118	
6【内閣府(1)】【厚生労働省(2)】 災害救助法(昭22法118) (ⅰ)高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別の配慮が必要とされる要配慮者に対する災害時の対応として、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置すること、各福祉制度におけるサービスの提供等につき、柔軟な取扱いが可能であること及び過去の災害において要配慮者への対応として行われた特例的な支援について、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。					
6【内閣府(1)】【厚生労働省(2)】 災害救助法(昭22法118) (ⅱ)災害時の要配慮者に対する福祉的支援については、災害の状況や被災地のニーズを踏まえつつ、広域的な福祉・介護人材の応援派遣の調整等必要な支援を適切に行う。また、引き続き、災害福祉広域ネットワークの構築支援事業による都道府県単位での体制づくりを推進するとともに、先駆的な地方公共団体における実践の内容や課題等を把握し、全国会議等を通じて平成29年中に関係者間で幅広く共有及び周知するなど、全国的な災害福祉支援体制の構築に努める。					
5【内閣府(2)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (ⅰ)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (ⅱ)以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園の報告の徴収等(30条)					
6【農林水産省】 (15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (ⅰ)財産処分承認基準における国庫納付額の算定方法については、時価評価額が不動産鑑定料を明らかに下回ることが想定される場合には、不動産鑑定を行わずに残存簿価又は譲渡契約額を基に国庫納付額を算定できるよう検討し、地方公共団体に平成28年度中に具体的な算定方法を通知する。			【農林水産省】 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準についての一部改正について(平成29年3月31日付け大臣官房参事官(経理)通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_124	

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	中核分野	分野	提案主体の属性	提案団体	関係府省	地区区分	根拠法令等	提案事項(事業名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な進捗状況(得意先)
H28	126	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地バリエーション事業実施要綱・実施要綱	産地バリエーション事業について地域の特性に応じた弾力的な運用	産地バリエーション事業について、地域の実情を踏まえて、作物別・地域別、産地の発展段階(これら産地化を目指す点、既に産地化されているが更なる強化を図る地区など)に応じた成果目標を設定できる、弾力的な運用	産地バリエーション事業は各地域の特性に応じ創意工夫により産地にイノベーションを起こす事業であるにもかかわらず、実際には事業の大半は既存事業(強い農業づくり交付金)の準用となっている。現行では、全国一律に「コスト削減10%」「販売額増加10%」「契約販売の増加」といった成果目標等の基準が設定されているが、これらの目標は、水稲・小麦・大豆等収益改善に向けた取組が相当程度進行している作物や地域、また、地域の強い手・ある大規模農家等によって実現が極めて難しい目標であるため、事業を実施することができず、地域の特徴や強みを十分に引き出せる仕組みとなっていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosan.html
H28	127	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地バリエーション事業実施要綱・実施要綱	産地バリエーション事業について事業実施主体の市町村等への拡大	産地バリエーション事業について、市町村等が主体性を持って事業に取り組むことができるよう、実施要綱・要綱等に市町村等が事業実施主体となることを明記すること	産地バリエーション事業は産地の収益性向上を図るため一地域一丸となった取組を促す事業であり、事業の主旨の周知や成果目標の設定の検討、計画の取りまとめなど地域段階での取組が要となる事業である。しかしながら、当事業の実施主体は都道府県のみとなっており、市町村によっては、要綱・要綱に明記されていないことなどを理由として、消極的な関与を固持するところがあり、地域を巻き込んだ事業の推進に苦慮しているところである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosan.html
H28	128	02_農業・農地	都道府県	宮城県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	産地バリエーション事業実施要綱・実施要綱、強い農業づくり交付金実施要綱・実施要綱、農畜産物輸出拡大施設整備事業実施要綱・実施要綱	TPP関連対策に係る補助事業の一元化	TPP関連対策に係る国庫補助事業について、これまで予算措置された事業(産地バリエーション事業、強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業等)が予算措置されたところであるが、これらは強い農業づくり交付金をベースに組み立てられてきた事業であり、対象施設や上限事業費など重複している部分が多い。それにもかかわらず、それぞれが単独の事業であるため、事業毎に異種目の実施要綱や交付要綱を制定する必要があるが、事業を始めるまでに相当の時間と労力を要し、著しく非効率である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosan.html	
H28	129	09_土木・建築	都道府県	熊本県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱	がけ地近接等危険住宅移転事業の対象要件の緩和	社会資本整備総合交付金のうちがけ地近接等危険住宅移転事業の建設助成費について、対象が「危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)」となっており、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も交付対象となるよう要件の緩和を求める。	【支援事例】 当該事業については、平成27年度から中古住宅に関連した移転を受けるようになってきている。 加えて、先般の熊本地震により、がけ地等の危険区域からの移転を考える住民は増えると思われるため、行政としても何らかの支援する取組が必要と感じているところである。 現在、中古住宅(空家等)の所有者が自らリフォームをして、売りに出すことはほとんどない状況であるため、中古住宅(空家等)を購入してリフォームする場合も当該事業の対象とすることで、中古住宅(空家等)の活用を促進できると考える。 その場合の費用については、現行制度と同様の上限額とするなど、一定の制限を加えることで交付対象とすることは可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosan.html
H28	130	12_その他	都道府県	熊本県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行政推進事業実施要綱	地方消費者行政交付金に係る事業開始期限及び活用期間の延長	地方消費者行政推進事業実施要綱に定める地方消費者行政推進交付金の活用については、平成29年度末までの事業開始が要件となっていることや、各事業とも、それぞれ活用期間が定められている(事業メニュー7、消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務を除く)ことから、事業の開始期限及び活用期間の延長を求める。	【支援事例】 1.相談窓口 相談窓口に専門相談員が配置されていない自治体が平成28年3月現在で8町村あり、今後、相談機能体制の充実を図るべく相談員の配置を進めて行く必要があるが、相談員となる人材が、特に地方では著しく不足していることから配置できない状況にあり、当該交付金事業の開始期限である平成29年度末までに相談員配置が間に合わない公算が大きい。 2.単独による相談員配置が現状では困難として広域連携を模索する自治体もあるが、自治体相互間の調整等に時間を要しており、相談員配置の見込みはたっていない。 3.相談員配置を進むという理念として、自治体の財政事情による部分も少なくなく、財政力指数が0.1～0.2台と財政の乏しい、財政力の弱さを懸念する、当該交付金事業の活用期間は3年毎に設定されているが、この活用期間終了後は一律にすべて相談員の人事費等を自主財源で賄わなければならない。このことが一部の自治体における相談員の常設等の動きを促している一因となっている。終期の設定により、消費者行政に係る経費の中長期的な見通しを立てることができず、相談員の配置といった持続的な体制を見据えた取組に慎重となっている姿勢が見られる。 また、既に相談員を設置している自治体においても、今後複雑、多様化する消費生活相談に対応していくためには相談員のレベルアップは欠かせず、最新情報の収集など定期的に知識を蓄えていく必要があるが、交付金活用期間終了後において、昨今の自治体の厳しい財政状況下においては自主財源の確保が容易な状況も想定される。このため、相談員の専門性の維持・確保が困難となる等、質の低下を招き、相談窓口業務の後退につながるおそれがある。	—
H28	131	12_その他	都道府県	青森県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第8条第2項、地方独立行政法人法施行令第2条第3号、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について(通知)記第2項(平成25年10月17日付け経第22号)	地方独立行政法人の「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」に当たらない出資財産の処分に関する事項の付帯事項の簡略化の手続きの簡略化	地方独立行政法人法(以下、「法」という。)第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び第44条に基づく「重要な財産」に当たらない「出資財産の処分」に係る定款変更については、法第8条第2項(政令で定める軽微なもの)に規定するが、地方独立行政法人法施行令第2条第3号で規定する「総務大臣の指示事項」としていたこと。	【制度改正の必要性】 地方独立行政法人法第8条第2項に規定する「出資等に係る不要財産」及び第44条の1(重要な財産)に当たらない「出資財産の処分」であり、処分に当たり議決は不要であったが、そのような財産でも法第8条第1項第9号の「資本金、出資及び資産に関する事項」として定款に定められていたことから、その変更には第8条第2項の定款の変更手続きが必要となった。今後同様の処分が発生すると考えられ、この場合、財産処分規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、財産の処分に係る定款の変更をするためには、全て、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受ける手続きをすることとなり、円滑な業務運営の支障となっていた。 【支援事例】 法人が、本県から出資を受けた土地の一部を平成26年11月に国土交通省に売却し、定款を変更することとなり、平成27年7月にこの変更を総務大臣から認可された。また、同様に、法人が本県から出資を受けた土地の一部及び船舶を平成27年10月(船舶)と11月(土地の一部)に民間会社へ売却し、定款を変更することとなり、現在この変更認可を総務大臣に申請している。これらの財産は、「出資等に係る不要財産」及び「重要な財産」にあたりない「出資財産」であるが、処分に当たり定款の変更手続きが必要となり、総務省との事前協議、県議会の上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請といった多くの期間と事務が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	132	06_環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供について (H20.6.27環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課広報室)	産業廃棄物管理票交付状況等報告書の情報提供の廃止	環境省の依頼通知により行っている「産業廃棄物管理票交付状況等報告書の集計結果に係る情報の提供」を廃止すること	【提案の経緯】 産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により最終処分まで責任を負っている。また、排出事業者(産業廃棄物管理票交付者)は、同法第12条の3第7項の規定により、毎年度、管理票に関する報告書を都道府県知事に報告する義務がある。廃棄物の処理及び清掃に関する法律上は、都道府県知事から環境大臣への当該報告書の報告・届出義務はないが、環境省の依頼通知に基づき、毎年度、県に提出される報告書(約2,600件)を集計し、環境省に報告している。 【具体的支援事例】 管理票に関する報告書を集計するために、毎年度、臨時職員を雇用(2ヵ月間)して業務を行っており事務コストを要している。 【制度改正の必要性】 県として、管理票に関する報告書を集計することに実益はないことから、本報告については廃止してもらいたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	133	02_農業・農地	都道府県	山梨県	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	農村地域工業等導入促進法	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に造成できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。本県では、農工団地に基づき、県が4計画、市町村が19計画の策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が就業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない(面積が約28haあり、また、計画し、農工団地を造成することになっているが、立地を希望する企業がない)ことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【現状】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。 本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した事業者は16業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	134	01_土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣に協議し、同意を得ることとしているが、半島振興計画の作成に際して主務大臣が都道府県に変更を求められることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法にも、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。 【具体的支援事例】 半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	135	01_土地利用(農地除く)	都道府県	山口県、中国地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を策定したときは、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきこととを求め、計画策定前に離島振興計画案の事前審査を求めているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査については、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を策定する際にはこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対してこれを変更すべきこととを求め、計画策定前に離島振興計画案の事前審査を求めているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出による審査が行われている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法にも、主務大臣による山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。 【具体的支援事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【環境省】 (4)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (ⅱ)産業廃棄物管理票交付状況等報告書(12条の3第7項)については、「循環利用量調査改善検討会」における当該集計結果に基づく統計データの更なる活用の可能性を含めた検討等を踏まえ、国からの依頼に基づき都道府県が行っている当該集計結果に係る情報提供の今後の在り方を、都道府県の意見を聴取した上で検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【環境省】産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について(通知)(平成29年3月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_132	
6【厚生労働省(15)】【農林水産省(7)】【経済産業省(5)】【国土交通省(11)】 農村地域工業等導入促進法(昭46法112) 工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【総務省(6)】【文部科学省(4)】【厚生労働省(16)】【農林水産省(10)】 【経済産業省(6)】【国土交通省(15)】【環境省(6)】 半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。					
6【総務省(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】【農林水産省(5)】 【経済産業省(3)】【国土交通省(5)】【環境省(2)】 離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。		改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。 ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。 ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。 ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&A形式で周知した。	【国土交通省】離島振興法改正に係る離島関係都道県連絡会資料 【国土交通省】産業振興促進事項Q&A	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_135	総務省地域力創造グループ地域振興室 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)行政統括室 農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課 国土交通省国土政策局離島振興

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年次 分野	提案主体 の属性	提案 内容	関係府省	提案 内容	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 審査結果(概要等)	
H28	12.その他	都道府県	山口県、中国 地方知事会	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第6 条第1項、 中小企業融資保証法第4条	沿岸漁業改善資金の金 融機関による転貸融資方 式を追加、転貸融資方 式の場合、漁業信用 基金協会による保証の対象 化	沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。 なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降造成することなく、自己回収により事業を実施している。 【具体的な支援事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物 の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として運用している。 近年漁業者が中古船やレジャー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化され れば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】 新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直営方式に、金融機関等による転貸融資方式が追加されるとともに、機関保証を利用できることとされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	10.運輸・ 交通	都道府県	鳥取県、中国 地方知事会、兵庫 県、和歌山県、 徳島県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	旅行業法施行規則第1条の2第 3号	第3種旅行業が取り扱う 募集型企画旅行の実施 区域の拡大	現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域だが、これを隣接都道府県まで拡大する。 【制度改正の必要性】 観光による地方創生を進め、旅行者の広域化・多様化によるニーズに応えるためには、地域の観光資源を基にした旅行商品や多様な広域観光周遊ルートを創設することが必要であり、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行業者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要。 県内の中小旅行業者は第3種旅行業者である場合が多いが、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施区域は、旅行業法施行規則第1条の2により、営業所の存する市町村及び隣接する市町村」に限定されている。広域周遊旅行に取り組みたいもの思いがあっても、国内の募集型企画旅行を実施範囲とする第2種旅行業者への登録変更は、営業保証金や基準資産の面で負担が大きい。 【支援事例】 本県では、関西広域観光周遊ルート「美の伝説」や山陰広域観光周遊ルートの提案により、観光地をネットワーク化し、エリアへの誘客とエリア内での滞在時間延長を進めることとしているが、第3種旅行業者では、隠岐ジオパーク（鳥根県）、山陰海岸ジオパーク（兵庫県、京都府）等を素材とした広域圏の商品造成ができない。 現在、鳥取県東部（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）及び兵庫県北但西部（香美町、新温泉町）においては、日本版DMO候補法人に登録された鳥取・因幡観光ネットワーク協議会を中心に広域連携が検討されている。同協議会の構成団体である鳥取市観光コンベンション協会が第3種旅行業の登録を行っているが、同協会が所在する鳥取市は香美町と隣接していないため、香美町が実施区域外となる。市町村の位置関係によって、連携市町村の全域を含む旅行商品の造成ができない事例が発生することは不合理である。 【規制緩和を行った場合の懸念】 実施区域の拡大により、事業者の弁済能力の範囲を超えるおそれがあり、消費者保護が図られないとの指摘が想定されるが、第3種旅行業者であっても、受注型企画旅行等において既に他都道府県における実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行業者と同様に有している場合も多く、隣接都道府県における旅行であっても各地域の事業者と連携を図ることができる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	02.農業・ 農地	都道府県	鳥取県、関西広 域連合、滋賀 県、大阪府、兵 庫県、和歌山 県、広島県、山 口県、徳島県、 京都市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	新規就農・経営継承総合支援 事業実施要綱 (別記1)第5 1(1)イ及び(4) イウ	新規就農者の拡大支援 (青年就農給付金準備 の要件緩和)	親元就農者が就農後5年以内に農地等の所有権移転をなくとも農業経営主、かつ認定農業者になれば、給付金の返還は不要とする。 【制度改正の必要性】 親元就農者が青年就農給付金(準備型)の給付を受けた場合、就農後5年以内に経営を継承しなかった場合(農業経営が法人化されている場合は農業法人の共同経営者にならない場合)は給付金の全額を返還することが求められている。 親元の確保はすべての農地等の名義変更(所有権移転)が必要となっており、また、新規学卒者等、若年層の者が親元就農の場合はその親等は現役世代が中心であるため、親元就農者の速やかな(5年以内の)経営の継承は非現実的であり、利用づらい制度となっている。 【具体的な支援事例】 準備型の給付を受けたが農業大学校で研修を実施したかったものの、親が現役世代(40歳代)であったために、親元就農後5年以内の経営継承は困難と判断し、準備型の受給を断念した事例がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka_yosan.html	
H28	02.農業・ 農地	都道府県	鳥取県、関西広 域連合、滋賀 県、兵庫県、和 歌山県、広島 県、山口県、徳 島県、京都市、 堺市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	新規就農・経営継承総合支援 事業実施要綱 (別記1)第5 2(1)イウ及び(4) ウ	新規就農者の拡大支援 (青年就農給付金経営 開始型の要件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に所有権移転する第三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の1/2未満になれば、給付金の返還は不要とする。 【制度改正の必要性】 青年就農給付金(経営開始型)の給付要件として、「(受給開始時に)親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「給付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営を独立・自営就農者を支援することであるとしても、親族から貸借した農地が主である場合にその親族から貸借した農地のすべてについて所有権移転を求める必要はない。現に、親族から貸借した農地がわずかな差で「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、制度上、不公平が生ずる。 【具体的な支援事例】 親元就農の場合、農地の所有権移転について相続問題が発生することが危惧され、現行制度上、すべての所有権移転を確約せずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用づらい制度となっている。 例えば、祖父の農地を借りて経営を開始していたが、祖父の兄弟や子子供等、農地の相続対象者が多く、祖父も所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断念した事例など、農地要件がネックとなり、利用づらい制度となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka_yosan.html	
H28	04.雇用・ 労働	都道府県	鳥取県、関西広 域連合、滋賀 県、大阪府、兵 庫県、和歌山 県、広島県、堺 市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	介護給付費等の支給決定について(平成19年3月23日付職発第00323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留置事項について(平成19年4月2日付障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知) 就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金の支給について(平成27年10月13日付職雇企第1013第2号厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課長通知)	就労継続支援A型事業所における暫定支給決定事業実施要綱	就労継続支援A型事業について、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等のアセスメントが既にに行われていると市町村が認めるときは、暫定支給決定は要しないこととされているが、その基準が具体的に示されていないため国の責任において明確にする。このことにより、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きをする必要があり、煩雑である。また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまふなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。また、「子ども子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に努めているところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に関与しているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否等については確実な判断を示すことができないところがあるなど、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	
H28	06.環境・ 衛生	一般市	清州市	経済産業 省、国土交通 省	B 地方 に対する 規制緩和	砂利採取法第37条第1項	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可業務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。	同法第37条第1項に基づき市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときのみ」、「都道府県知事、指定都市の市長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができるが、地下水源の汚染や漁業の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いかなる災害とは別の悪影響が予見される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるとし、地域の実情を勘案・反映させるもの。	当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早月川の水豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホタル川群遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。ところが近年、貴重な地下水脈を潤滑する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源保全への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の偏りが顕著ななど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所、地下水が湧きだす被害も出ている。掘り出し作業の不適切による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を使った埋戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も伴う。(県内231所中143カ所を対象にした県のボーリング調査によると、約半分で深堀り異物流入等の不適切処理あり、このうち、清州市32カ所での不適切処理の割合は8割に上った。) 砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請がある時は、都道府県知事に認可または不認可の処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村は通報を受けても、県に対する必要な措置の要請が可能なのは、同法第37条第1項に基づく「災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみであり、その他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勘案・反映する余地がない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html
H28	03.医療・ 福祉	中核市	宇都宮市	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	A 権限 移譲	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第3条 等	「幼保連携型」以外の認定こども園に係る「認定」権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲	【背景】 このことにより、中核市の域内に「幼保連携型」以外の認定こども園を設置する事業者は、都道府県と中核市の両方で手続きをする必要があり、煩雑である。また、中核市は、「幼保連携型」以外の認定こども園の開設までのスケジュール管理ができず、例えば、年度の終盤に翌年度4月の開設が決まった施設については、市民への周知期間を十分に確保することができないことから、市民の選択の幅を狭めてしまふなど、適切な教育・保育サービスの提供に支障が生じている。また、「子ども子育て支援新制度」が施行され、市町村は、法定計画として「市町村子ども子育て支援事業計画」を平成26年度末に策定し、制度の実施主体として、地域における教育・保育ニーズに応じた供給体制の確保に努めているところであり、確保策の一つとして、認定こども園への移行について積極的に関与しているが、中核市には「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限がないため、認定申請手続きを進めていく中で、最終的な認定の可否等については確実な判断を示すことができないところがあるなど、地域の実情に応じた確保策を進めていくには、限界があるほか、事業者の利用定員の設定に対し、直接意見を述べることができないなど、計画的な供給体制の確保に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_jekka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【農林水産省】 (9) 沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) (i) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供などの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。 (ii) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【農林水産省】 (6) 中小漁業融資保証法(昭27法346)及び沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。	(i) 平成29年3月10日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、沿岸漁業改善資金の利用状況等についての調査依頼の事務連絡を发出。また、利用状況調査の回答結果を取りまとめ、平成29年12月5日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、物的担保の活用事例等について情報提供を行い利用の促進を図った。 (ii) 平成29年12月5日の事務連絡発出後の物的担保の活用状況等を把握するため、令和元年7月3日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班から都道府県に対し、フォローアップ調査依頼の事務連絡を发出了。フォローアップ調査の回答結果のとりまとめを行い、令和2年3月に都道府県に対しとりまとめ結果について情報提供を行った。 令和2年8月5日開催の地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会での議論を踏まえ、令和2年8月31日に、水産庁増殖推進部研究指導課、水産庁漁政部水産経営課及び内閣府地方分権改革推進室の連名にて、都道府県に対し、沿岸漁業改善資金に係る転貸融資方式の導入に関する調査依頼の事務連絡を发出了。 令和2年12月18日「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。」旨を閣議決定した。 中小漁業融資保証法及び沿岸漁業改善資金助成法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第11次地方分権一括法案)を第204回国会に提出、令和3年5月19日成立。	<平28対応方針(i)> 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた沿岸漁業改善資金に係る物的担保の活用状況等に関する情報提供について(平成29年12月5日付け水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班・内閣府地方分権改革推進室事務連絡) <令2対応方針(ii)> 【農林水産省】沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月4日付け農林水産省告示第535号) 【農林水産省】中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月4日付け農林水産省告示第536号) 【農林水産省】「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1459号農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1460号水産庁長官通知) 【農林水産省】「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1463号農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】「沿岸漁業改善資金助成法の運営について」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1464号水産庁長官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_136	水産庁増殖推進部研究指導課
6【国土交通省】 (4) 旅行業法(昭27法239) (iii) 第三種旅行業の募集型企画旅行及び地域限定旅行業の業務範囲(施行規則1条の2)については、現在、営業所の存する市町村とその隣接市町村に限られているが、普通型旅行商品に対するニーズの高まりを踏まえた旅行業法の見直しに合わせて、地域の観光英他等を踏まえたものとなるよう、必要な措置を講ずる。	--	--	【国土交通省】観光庁告示第9号(平成30年3月29日号外第69号)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_137	
--	--	--	--	--	--
--	--	--	--	--	--
6【厚生労働省】 特定求職者雇用開発助成金については、就労継続支援A型事業における暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れた事業所のうち、暫定支給決定期間終了後に、当該障害者を引き続き適切に継続して雇用するものについても助成の対象とできるよう、「雇用開発助成金支給要綱」(平25厚生労働省職業安定局)を平成28年中に改正する。あわせて、改正後の取扱いを、都道府県労働局に平成28年中に通知する。 [措置済み(平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局通知、平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課通知)]			【厚生労働省】雇用安定事業の実施について(平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_140	
6【経済産業省(4)】【国土交通省(9)】 砂利採取法(昭43法74) (1) 市町村長が砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときに実施できる都道府県知事等への要請(37条1項)については、水質汚濁等の被害のおそれがある場合も実施可能であることを含め、当該要請が実施可能な場合の考え方を明確化するため、都道府県、指定都市等に平成28年中に通知する。 [措置済み(平成28年11月15日付け経済産業省製造産業局素材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課通知)]			【経済産業省】【国土交通省】砂利採取法第37条第1項の解釈について(平成28年11月15日付け経済産業省製造産業局素材産業課長、国土交通省水管理・国土保全局水政課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_141	
5【内閣府(2)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(4)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1) 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取直し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)					

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【内閣府(3)】【文部科学省(2)】【厚生労働省(5)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する方向で検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【内閣府】【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について(平成29年4月27日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_143	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【文部科学省】 (9)奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進要綱 奨学金を活用した大学生等の地方定着の促進のために設置した基金については、地方公共団体から日本学生支援機構の無利子奨学金の貸付における優先枠(地方創生枠)の推薦を受けた在学採用の手続による採用者のみならず、地方公共団体の判断により、当該奨学金の全ての採用者(予約採用者、在学採用者等)に対する奨学金返還支援への活用が可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に周知する。					
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(8)】【総務省(10)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(24)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。					

年次	分野	提案団体	提案	提案者	提案内容	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な進捗状況(報告書)	
H28	12.その他	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二 31の項	マイナンバー制度における情報連携(行政連携)に関する要件緩和(特別賃貸住宅についても、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に行政連携を可能とする)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報提供に関する規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者を含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができる。同法第19条第14号に基づき情報連携(行政連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(行政連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianboyou/2016/teianboyou_kokka.html
H28	154	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	マイナンバー制度における情報連携(行政連携)に関する要件緩和(独自利用事務)における入手可能な特定個人情報の範囲を別表事務の範囲外にも拡大	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(行政連携)に関する規定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号)に基づき別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者を含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができる。同法第19条第14号に基づき情報連携(行政連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(行政連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianboyou/2016/teianboyou_kokka.html	
H28	155	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則	マイナンバー制度の独自利用事務における情報連携(行政連携)に関する規定(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号)に基づき別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者を含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができる。同法第19条第14号に基づき情報連携(行政連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(行政連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianboyou/2016/teianboyou_kokka.html		
H28	156	都道府県	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	地方税法第145条第2項、道路運送車両法第13条	自動車税納付整理の効率化のための制度見直し	ローン完済により実質的に所有権が移転していると認められる自動車については、職権による所有権移転登録変更申請を可能とする。	自動車税は、自動車の所有者に課税とされている。ローン完済後に買主は自動車の所有権移転登録されない場合は、買主が自動車税を滞納したときに、当該自動車を押し差しとることができる。市町村からは同情報の入手が不可能であるため、独自利用事務の検討に当たり制約を受けている(府内全域における府庁事務に制約が生じる)。	—	
H28	157	02.農業・農地	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金の配分基準について(平成17年4月1日16年度第8451号通知)	強い農業づくり交付金の採択基準方法の見直し	成果目標に対する現況値のポイント及び達成すべき成果目標のポイントを提示して、事業実施主体のこれまでの先進的な取組についても、適正な評価が与えられる仕組みとするように求める。	本交付金については、ポイント制が採用されており、①成果目標に対する現況値(5点満点) ②達成すべき成果目標(10点満点)をそれぞれポイント化して積み上げ、上位ポイントから地区採択される仕組みとなっている。事業実施主体が先進的な取組を行って、現況値が高い場合、①は高ポイントとなるものの、②はさらなる上積みが必要で低いポイントとなる仕組みとなっているため、採択順位が低くなり、交付金の内示額が少額、若しくは、内示がなかったり、必要な事業推進への障壁となっている。例えば、本府の主要農産物であるお茶について、現在の政策目標では、煎茶から売れる茶種(かぶせ茶やてん茶)への転換を目指している。売れる茶種を「販売戦略茶種」とし、その茶種の生産量を増やすなどの効果的な取組について、適正な評価が与えられる仕組みとしている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianboyou/2016/teianboyou_kokka.html	
H28	158	02.農業・農地	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	B 地方に対する規制緩和	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合対策交付金)	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合対策交付金)	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合対策交付金)	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合対策交付金)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianboyou/2016/teianboyou_kokka.html	
H28	159	07.産業振興	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	A 権限移譲	商工大会・商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定に係る権限移譲	経営発達支援計画の認定に係る権限移譲	経営発達支援計画の認定に係る認定権限を都道府県に移譲する。	商工大会・商工会議所が作成する経営発達支援計画の認定については、都道府県は選挙時に意見照会があるのみで、経営発達支援計画の認定・不認定結果と評価について、都道府県に情報提供を受けていないことから、各地域商工大会・商工会議所の課題をつかみ効果的な機能強化に取り組むことができない。	—	
H28	160	06.環境・衛生	京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、堺市	B 地方に対する規制緩和	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」に係る補助対象の拡大	水道施設耐震化のための「生活基盤施設耐震化等交付金」に係る補助対象の拡大	京都府内の水道施設(基本幹管・配水池)の耐震化率は、全国平均を下回っている状況であるが、重要なライフラインである上下水道施設について、下水道施設(所管:国交省)では補助対象となっている水道施設の耐震化診断及び自家発電設備の設置が、上水道施設(所管:府庁)では補助対象となっていない。防災・減災対策の推進は急務であるが、水道事業体においては、個別水道施設に対する耐震化対策の要否が把握が難しく、その結果、水道施設耐震化計画が策定されないことが、対策遅延の要因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianboyou/2016/teianboyou_kokka_yosan.html	
H28	161	03.医療・福祉	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	地域医療介護総合確保基金(医療)の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金(医療)の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金(医療)の弾力的な運用	—	
H28	162	03.医療・福祉	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	地域医療介護総合確保基金【介護】の要件緩和	介護分について、介護ロボット導入支援事業など、地域ごとの事業の活用実績やニーズを踏まえ、より効果的な事業実施を図るため、地域の実情に応じて、都道府県の裁量により、これ以外の事業についても弾力的に基金を活用することが可能となるよう見直しが必要である。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianboyou/2016/teianboyou_kokka_yosan.html	
H28	163	03.医療・福祉	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し	地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し	当初予算を組む段階で規模感が示されず、新規事業の進捗可及等不明なため、新規事業の大部分は補正予算で対応せざるを得ず、事業実施期間が短くなってしまう。年度当初から事業を実施できるようスケジュールで交付する必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianboyou/2016/teianboyou_kokka.html	
H28	164	03.医療・福祉	京都府、滋賀県、大府府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱	地域医療介護総合確保基金【介護】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金【介護】の弾力的な運用	地域医療介護総合確保基金については、「医療」区分と「介護」区分に区別して運用されている。地域医療構想実現のためには在宅医療・介護にも充実にすることが前提であり、医療分・介護分の垣根なく、各事業区分間の配分調整を地域の実情に応じて弾力的に認める仕組みとするべき。	—	
H28	165	12.その他	都道府県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第12条及び総合特別区域推進調整費の使途に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府地第9号)	総合特別区域推進調整費の使途に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府地第9号)	関西イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していくこととしている。これら分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降もいかなる学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業などを展開していく予定であり、当該調整費は支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られているため、今後、総合特区計画更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。(関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日:平成24年3月9日)	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianboyou/2016/teianboyou_kokka_yosan.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【総務省(10)】【国土交通省(17)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅱ)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学資の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 ・1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事務に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関するQ&A」(平27特定個人情報保護委員会事務局総務課)を平成28年度中に改正し、明示する。 ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。			【個人情報保護委員会】行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について(平成29年3月30日付け個人情報保護委員会事務局総務課事務連絡) 【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について(平成29年3月31日付け農林水産省生産局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_154	
6【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【総務省(10)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(24)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅱ)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の85の2)に準ずる事務としても認めることとともに、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法94)による学資の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。			【個人情報保護委員会】行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に規定する情報連携の対象となる事例の追加について(平成29年3月30日付け個人情報保護委員会事務局総務課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_155	
6【農林水産省】 (14)鳥獣被害防止総合対策交付金 鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象事業のうち、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の実施方法については、事業費のうち委託に係る費用が50％を超えても委託により実施可能である場合等を明確化するため、地方公共団体に平成29年4月を目途に通知する。			【農林水産省】鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領の一部改正について(平成29年3月31日付け農林水産省生産局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_158	
6【厚生労働省】 (17)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 地域医療介護総合確保基金(介護分)(6条)については、介護施設等の整備に関する事業及び介護従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、都道府県が当該基金を造成するに際しての国庫負担金の規模について都道府県に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。					

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【環境省】 (7)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (イ)一定の区域内において、シカ、イノシシ等の狩猟鳥獣のうち第二種特定鳥獣管理計画で定められたもの(7条の2)による被害の防止を図りつつ、他の鳥獣の保護を図る必要がある場合の対応については、対象狩猟鳥獣の捕獲禁止区域(12条2項)や休猟区の特例(14条1項)の活用等、既存の制度を組み合わせた方法を、各制度の趣旨や具体的な事例を含めて都道府県に平成28年度中に通知する。あわせて、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業を活用した認定鳥獣捕獲等事業者(18条の2)の育成のための取組を推進するほか、都道府県における狩猟者の確保等捕獲の担い手の育成に係る取組状況を把握し、平成28年度中に周知するなど、地方公共団体における捕獲の担い手の確保に係る支援を行う。			【環境省】 鳥獣保護区におけるニホンジカ等の被害の対応方法について(平成29年1月23日付け環境省自然環境局野生生物課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_166	
4【環境省】 (1)自然公園法(昭32法161) 地方公共団体、地域住民等の関係者が参画する国立公園の協働型管理運営については、地域の実情に応じた課題に対応するために一層の普及を図ることとし、各国立公園における先進的な取組事例や必要性等を整理し、関係都道府県に周知するなどの取組を平成28年度中に行う。					
6【環境省】 (3)自然公園法(昭32法161) 固定公園内の特別地域における一定の行為について都道府県知事が許可を行う場合の環境大臣への協議(20条5項)については、省令を改正し、一定の要件を超える工作物の新築等(施行規則11条の3第1号)及び一定の面積を超える土地の開墾等(同条2号)を平成28年度中に協議対象から除外する。					
6【総務省(11)】【国土交通省(18)】 空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (ⅱ)一部が空き室となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。					
6【国土交通省】 (3)公営住宅法(昭26法193) (Ⅲ)公営住宅の地域対応活用に係る期間の更新については、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であればその回数に制限はないこと及び更新の際に設定可能な期間について、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野 案種	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	供託法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な 審査結果(概要等)
H28	175	02_農業・ 農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	農業振興地域等の整備に関する 法律第13条第2項 農業振興地域の整備に関する 法律施行令第9条	「農用地区域内農地」に 係る除外要件の緩和につ いて	農振法第13条第2項の「土地改良事業完了後8年を経 過していること」という要件を撤廃すること	【現状】 農用地区域から除外するためには、 ①その土地と農用地以外の土地に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。 ②農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土壌の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 ③農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。 ④農業用排水施設や農道等の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。 ⑤土地基盤整備事業完了後8年以上経過しているものであること。 【支援事例】 農振除外要件のうち「土地改良事業完了後8年を経過していること」という要件が、既存工場が隣接する農用地区域内農地に拡張を行う場合の支障となっており、工場拡張に伴う地域の雇用創出へ機動的な対応がで きなかった事例がある。 本県の自治体において、自動車関連工場が拡張を計画し、地元自治体にとって地元雇用や経済波及効果を期待していた。しかし、4haが農用地区域にかかっており、土地改良事業等の施行から8年を超え ていなかったため、工場拡張を断念せざるを得なかった。	—
H28	176	02_農業・ 農地	都道府県	兵庫県、小野市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	農業振興地域の整備に関する 法律 第8条第4項、第13条 第4項	2ha未満の農用地利用 計画の変更における県との 同意協議の見直し	地域特性を活かした弾力的なまちづくりに取り組むた め、農用地利用計画に係る2ha未満までの計画変更に ついては、県と協議し、同意を求めるとされているの を、県との協議のみとすること	【現状】 農用地利用計画を変更する際には、都道府県知事へ協議し、同意を得なければならない。 【支援事例】 本県の小野市が農地利用計画の変更を行った際、市内部での協議開始から、県との事前協議を経て、公告縦覧を行い、県知事の同意を得るまで、約6ヶ月かかった。そのうち、県との協議（事前協議を含む）に 関しては、協議開始から同意まで約2ヶ月間を要している。農地利用計画の変更にあたっては、市職員も県職員と同様に、国が示すガイドラインや法の審査基準に従って審査を行っており、地方自治体が独自で判断 すべき余地がない。そのため同意を廃止し、手続上の期間を短縮することで、スムーズな企業誘致や産業振興、市民サービスの向上につなげることができる。	—
H28	177	03_医療・ 福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、大阪府、和 歌山県、鳥取 県、徳島県、堺 市、関西広域連 合	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律第13条第2項	幼保連携型認定こども 園における園庭の位置 及び面積に関する従う べき基準の参酌化	幼保連携型認定こども園における園庭の位置及び面 積について、「従うべき基準」とされているものを「参 照すべき基準」に見直すこと	【再提案理由】 平成27年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、保育の申込者数が急増している中、待機児童数については5年ぶりに増加している（H26.10→H27.10 2,131人増）。このようななか、一億総活躍社会の 実現に向け、働き方改革や両立支援の推進が示されており、国全体で保育の受け皿の更なる拡大に取り組んでいる。また、本年4月7日には「待機児童解消に向けた緊急に対応する施策について」の対応方針 について、「」が発出され、国の基準を上回る部分を活用して保育所等の受入れ強化を求めると、保育所の確保や保育園の増設が喫緊の課題となっている。 【支援事例】 認定こども園にも園における園庭については、同一の敷地内又は隣接する敷地内にはいれられず、必要な面積についても「従うべき基準」とされており、空き地が少ない都市部でも、比較的土地に余裕がある地域と同 じ面積が求められている。 本県の都市部の市において、幼保連携型認定こども園の設置しようとしたが、空き地が限られており、基準を満たす園庭の設置が困難なため、計画変更を余儀なくされた。なお、当該事例においては、代替となる 場所（公園等）が存在していたが数百メートルほど離れているため、国が定める特例基準（①園児の安全な移動、②園児の安全な利用、③園児の日常的な利用、④教育・保育の適切な提供）の確実な担保が困難 であった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2016/teianhosyu_kokka.html
H28	178	03_医療・ 福祉	都道府県	兵庫県、川西 市、滋賀県、大 阪府、和歌山 県、鳥取県、徳 島県、堺市、関 西広域連合	内閣府、文 部科学省、 厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	幼保連携型認定こども園の学 級の編制、職員、設備及び運 営に関する基準（平成26年4月 30日 内閣府・文部科学省・厚 生労働省令第1号）	幼保連携型認定こども園の設 置に関する基準 の緩和	幼保連携型認定こども園において、3階以上の保育室 は原則3歳未満の園児の保育に供するものとしてい る規制を、3歳児以上の園児についても可能となるよう 緩和すること。	【現状】 都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するために、3階建て施設の検討も必要になっている。しかし、基準の第6条において、3階以上の階 に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育に供するものでなければならないとされている。 【再提案理由】 ①利便性の高い駅前のビルにおいて、4階の空きスペースに認定こども園を設置しようとしても、3歳以上の園児のための保育室を設けることができない。 ②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳児未満の子ども達だけであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に 保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止する設備や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要となる。また、災害や自然災害、予期しない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できる ことから職員配置基準を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないと考える。※乳児2・1・1・2歳児1、3歳児20・1 また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設定すると大きな抵抗があるとの声がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2016/teianhosyu_kokka.html
H28	179	03_医療・ 福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、大阪府、和 歌山県、鳥取 県、徳島県、堺 市、関西広域連 合	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	保育体制強化事業実施要綱 待機児童解消加速プラン実施 方針	保育体制強化事業の実 施主体に関する要件緩和	保育体制強化事業の実施主体を、「待機児童解消加 速化プラン」に参加する市町村から、保育人材が不足 している市町村に緩和すること	【制度の現状】 保育支援者の活用による保育士の負担を軽減する「保育体制強化事業」の実施主体は、「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村に限定されている。 【支援事例】 本県のある市では、平成18年度以降待機児童ゼロとなっているが、平成29年4月から市内6施設の認定こども園への移行・定員拡充を予定しており、保育士需要が急増する。そのため、保育支援者の活用が必要 となっているが、待機児童ゼロであり、今後も発生する見込みがないため、「待機児童解消加速化プラン」に参加せず、「保育体制強化事業」の実施ができない状況にある。 また、山間部の市では、少子高齢化が進んでおり待機児童ゼロとなっているが、保育士がなかなか確保できず、清掃や後片付けなどの雑務まで行っている。そのため、保育の仕事に専念できるよう「保育体制強化 事業」を実施しているが、潜在的なニーズも保育ニーズの増大が見込まれていることから、「待機児童解消加速化プラン」への参加により要件がネックとなっている。 なお、待機児童解消加速化プラン、認定こども園加速化プラン事業の実施方法としては、「保育体制強化事業」が掲載されており、上記の要領により、待機児童が少ない市町でも保育士不足 になっている現状を踏まえて、事業主体と「待機児童解消加速化プラン」に参加する市町村に限定する必要はないと考えている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2016/teianhosyu_kokka_yosan.html
H28	180	03_医療・ 福祉	都道府県	兵庫県、川西市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	放課後児童健全育成事業「放 課後児童支援員等処遇改善等 事業」補助要綱 4 実施方法	放課後児童健全育成事業 における長時間所 加算の要件緩和につ いて	児童の安全安心な居場所を確保するため、放課後児 童健全育成事業の長時間所加算について、平日5 時間を超えた時間について加算されるよう要件を緩和 すること。	【現状】 平成27年度に「子ども・子育て支援新制度」施行され、留守家庭児童育成クラブ（以下「育成クラブ」）の入所が小学生まで拡大された。政府の掲げる「一億総活躍社会の実現」に向けて、今まで以上に放課後児 童健全育成事業の向上及び児童の安全・安心な居場所を確保する必要があるが、放課後児童健全育成事業の長時間所加算については、1日6時間を超え、かつ18時間を超える時間が要件とされている。 本県の育成クラブは、平日12時～14時の間に開所するクラブが全体の8割を占めている一方、約60%のクラブが18時から19時に開所する。そのため、1日6時間を超えて閉所時間を延長する長時間加算の要件を 満たすことができない施設が多数を占めており、補助要件が現実とあてはまらないとされている。 ※本県の育成クラブ895箇所のうち、長時間所加算は60箇所で約6.7%としか思っていない。	—
H28	181	03_医療・ 福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、和歌山県、 徳島県、堺市	内閣府、厚 生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付 要綱 病児保育事業実施要綱	病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）の補助要 件の設定	病児保育事業（病児対応型、病後児対応型）の補助要 件である保育士の配置要件について、利用児童2名 以下でも、看護師と保育士それぞれ1名の配置が求め られるが、診療所等で病児保育を実施する際、病児保 育未実施地域では、保育士の確保が困難であるとの声 があることから、利用児童数が定員2名以上の場合には 「看護師1名の配置で対象となるよう補助要件を緩和 すること。	【再提案理由】 現状の病児保育事業の補助要件では、利用児童おおむね10人までは看護師1名以上及び利用児童おおむね3人までは保育士1名以上の配置が求められている。昨年の提案募集では看護師の配置については 一定緩和されたものの、地方部など人口減少地域においては、診療所等で病児保育を実施しようとしても保育士の確保が難しく、女性の社会進出の妨げとなっている。 【支援事例】 本県の、但馬、淡路地域、西播磨地域の病児保育事業未実施市町では、診療所等で病児保育事業を行いたい、が、病児保育のニーズが都市部より少なく、常に病児を預かることは想定できないため、常時在中 する保育士の確保が診療上の経営を圧迫するとの理由から、病児保育に踏み切れないという声があがっている。 本県では、こうした状況から平成27年度から県単で「診療所型小規模病児保育事業」を実施している（利用児童定員2名以内、看護師、准看護師、保健師、助産師又は保育士1名以上を配置）。県内の町にあ るクリニックは、同事業を活用し、本年4月から病児保育を実施しており、「利用児童2名を配置」部屋を保育用1フロアとして、ベッド2台を配置し、診療室から子供の様子が見えるように窓を開 けている。県内の町では初めての病児保育であり、特設の支援員が生じていないことから、今後活用が見込まれている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2016/teianhosyu_kokka.html
H28	182	03_医療・ 福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、京都府、和 歌山県、鳥取 県、徳島県、堺 市	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	平成21年6月29日付 雇児発 06029001号の7 厚生労働省雇用均等・児童家 庭局長通知	措置変更後の受入施設 における被虐待児の受 入加算の適用期間の 緩和	入所当初に施設職員と被虐待児との関わりが重要なた め、1年間加算されるにも関わらず、措置変更により新 たな施設に入所する場合、措置変更前の施設で1年間 加算されていると、措置変更後の施設では加算されない ことから、変更後の施設においても1年間加算される よう規制を緩和。	【現状】 虐待を受けた児童等を施設に受入れる場合、職員との信頼関係の構築や愛着の形成のため、入所当初の関わりが特に重要と考えられることから、手厚い処遇体制を確保するため、1年間を適用期間とし、被虐待 児受入加算費を支弁している。しかし措置変更により施設を変更した場合、変更前の施設で受入加算費が支給されていれば、新たな施設では残余期間しか加算されず、変更前の施設で1年間加算されていると 【支援事例】 前施設でのトラウマにより児童養護施設を変更したが、前施設で5ヶ月にわたり被虐待児受入加算をされていたため、新たな施設では7ヶ月の加算しか受けることができなかった。措置変更後の施設において当該 児童を支援するため、専門性の高い主任児童指導員や家庭支援専門相談員が対応に当たる必要があるが、加算が途切れることにより担当職員が交代せざるをえず、対応力が減退し、問題行動が再発することが 多い。※（一社）兵庫県児童養護施設協会から同様の要望が出されている。 職員との信頼関係の構築及び愛着の形成のためには、入所当初の児童と職員との関わりが重要であることから当該加算が措置されていることを踏まえると、1人の児童に対し1年間加算する仕組みではなく、1つ の施設に対し1年間加算することが適当である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2016/teianhosyu_kokka.html
H28	183	05_教育・ 文化	都道府県	兵庫県、京都 府、鳥取県、京 都市	文部科学省	B 地方 に対する 規制緩和	高等学校等就学支援金の支給 に関する法律第6条第2項また はその3項 高等学校等就学支援金の支給 に関する法律施行令第1条第2 項	高等学校等就学支援金 の申請に係る事務手 続きの見直し	高等学校等就学支援金 の申請に係る事務手 続きの見直し	【現状】 高等学校等就学支援金における新入生の受給資格認定について、6月頃にならなければならないが当該年度の課税証明書が発行されないため、4月には前年度の課税証明書等を提出させ、4月～6月分の受給資格認定 を行い、5月、7月末日を目途として都道府県定める提出期間、まで改めて当該年度課税証明書等を添付した収入状況届書を出し提出させ、7月から翌年6月までの受給資格を認定している。なお、マイナ ポータルシステムが普及されれば、課税証明書の交付は省略できるが、受給資格認定を行うための収入状況届書は必要となる。 【支援事例】 現行の制度では14月に新入生の資格認定作業を行い、支払決定後、再度7月～翌年6月までの資格認定作業を行う必要があるが、4月は、就学支援金だけでなく、新年度に必要な多くの書類が提出されることか ら、所得確認作業が重い負担となっている。 また、保護者に課税証明書を平日に何度も取りに行かせることになり、苦しいといった意見がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2016/teianhosyu_kokka.html
H28	184	03_医療・ 福祉	都道府県	兵庫県、滋賀 県、和歌山県、 鳥取県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	「指定地域密着型サービスの事 業（地域密着型サービ ス）」にかかわる人員等の 基準の緩和	小規模多機能型居宅介 護（地域密着型サービ ス）にかかわる人員等 の基準の緩和	小規模多機能型居宅介護サービス事業者を利用する 際には、小規模多機能型居宅介護サービス事業者に 属している介護支援専門員に変更せざるを得ないこ とから、業務を可能とするため居宅介護支援専門員 が小規模多機能型居宅介護事業の業務を行えるよう上 記の緩和、事業者から、小規模多機能型居宅介護事業を行いたいという利用者が見込めず、参入できないとの声がある。	【現状】 国においては高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送れるよう、必要とする医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しており、兵庫 県でも小規模多機能型居宅介護サービスなど、地域包括ケアシステムの基盤となる介護サービスの充実を図っている。 【支援事例】 指定小規模多機能型居宅介護事業は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に従事する介護支 援サービスを提供する。当該介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当しなければならない。そのため、既に訪問介護等の支援サービスを受けている者が小規模多機能型居宅 介護事業を利用しようとする、信頼関係ができていない居宅介護支援専門員から、小規模多機能型居宅介護事業に属している介護支援専門員に変更を余儀なくされる。 また、居宅介護支援専門員にとっても、現在居宅介護を行っている者に小規模多機能型居宅介護事業を紹介したくとも、自らが支援を継続することができなくなるため、ためらってしま う。上記の緩和、事業者から、小規模多機能型居宅介護事業を行いたいという利用者が見込めず、参入できないとの声がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianhosyu/2016/teianhosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府(6)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(22)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18 法77) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合の園庭面積の特例(同省令附則4条)については、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の園舎を建て替える場合であって、園庭の面積が減少しない場合においても適用できることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。			【内閣府】幼保連携型こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)(平成29年3月31日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_177	
6【内閣府(6)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(22)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・保育室等の設置障(同省令6条4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 ・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要なとされる屋上園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28 年度中に通知する。 ・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法(平24 法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。		満3歳児以上の保育室を2階までに確保している場合、遊戯室を3階以上に設置可能であることを明確化した。 満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合の屋上園庭の設置要件の見直しを行った。	【内閣府】幼保連携型こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて【最終改正】平成29年3月31日付け府子本第224号、28文科初第1838号、雇児発0331第17号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_178	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等・中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (イ)病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件等を満たす事業の実施を可能とする。 ・釧路・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。 ・利用児童が2名以下で実施する。 ・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。 ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。			【厚生労働省】病児保育事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_181	
6【文部科学省】 (6)高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18) 高等学校等就学支援金制度における受給資格認定(4条)については、平成29年7月からの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の情報連携により収入状況届出書の提出を不要とする方向で検討し、平成29年6月末までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【文部科学省】高等学校就学支援金の支給に関する法律施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_183	
6【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (イ)小規模多機能型居宅介護に係る居宅サービス計画を指定小規模多機能型居宅介護事業所に置かれる介護支援専門員以外の介護支援専門員が作成した場合における居宅介護支援費の算定については、議論の必要性も含めてその在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	中央 募集	分野	提案募集 の属性	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における概略的な 進捗状況(得意先)
H28	185	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、川西市、遊賀県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基市指定障害福祉サービスに要する費用の額を算定に関する基準明細表に課税給付費等単位数表児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準明細表障害児通所給付費等単位数表	地方公共団体が設置する施設に対し行われる障害福祉サービス等報酬における公立減算の取扱いを廃止すること	地方公共団体が設置する事業所等※に対しては、その性質上、人件費や建物等の維持費等に公金が投入されている点を踏まえ、民間事業者との収支バランスを考慮し、基本報酬の減算(95/100)が行われている。 ※療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、障害児入所施設 なお、平成28年3月28日の事務連絡によって、指定管理者によって提供された障害福祉サービス等に対する報酬について、原則として公立減算の対象となることが明確化された。 【支援事例】 当該減算措置は、算定根拠が不明確であり、市の施設では、年間100万円から300万円(減算されているため、施設運営を圧迫している。一方、類似制度である介護保険制度には同様の減算措置はなく、制度間の均衡を失っている。 とくに、指定管理者制度により、民間事業者が管理している施設においても、公立減算がされることから、民間事業者であれば得られた収入が損なわれていると言える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html
H28	186	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、洲本市、川西市、遊賀県、大阪府、和歌山県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法 第57条の2 国民健康保険法施行令第29条の2、第29条の3、第29条の4 国民健康保険法施行規則 第27条の17 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第70条 「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額の減額の取扱いについて」(厚生労働省保険局高齢者医療課長H21.5.11)	国民健康保険の高額療養費の請求に際し、70歳から74歳までの前期高齢者については、後期高齢者医療保険と自己負担限度額の差がないことから、後期高齢者医療保険の高額療養費と同様に一度申請すれば、その後は申請がなくても高額療養費が支給されるよう手続きを簡便化する	【現状】 国民健康保険の高額療養費の支給を受けようとする者は、国民健康保険法施行規則第27条の17において、保険者に対して高額療養費支給申請書を提出しなければならないこと定められており、高額療養費が発生した月に申請が必要である。 一方、国民健康保険の償還制度を持つ後期高齢者医療保険における高額療養費の制度では、「後期高齢者医療の高額療養費の支給、食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額の減額の取扱いについて」(厚生労働省保険局高齢者医療課長H21.5.11)により、初回のみ高額療養費の申請を行い、その後は申請がなくても高額療養費の払い戻しが行われている。 【支援事例】 同様の償還制度を持ちながら、国民健康保険と後期高齢者医療保険とで取り扱いが異なっており、後期高齢者と比較して、70歳から74歳の前期高齢者は、申請する月毎に領収書を集め、市に提出しなければならず煩雑な手続きが必要となっているため、大きな負担となっている。 しかし、①前期高齢者のうち、70歳から74歳までの者と後期高齢者の間には自己負担限度額に差が設けられていないこと、②本県のある市では1年間における病院の受診回数は、70歳から74歳の前期高齢者が18.0回、後期高齢者が20.1回と両者の間に差がないことを踏まえると、70歳から74歳の前期高齢者と後期高齢者との間で高額療養費制度の手続きに差を設ける必要がない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html
H28	187	07.産業振興	都道府県	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	経済産業省	A 権限移譲	中心市街地活性化法第40条第4項、第5項、第41条第2項など	中心市街地の活性化に関する補助金交付事務等の国から県への移譲	【現状】 国は、中心市街地活性化法に基づき市町村が策定した基本計画を認定しており、全国的視点のもとで役割を全している。特定民間中心市街地活性化事業は、この基本計画に記載されたものに限られ、地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の採択や地方税の不均一償還など地方公共団体の支援措置に関係しているため、事業実施については住民に身近な行政として地方の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。 従って、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定事務等の中心市街地の活性化に関する事務及び地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の交付事務を国から県へ移譲されたい。 【支援事例】 国の地域・まちなか商業活性化支援事業(中心市街地再興戦略事業)費補助金の対象となる事業と県単独実施事業が類似している。 (例)再開発ビル等再整備事業(空室区域の再整備による新規テナント誘致)、商店街再整備事業(商店街と周辺住宅地を含む区域で行う総合的なまちづくり)等	—
H28	188	07.産業振興	都道府県	兵庫県、遊賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	経済産業省	A 権限移譲	地域商店街活性化法第4～7.11～13条 地域商業自立促進事業費補助金募集要項	地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の事務権限を国から県へ移譲すること。 ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の認定・変更・取り消し ・商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画の実施状況報告の徴収 ・地域商業自立促進事業費補助金の交付事務の移譲	【再提案理由】 商店街の支援については、住民に身近な地方自治体が、地域の実情に応じて実施しているが、地域商業活性化法による商店街活性化事業計画及び商店街活性化支援事業計画については、都道府県や市町村の意見を聴き、配慮することになっているものの、認定等は経済産業省が行うこととされている。 また、国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、平成27年度に実施した商店街買い物ポイント事業などにより商店街活性化の機運が高まっているなか、国が進める地方創生においては、地方への移住等を促進するため地方都市の経済・生活圏の形成が進められている。 【支援事例】 都道府県においては、商店街の振興に関する類似の施策を実施しており、支援対象となる事業者も差違が無い中で、支援窓口が国と都道府県とで2つに分かれているため、総合的な商店街の活性化施策の実施に支障を来している。 (例)商店街支援事業(地域資源活用、少子・高齢化対応)、ご用聞き・共同宅配事業(少子・高齢化対応)商店街新規出店・開業等支援事業(創業支援)等	—
H28	189	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、三田市、遊賀県、大阪府、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4項、地域資源を活用した農業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産業の利用促進に関する法律第5条第8項	農家レストランを農用地に設置する際の要件緩和 主として同一市町村内で生産されている農産物又はそれを原料として製造・加工したものの提供を行う農家レストランについては、農業用施設とするよう要件を緩和すること	【現状】 本県のある市では、地方創生の一貫として、外国人観光客等に豊かな自然を楽しむと同時に地域で取れた優れた農産物等を提供し、さらなる諸客の促進や販路拡大、地域活性化を図ろうと農家レストランの設置を検討していた。しかし、農家レストランは農業用施設に該当しないとして農用地区域以内への建設が認めなかった。 なお、農用地区域以外の農家レストランの設置については、国家戦略特区で措置されており、その進捗状況等を踏まえ総合的に判断することとしているが、外国人観光客が日本に多く訪れており、今後東京オリンピック等でさらなるインバウンド消費が見込まれるなか、早急に検討していただきたい。 【支援事例】 平成27年4月に都市農業振興基本法が成立。平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画においても、生産緑地に関し、500㎡未満の農地やいわゆる「道連れ解除」への対応の必要性が明記されるなど、都市農業の振興、多面的機能の発揮が求められている。 本県では、平成26年度9件(約2,000㎡)、平成27年度4件(約800㎡)が自己都合により生産緑地を解除されている。例えば、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡した。しかし、その者に農業の後継者がおらず、その農地を手放すこととなったため、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなり、残りの者は農業を継続したいにも関わらず生産緑地の指定は「道連れ解除」となった。 また、公共事業用地として収用され、生産緑地地区の面積要件が満たさなくなった場合でも、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html
H28	190	01.土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都市、和歌山県、京都市、堺市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地地区第3条	生産緑地地区指定の面積要件の要件緩和 自己都合により現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるよう、下限面積や解除要件の緩和・条例委任等、地域の実情を考慮した特例の設定	【現状】 平成27年4月に都市農業振興基本法が成立。平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画においても、生産緑地に関し、500㎡未満の農地やいわゆる「道連れ解除」への対応の必要性が明記されるなど、都市農業の振興、多面的機能の発揮が求められている。 本県では、平成26年度9件(約2,000㎡)、平成27年度4件(約800㎡)が自己都合により生産緑地を解除されている。例えば、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡した。しかし、その者に農業の後継者がおらず、その農地を手放すこととなったため、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなり、残りの者は農業を継続したいにも関わらず生産緑地の指定は「道連れ解除」となった。 また、公共事業用地として収用され、生産緑地地区の面積要件が満たさなくなった場合でも、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html
H28	191	12.その他	都道府県	兵庫県、遊賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条第3、13条 地域再生法施行令第3条 地域再生法施行規則第1条第1項 地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の申請手続きの見直し	【現状】 改正地域再生法において、地方創生推進交付金の申請にあたっては、地域再生計画を作成し、交付金事業を記載した上で、内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。 【支援事例】 地方版総合戦略は、官庁字金労言の意識やブライコンメントの実施、議会の議決を経て策定されており、地方再生の認定基準(1号基準:地方再生計画基本方針に適合するものであること、2号基準:当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること、3号基準:円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)を満たしているものである。それに関わらず、地方創生推進交付金の申請にあたっては地域再生計画の作成が義務付けられていることから、地方にとって二度手間となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html
H28	192	12.その他	都道府県	兵庫県、遊賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金に関するQ&A	地方創生推進交付金の先駆タイプについて、地方自治体単独で実施する事業について先駆タイプとして認めるよう要件を緩和すること	【現状】 「地方創生推進交付金に関するQ&A」(平成28年5月27日事務連絡)で、先駆タイプの申請においては、生活活用のまち、コンパクトシティ等の事業以外は、一つの地方公共団体が単独で申請交付申請を行うものではないとされた。 【支援事例】 当初、地方創生推進交付金の「先駆タイプ」について、地方自治体の単独事業では申請できないとされていたが、平成28年5月27日に発出された「地方創生推進交付金に関するQ&A」において、「先駆タイプ」は広域連携事業(複数の地方公共団体がそれぞれ予算計上を行い、共同で交付申請を行うもの)に原則限定されたため、地方の創意を発揮した事業が実施できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html
H28	193	12.その他	都道府県	兵庫県、遊賀県、京都市、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の3	広域連合の規約変更手続の弾力化 広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域連合の項目を変更するに当たり、当該事務が法令等により国の行政機関が権限を専らに行使する事務以外の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とする。	【現状】 「地方創生推進交付金に関するQ&A」(平成28年5月27日事務連絡)で、先駆タイプの申請においては、生活活用のまち、コンパクトシティ等の事業以外は、一つの地方公共団体が単独で申請交付申請を行うものではないとされた。 【支援事例】 当初、地方創生推進交付金の「先駆タイプ」について、地方自治体の単独事業では申請できないとされていたが、平成28年5月27日に発出された「地方創生推進交付金に関するQ&A」において、「先駆タイプ」は広域連携事業(複数の地方公共団体がそれぞれ予算計上を行い、共同で交付申請を行うもの)に原則限定されたため、地方の創意を発揮した事業が実施できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_jekka.html
H28	194	12.その他	都道府県	兵庫県、遊賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	過疎対策地域自立促進特別措置法第5条第4項	過疎地域自立促進方針を定める際の関係大臣への同意協議の廃止	【現状の制度】 都道府県は、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針を定めることができるが、自ら定めた方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。同意にあつては、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議することとなっている。 【支援事例】 本県で最近に方針を策定(H27)した際、同意基準を踏まえ総務省との事前相談を行ったが、国の意見回答等までに約2ヶ月かかっており、その後の正式協議でも、修正を要するとされた箇所がほとんど無かったにも関わらず、約1ヶ月を要した。その結果、過疎地域自立促進計画の作業スケジュールの遅れを懸念した市町村から、「12月議会上程に間に合うのか」と、国との協議の進捗状況についての問い合わせが多数あり、対応に苦慮した。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (21)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び児童福祉法(昭22法164)障害福祉サービス等の報酬において地方公共団体の設置する事業所等の単位数を1000分の965に減算すること(公立減算)については、事業所等の経営実態、サービスの提供実態等の客観的・具体的なデータに基づき、その在り方について検討し、平成30年度の報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【厚生労働省】 (12)国民健康保険法(昭33法192) 市町村(特別区を含む。)以下この事項において同じ。)が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高額者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続を簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。 また、高額療養費の支給申請の際、原則として国民健康保険の保険者の判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証拠書類)の添付を省略できることについて、改めて国民健康保険の保険者に平成28年中に通知する。			【厚生労働省】 市町村が行う国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の手続の簡素化等について(平成28年12月20日付け厚生労働省保健局国民健康保険課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_186	
6【国土交通省】 (13)生産緑地法(昭49法68) 生産緑地地区の規模要件(3条1項2号)については、「都市農業振興基本計画」(平成28年5月13日閣議決定)に基づき、現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることとなった生産緑地地区について、小規模な農地を保全する観点から生産緑地制度の要件の緩和を検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【国土交通省】 都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令案について(平成29年5月) 【国土交通省】 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について(平成29年5月)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_190	
6【内閣府】 (10)地方創生推進交付金 (ⅰ)地方創生推進交付金の申請手続については、地方公共団体の意見を踏まえつつ、引き続き申請手続の簡素化を進めることについて、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。					
6【内閣府】 (10)地方創生推進交付金 (ⅱ)地方創生推進交付金の申請要件については、複数の地方公共団体が共同で予算を実施する予算の共同化に限らず、それ以外の形で連携を広く認めるという地域間連携の申請要件に関する運用弾力化について、改めて地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年中に周知する。					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

		提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事業名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 調整結果(概要等)	
	H28	08_消防・ 防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀 県、京都府、和 歌山県、鳥取 県、徳島県、堺 市	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	被災者生活再建支援法第2条 第2号 被災者生活再建支援法施行 令第1条	被災者生活再建支援制 度についての支援対象 の拡大	市町村域をまたがる災害が発生した場合、基準に満た ない市町村の被災者は支援金の対象とならないことか ら、一部の災害であれば全ての被災団体を支援するよう 対象を拡大	【現状の制度】 被災者生活再建支援制度については、被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にも関わらず、基準に満たない市町村等の被災者は支援金の 対象とされない場合がある。その場合、地方は独自制度で支援することが多いが、その場合は国から特別交付税として50%が支払われることとなる。 【支援事例・昨年度からの状況変化】 本年4月に発生した熊本地震においても、熊本県は100世帯以上が全壊したため県全域が適用されたが、大分県内では全壊が九重町の一世帯のみであり、同法が適用されていない(H28.5.17現在)。 また、平成26年8月の豪雨災害では、丹波市を中心に甚大な被害が発生し、被災者生活再建支援制度を適用したが、猪苗川町や神戸市では一部損壊に止まり、同制度を適用できなかった。なお同豪雨災害で は、京都府や徳島県でも同様の事例が発生している。 【再建要理】 これまでの内閣府の回答は、こうした小規模の被害は地方自治体が支援すべきであるとのことだが、この制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民 の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としており、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用していることを踏まえると、同一の大規模災害の被害に関しては全て適用するべきで ある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosan.html
	H28	05_教育・ 文化	都道府県	兵庫県、滋賀 県、大阪府、和 歌山県、鳥取 県、徳島県、京 都市、関西広域 連合	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律(番号法) 別表第2 106項	奨学金事務にかかるマ イナンバーの利用をする 主体の拡大	日本育英会から事務移管された奨学金事業を地方公 共団体等が出資して設立した公益財団法人が実施す る場合でも、マイナンバーの独自利用を可能とするよ う、番号法別表第2 106項に、「奨学金事業を移管され た公益財団法人等(当該奨学金事業の実施のため地方 公共団体等が出資して設立したものに限る)」を追加す ること。(貸与申請、返還免除、返還猶予に係る審判 に必要な、障害者関係情報、地方税関係情報、生活保 護関係情報、住民票関係情報等を入手可能な特定個人 情報とすること。)	【現状】 平成17年度から日本育英会が実施していた奨学金事業が都道府県に順次移管され、事業の実施方法等は都道府県等が決定できることとなった。兵庫県では、県が出資した公益財団法人兵庫県高等学校教育 振興会に奨学金資金事業を移管している。 【支援事例】 当該奨学金事業は、もとより独立行政法人日本学生支援機構の前身である日本育英会が行っていたものであり、経済的な理由で就学が困難な者に対して、奨学金を貸与するという目的や事業内容は、独立行政 法人日本学生支援機構が行う奨学金事業と同等である。 しかしながら、公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会は、当該奨学金事務等を執行する目的で県が出資しているにも関わらず、地方公共自治体ではないためマイナンバーを取り扱うことができず、添付書類 の削減など申請者の負担を軽減することができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
	H28	09_土木・ 建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	(1)建築基準法別表第2、建築 基準法第87条 (2)建築基準法第26条、建築 基準法施行令第114条 (2)②建築基準法第35条、建築 基準法施行令第126条の2 (2)③建築基準法第35条の2、 建築基準法施行令第128条の 4、第129条 (2)④建築基準法第36条、建築 基準法施行令第23条 ※建築基準法第35条、建築基 準法施行令第126条の4	戸建住宅を宿泊施設と して利用するための規制 緩和(用途変更における 規制緩和) (2)②建築基準法第35条、建築 基準法施行令第126条の2 (2)③建築基準法第35条の2、 建築基準法施行令第128条の 4、第129条 (2)④建築基準法第36条、建築 基準法施行令第23条	(1)空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族など の特定の1グループで、10人以下など人数への1棟 貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合 は、住宅とみなして建築基準法を適用することとし、ホ テル・旅館への用途変更を不要とすること。 (2)(1)の対応ができない場合、ホテル・旅館の規制に ついて、戸建住宅と同様の規制に緩和すること。 【規制緩和を提案する規定】 ①界壁・間仕切壁 ②排煙設備の設置 ③内装制限 ④屋内階段の寸法 なお、法施行前の建物は、既存のまま宿泊施設として 利用できるようにすること。	【支援事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があ るが、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
	H28	09_土木・ 建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	建築基準法第87条	戸建住宅を宿泊施設と して利用するための規制 緩和(申請手続きの緩和)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、 住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請につい て、現行の100㎡から300㎡に緩和するとともに、300㎡ 以下の建物については、旅館業法の許可申請時に提出 する申請書により、法令審査を行う。	【支援事例】 用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者に手続き上の負担が生じている。 また、用途変更が100㎡を超える建物が対象となることから、実態として、100㎡を超える空き家の利用が進んでいない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
	H28	09_土木・ 建築	都道府県	広島県	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	(1)建築基準法第48条 ②建築基準法第49条	戸建住宅を宿泊施設と して利用するための規制 緩和(1)特定行政庁が 都市計画法上のホテル・ 旅館の建築制限のある 用途地域に建築を許可 する際の基準の明確化 (2)特別用途地域内 でホテル・旅館の建築を 可能とする条例制定の 際の大臣同意の廃止)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、 (1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築 制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明 確化を求める。(2)都市計画法上の特別用途地域内 は、国・自治体の承認が必要であることから、同意を要 しない協議に緩和すること。 (2)特別用途地域内 でホテル・旅館の建築を 可能とする条例制定の 際の大臣同意の廃止)	【支援事例】 (1)規制改革会議の第4次答申では、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域におい て、民泊サービスのほか、空き家をホテル・旅館とする事例の増加が予想される。 (2)特別用途地域内で規制を緩和する条例を制定する場合、大臣の承認が必要であり、承認には、下協議に6か月、事前協議に3か月、承認申請に3か月要しており、地方側の負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
	H28	08_消防・ 防災・安全	都道府県	広島県	総務省	B 地方 に対する 規制緩和	(1)消防法第17条、消防法施行 令第7条、第10条 (2)消防法第17条、消防法施行 令第7条、第21条 (3)消防法第17条、消防法施行 令第7条、第26条 (4)消防法第28条の3、消防法施 行令第4条の3	戸建住宅を宿泊施設と して利用するための規制 緩和(消防用設備の設置 義務の緩和)	空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの 特定O1グループで、10人以下など人数への1棟貸 (住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合 は、消防法で定められている次の設置基準について、 戸建住宅と同様の規制に緩和する。 【設置基準】 (1)消火器具の設置 (2)自動火災報知設備の設置 (3)誘導灯・誘導標識の設置 (4)防突物品(カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等) の使用	【支援事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本家屋の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家を宿泊施設として利用する場合、消防法に定める基準を満たす必要があり、古民 家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設として利用が進んでいない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
	H28	10_運輸・ 交通	都道府県	広島県	国土交通省 警察庁	B 地方 に対する 規制緩和	道路運送車両法第12条	広域観光周遊ルート形 成促進に向けた、レンタ カー使用場所変更手続 等に関する法律第7条	ITの活用によりレンタカーの使用位置を把握・管理でき る場合は、自動車保管場所と使用の本拠の位置の変更 手続を不要とする。	【現状】 瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られることから、広域観光を行う旅行者にとってレンタカーを手軽な料金設定 で利用できる、旅行商品造成が求められている。 【支援事例】 本県では、認定された広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」を推進し、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、(一社)せとうち観光推進機構と連携し、レンタカーを活用した旅行商品 の企画・造成を推進しているが、道路運送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、15日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自 動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条では、「保管場所の位置を変更したときは、15日以内に変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」とこととされている。 広域周遊観光の場合、出発地と最終目的地が異なるルートが多数(例えば、広島県や愛媛県)であり、レンタカーの「乗捨て」サービスを利用することとなるが、同法の規定によりレンタカー事業者の責務で、出発 地の配属事務所(レンタカーを戻す必要があることから、結果として、利用者の「乗捨て料金」に転嫁されており、観光客にとって魅力ある旅行商品造成につながることが難しい。	—
	H28	10_運輸・ 交通	都道府県	広島県	国土交通省 警察庁	B 地方 に対する 規制緩和	道路運送車両法第12条	広域観光周遊ルート形 成促進に向けた、レンタ カー型カーシェアリン グの使用場所変更手続 等に関する法律第7条	ITの活用によりレンタカー型カーシェアリングの貸受 取、整備状況把握・管理できる場合は、自動車保管場所 と使用の本拠の位置の変更手続を不要とする。	【現状】 瀬戸内の交通環境において、本州と四国地方を結ぶ鉄道は瀬戸大橋線のみであり、その他の主な交通手段は、自家用車・バス・船に限られる上、橋が架かっていない島も多数あり、移動手段が船に限られる。 観光客が離島の場合、そこを訪れる旅行者にとって、一時的な交通手段を確保することが必要であり、レンタカー型カーシェアリングの普及促進が求められている。 【支援事例】 観光庁に認定された広域観光周遊ルート「せとうち・海の道」を推進し、瀬戸内の島々を訪れる観光客の交通環境の利便性を高めるため、(一社)せとうち観光推進機構と連携した取組を推進しているが、道路運 送車両法第12条では、「使用の本拠の位置に変更があったときは、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない」とされている。また、車庫法(自動車の保管場所の確保等に関する法律)第7条で は、「保管場所の位置を変更したときは、変更後の保管場所を管轄する警察署長に届出を行う」とこととされている。 瀬戸内の島々において、瀬戸内芸術祭など短期間のイベントを開催する場合、開催地が小さな離島のことも多く、上陸後の移動手段がバス・タクシーしかないため、観光客にとって、移動手段が非常に不便な状 況となっている。 期間限定のイベント開催であり、レンタカー型カーシェアリングにより一時的な交通手段を確保することができれば、観光客の利便性の向上より、更なる誘客促進につながることができるが、同法の規定がネックとな り、対応策の必要である。	—
	H28	08_消防・ 防災・安全	施行時特 例市	厚木市	警察庁、総 務省	B 地方 に対する 規制緩和	道路交通法第4条第1項 地方財政法第28条の2	道路の規制標示補修 (盗直し)について	道路の規制標示補修(盗直し)について、都道府県公安 委員会との協議を経て、道路管理者が自発的に補 修を実施することが可能となる措置	【制度改正の必要性】 不鮮明になった横断歩道、一時停止線等の規制標示の塗り直しについては、都道府県公安委員会の所管であり、補修が出来ない状態にある。本市において、平成28年2月に下校途中の小学生が車にはねられ て死亡する事故が発生した。事故との直接の因果関係は不明ながら、現場の横断歩道は薄れており、地元住民からも改善の要望が届いていた。その他にも市内には多数の不鮮明な規制標示があり、市民からも 補修に際し非常に強い要望が届いており、その都度、所管警察署に要請しているが対応までに時間がかかる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
(参考) 6【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【総務省(10)】【文部科学省(8)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅳ)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。	<令元> 5【内閣府】 (12)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)公共性の高い業務における個人番号制度の利活用については、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、個人番号利用事務に罹災証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加する。 [措置済み(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号))]	個人番号利用事務に罹災証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加した。			内閣府大臣官房番号制度担当室
6【国土交通省】 (1)建築基準法(昭25法201) (イ)寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。					
6【警察庁】 (3)道路交通法(昭35法105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から道路標示等の設置及び管理を含む交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる措置が迅速に講じられるよう、改めて都道府県警察に平成28年度から周知する。			【警察庁】市町村等から道路標示等の設置・管理を含む交通規制の実施に関する要請を受けた場合の対応について(通達)(平成29年1月16日付け警察庁交通局交通規制課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunkai=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_203	

対応方針(閣議決定)記載内容 (拙案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【厚生労働省】 (9)生活保護法(昭25法144) (a)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 【厚生労働省】 (18)生活保護法(昭25法144) (a)費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づき、あらかじめ保護費と調整することを可能とする。[措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))]		【厚生労働省】 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(平成30年6月8付け子発0608第1号、社援発0608第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_204	
—	—	—	—	—	—
【厚生労働省】 (25)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者自立支援制度に関する「支援状況調査」については、提出期限の見直し等の負担軽減策について検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。			【厚生労働省】 支援状況調査の報告期限について(平成28年12月27日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_206	
【厚生労働省】 (27)若年性認知症施策総合推進事業実施要綱 若年性認知症支援コーディネーター設置事業については、実施主体に指定都市を加えることについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—		【厚生労働省】 「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について(平成30年3月29日付け厚生労働省老健局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_207	
【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (iv)更新認定に係る要介護認定有効期間(28条)及び要支援認定有効期間(33条)については、認定事務の処理件数の減により事務職員等の負担軽減を図るため、省令を改正し、上限を現行の24か月から36か月と延長する。	—		【厚生労働省】 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成30年厚生労働省令第30号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_208	
【厚生労働省】 (32)市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要綱 市町村における「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」又は「厚生年金加入記録のお知らせ」の年金記録に関する相談業務に使用されている社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置(以下「窓口装置」という。)については、年金記録全般の相談にも利用可能であることを、「市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要綱」(平成28日本年金機構国民年金部。以下「実施要綱」という。)を改正して明記し、平成29年度から円滑に運用できるよう、従与希望の照会も含め、市町村に周知する。その際、実施要綱に定めている「年金相談受付票」については、窓口装置を活用した年金相談の場合に記入が必要なものであることが明確となるよう、名称の変更を含め、適切な措置を講ずるとともに、記入を求めている情報が記録されるのであれば、市町村が独自に様式を定めることを可能とする。			【厚生労働省】 市区町村における窓口装置を用いた年金記録に関する相談業務実施要綱【抜粋版】	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_209	
【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (i)民生委員・児童委員の職務(民生委員法(昭23法198)14条及び児童福祉法17条1項)については、運用の工夫により地域の実情に応じて児童福祉に関する事業に重点的に取り組むことも可能であること、主任児童委員(児童福祉法17条2項)等の制度の活用方法等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。また、児童委員・主任児童委員制度の活用に当たって、参考とすべき特徴的な取組を行う地方公共団体の事例について、適時適切に地方公共団体に周知する。			【厚生労働省】 児童委員、主任児童委員の活動の推進について(平成29年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_210	
【厚生労働省】 (18)介護保険法(平9法123) (v)指定居宅サービス事業者等の事業に係るのある場所(医療機関等)への立入り及びその設置又は帳簿書類その他の物件の検査については、個別の案件に応じて必要性等を勘案し、報告(78条、78条の7、83条、90条、100条、115条の7、115条の17、115条の27、115条の33及び115条の45の7)の規定に基づいて、適切に判断して実施するよう、その取扱いについて地方公共団体に平成29年中に周知する。					
—	—	—	【厚生労働省】 「病児保育事業の実施について」の一部改正について(平成29年4月3日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_212	—
【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (a)放課後児童支援員認定資格研修の実施(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項)の事業者に適用については、放課後児童支援員認定資格研修の実施状況等を踏まえ、指定都市を含む実施主体の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	認定資格研修の実施主体については、指定都市・中核市も含めるものとした。 受講科目や経過措置の在り方については、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】 児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】 児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_213	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (a)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。	—	—	—	—	—

[illegible]

対応方針(閣議決定)記載内容 (掲載年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府】 (4)災害対策基本法(昭36法223) (ⅱ)避難行動要支援者名簿については、住民の理解を助け、市町村の避難行動支援の取組を支援するため、当該名簿に関するパンフレットの作成等、住民への普及・啓発を平成29年度中に行う。					
6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅱ)子ども・子育て支援交付金の交付対象事業のうち、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(59条12号及び児童福祉法(昭22法164)6条の3第14項)については、感染症対策に要する消耗品等の経費が交付対象経費に含まれることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。			【厚生労働省】子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)における感染症対策について(平成29年1月26日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長補佐事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_219	
6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅳ)病児保育事業(59条11号及び児童福祉法6条の3第13項)については、原則保育士及び看護師をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平28厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を改正し、平成29年度を目途に例外的に以下に掲げる要件等を満たす事業の実施を可能とする。 ・離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた上で、医療機関に併設された施設において実施する。 ・利用児童が2名以下で実施する。 ・子育て支援員研修(地域型保育)を修了しているなど、必要な知識や技術等を修得している看護師1名が常駐する。 ・病児保育以外の業務に従事している看護師1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。					
6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (ⅱ)6次産業化教育を推進するために農業科において工業に関する科目を履修させることについては、現行の高等学校学習指導要領(平21文部科学省告示34)の下で対応が可能であることを、都道府県教育委員会等に平成28年度中に周知する。					
6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) (ⅳ)ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種(子宮頸がん予防ワクチン接種)後に症状が生じた生徒等への対応については、痛み等を訴える生徒等への理解、授業等による長期欠席生徒等を対象とした特別の教育課程(通信の方法を用いた教育による単位認定等)を編成することが可能であること等、個々の生徒等の心身の状態に応じて、学習面を含め、学校生活の様々な面で適切に配慮すべきことを、域内にある学校に徹底するよう、都道府県教育委員会等に平成29年中に周知する。			【文部科学省】ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に症状が生じた方に対する相談・支援体制の充実について(平成27年9月30日付け厚生労働省健康局長、文部科学省スポーツ・青少年局長通知) 【文部科学省】子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への適切な対応について(平成25年9月3日付け文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、初等中等教育局特別支援教育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_227	

都道府県	分野	提案団体	提案内容	関係府県	提案内容	提供施設等	実施事項	求める措置等の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な経過状況(備考)
H28	福祉・福祉	滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第12条第6項)	サテライト型養護老人ホームの設置基準の見直しについて、養護老人ホームを追加するよう関係府県の見直しをお願いしたい。	【養護老人ホームの設備及び運営に関する基準】において、サテライト型養護老人ホームを設置する際の施設基準として、養護老人ホームを追加するよう関係府県の見直しをお願いしたい。	【本県の状況】 本県では、環境上の理由や経済的理由に加え、被虐待者など複雑なニーズを抱える高齢者が今後も増加することが見込まれる中で、第6期老人福祉計画(平成27年3月策定)において、養護老人ホームの整備数、現在の(515人)から平成29年度までに(558人)に増加させることを目標としている。 【取組事例】 養護老人ホームの整備を検討している社会福祉法人から、人員配置等の緩和等による効率的な養護老人ホームの経営を目指す観点から、養護老人ホームを本施設としてサテライト型養護老人ホームを設置したい旨の要望があるが、現行の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準で本施設と見なせるものは、介護老人保健施設、病院、診療所のみとされており、この基準は、都道府県が「従うべき基準」となっている。 現時点で養護老人ホームの整備意向を有する法人はなく、このままの現状では、今後さらに増加が見込まれる支援の必要な高齢者が入所困難となる可能性がある。 【制度改正の必要性】 養護老人ホームへの入所は、市町村の措置により行われるものであることから、運営費(措置費)の弾力運用は一定認められているものの、介護保険施設等と比較すると運営費の使途に制限があることなどから、事業者の自主的な参入が進みにくい状況。そのため、サービスの質は確保しつつ効率的な施設経営も求める必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	03.医療・福祉	都道府県	滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法第76条第2項	障害・退職病医等による介護療養施設等に関する規制緩和	障害・退職病医等が、遠隔病理診断ネットワーク上へ病理診断を行う場合の病理診断の保険請求が可能となる規制緩和	【取組事例】 病理医が不足している一方で、その不足分を補うことが可能な定年退職や結婚・育児等の理由で離職している病理医の方々については、一定の勤務時間を確保することが困難な病院との雇用契約関係を結ぶことが困難であり、病理医と病理医が雇用関係が結ぶことができない病院からあらかじめその病理医を登録し、病理診断の必要が生じた際に、自等でテレパソロジーを活用して診断を行う都道府県等の形で病理医に関する取組を実施している。 【取組事例】 その場合、病理医に対する謝金の財源として、病理診断に係る診療報酬の項目である組織診断料又は細胞診断料を活用することを想定しているが、組織診断料又は細胞診断料を算定するには、病院の形態、当該保険医療機関に病理診断を専ら担当する医師が勤務することなどが求められており、常勤・非常勤を問わないもの、当該保険医療機関と何らかの雇用契約関係を有することが要件とされていることから算定できず、謝金に必要な財源が確保できない状況となっている。 【制度改正の必要性】 保険医療機関に雇用契約を有しない場合でも、「勤務することと準じる扱い」として、組織診断料又は細胞診断料の算定を可能にすることで、テレパソロジーの活用が拡大し、診断の迅速化、診断精度の向上を図ることが可能となる。	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請にあり、関西広域連合等においても全国的な取組と同様に、5事業の申請を可能にするため、地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和の取組の取扱いの見直し	地方創生推進交付金の申請手続きでは、広域連合が推進交付金の申請を行った場合には、関係地方公共団体が広域連合事業を申請すると同時に、それぞれが1事業ずつ申請したものとすることとした。広域連合が実施する地方創生推進交付金の申請については、地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和の取組の取扱いの見直し	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianyou/2016/teianyouku/kekka.html
H28	12.その他	その他	関西広域連合、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金制度要綱	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	地方創生推進交付金の申請と関係する規制緩和	https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teian

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	年次 番号	分野	提案主体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 審査結果（審査等）
H28	243	08.消防・ 防災・安全	その他	関西広域連合、 滋賀県、京都 府、大府府、兵 庫県、和歌山 県、鳥取県	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和 和	災害救助法施行令第3条	広域連合への災害救助 法の特別基準決定権限 の付与	災害救助法に基づき救助に関し、特別基準の設定に係 る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、大規 模広域災害時における特別基準の決定権限を、関西 広域連合にも認めること。	【広域的な視点での救助の必要性判断】 大規模広域災害発生時には、ある程度の地域的なバランスや、最低限の水準維持が必要になる場合もあり得るため、国に代わり、地方自治体である関西広域連合が調整し、決定することが地方分権の趣旨に合 致し、かつ効果的である。 【適用が想定される災害】 南海トラフ地震等、複数の関西広域連合構成府県において災害救助法の適用があった災害	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyus/2016/teianbosyu kekka.html
		08.消防・ 防災・安全	その他	関西広域連合、 滋賀県、京都 府、大府府、兵 庫県、和歌山 県、鳥取県	内閣府	B 地方 に対する 規制緩和 和	大規模災害からの復興に関す る法律第7条	地域主体の復興を実現 する制度的枠組みの創 設	「大規模災害からの復興に関する法律」（以下「大規模 災害復興法」という。）に定める国の復興基本方針の策 定により、広域連合を含む被災自治体の意見を反映 させる制度的枠組みの創設を求める。	【国主導の復興推進】 阪神・淡路大震災の際には、被災地主体の復興を国が最大限支援するしくみが採用され、被災地の意向や実情を反映した復興対策が実現した。将来の大規模災害における復興にあたって、国主導の復興 推進だけでなく、地域主体の運営のもと、地域主体の復興が実現できる制度づくりが不可欠である。 しかしながら、東日本大震災を踏まえて制定された大規模災害復興法においては、国が復興対策委員会の意見を聴いて復興基本方針を策定することとされ、被災自治体は、復興対策委員会に委員として参加する 可能性が示されているのみである。 大規模災害復興法を改正し、被災都道府県知事、広域連合長による復興基本方針に対する提案権限の創設、復興対策委員会への被災都道府県知事、広域連合長の参加義務づけなどにより、被災地重視の枠 組への転換が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyus/2016/teianbosyu kekka.html
H28	245	08.消防・ 防災・安全	その他	関西広域連合、 滋賀県、京都 府、大府府、兵 庫県、鳥取県	内閣府	A 権限 移譲	大規模災害からの復興に関す る法律第9条	関西広域連合への復興 方針策定権限の付与	関西広域連合への復興方針策定の権限の付与を求め る。	【関西広域連合による復興方針の策定】 大規模災害復興法では、被災都道府県が復興方針を策定する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴くこ ととされている。 関西のように、市街地が複数の府県にまたがって広く達したという地域が南海トラフ地震や大規模な直下型地震に見舞われた場合、広域的に被害が発生し、隣接府県の知事の意見交換では足らず、地域 全体の長期的なあり方を展望した広域調整が必要となる。 府県域を越える広域行政課題の解決を図る目的と、その能力を有する関西広域連合に対し、関西全体を見据えて意見調整を行い、関西としての復興方針を策定する権限を付与するべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyus/2016/teianbosyu kekka.html
H28	246	10.運輸・ 交通	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、兵庫県、和 歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限 移譲	「観光圏の整備による観光客 の来訪及び滞在の促進に関す る法律」第3項(観光圏整備実 施計画の認定)	観光圏整備実施計画の 移譲	現在、「全国的見地から効率的に滞在交流型観光の 取組を進めるため、観光庁で一元的に実施する必要がある」と示されている観光圏整備実施計画の認定に係る 事務・権限(広域連合が構成府県が実施主体である 観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲 を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の 国の認定と同様に、国の特別措置の支援(旅行業法の 特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド 確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	観光圏事業を外国人観光客の誘導策等と連携させ、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがない。国は広域観光周遊ルート形成促進事業、観光地域ブランド確立支援事業(観光圏事業)、ビジントジャバ ン事業等の類似の事業について、各々をどのように有機的に連携させていくのかという具体的な考えが示されておらず、事業が重複して実施されないために、運輸局主催による各事業関係者を集めた「事業連携機 会」が設けられた。しかし、地域全体で相乗効果が得られるような仕組みがあれば、本来、このような会議は不要であり、国が一元的に地域間の調整を行っていくことが難しいことを示す事例と言える。(国は、各事 業を予算執行上の観点で整理しようとしている。)	—
		10.運輸・ 交通	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、兵庫県、和 歌山県、鳥取県	国土交通省	A 権限 移譲	道路運送法 第4、5、9、15、31、79、94条	一般乗合旅客自動車運 送事業の許可認可等権限 の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業(貸し出し バスを除く)に係る事業経営、事業計画、運賃等への許 認可・登録・さらには、指導監督等の事務を含めた権限 について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望 する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨るもの は、府県域を越える広域連合への移譲を求める。 すでに、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送事業については、地方公共団体に権限が移譲され、また、運賃変更にかかわる認可事務等についても、地域公共交通会議での合意があれば、事務手続き 期間の大幅短縮が行われるなど、一定の弾力的な対応が可能となっている。	路線バスやコミュニティバスなどの生活交通バスは、日常生活を支える移動手段のほか、都市部と地方部の交流人口を増加させる基盤としても重要な役割を果たしている。地方創生がめざす「各地域が、それぞれの特性 を生かした自律的で持続可能な社会を構築していく」というには、同一府県内における生活交通バスなど地域交通ネットワークの整備に関しても、地域を包括する府県の責任と権限において、総合的な施策展開を 進めることが必要である。 しかしながら、地域内の移動量では既存公共交通を維持できない地域においても、地域外からの広域的な観光客を図る取組みが求められているが、必ずしも、地域の観光・交通資源の実情やニーズに合致し ていない。また、観光客の誘導や観光客の利便性や回遊性の向上など地域交通ネットワークの最適化をはかるために不可欠である一般乗合旅客自動車運送にかかわる権限は国が持っているため、自家用旅客運送だ けでなく、一般乗合旅客自動車運送を含めた一体的な権限のもとで、地域主体の責任体制を構築できるよう、同一府県内で実施する一般乗合旅客自動車運送事業の許可認可等の権限について、移譲を希望する 府県への移譲を求める。ならびに府県域を跨るものについては、府県域を越える広域連合への移譲を求める。	—
H28	248	02.農業・ 農地	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、大府府、兵 庫県、和歌山 県、鳥取県、京 都市	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和 和	新規就農者・経営継承総合支援 事業実施要綱 (別記1)第5 2(イ)(ア)及び (4)ウ	新規就農者の拡大支援 (青年就農給付金の要 件緩和)	親族から貸借した農地が、給付期間中に、所有権移転 後三者からの貸借等により給付対象者の経営面積の 2分の1未満になれば、給付金の返還は不要とする。	青年就農給付金(経営開始期)の給付要件として、「親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること」及びその場合に「給付期間中に農地 の所有権の移転が行われなかった場合は給付金の全額を返還する。」こととされ、給付期間中に親族から貸借した農地の全てについて所有権移転することが求められている。 本事業の趣旨が、「リスクを負って経営する独立・自営就農者を支援する」ことであるとしても、「親族から貸借した農地が主である場合に」その親族から貸借した農地の全てについて所有権移転を求める必要はない。 現に、親族から貸借した農地が少なすぎて「主でない」場合は、親族から貸借した農地の所有権移転は求められておらず、則ち上、不公平が生ずる。 就農就農の場合、農地の所有権移転について相談問題が発生することが危惧され、現行制度上、全ての所有権移転を確約できずに給付申請を断念する場合も考えられ、利用しにくい制度となっている。例え ば、祖父の農地を借りて経営を開始しているが、祖父の兄弟や子供等、農地の相続対象者が多く、祖父の所有権を移転することにまだ抵抗があったことから、給付期間中の所有権移転は困難と判断し、申請を断 念した事例などがあつた。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyus/2016/teianbosyu kekka_yosun.html
		06.環境・ 衛生	その他	関西広域連合、 滋賀県、京都 府、大府府、兵 庫県、和歌山 県、鳥取県、大 阪市	環境省	B 地方 に対する 規制緩和 和	動物の愛護及び管理に関する 法律第22条第3項 同法施行規則第10条	動物取扱責任者研修 の見直し(研修回数等の義 務付けの廃止等)	自治体が実施している動物取扱責任者研修について、 次のような見直しを求める。 ①地方分権の観点から、自治体がそれぞれの地域の 実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講 義内容を設定可能とする。 ②省令で、国に義務付けられている基本的な項目等 については、一律に「教材を作成・配布することな ど」により自治体の負担を軽減させる。	動物取扱責任者は、法に基づき都道府県、政令市が実施する研修を年一回以上受講しなければならず、都道府県、政令市は、当該者の受講を促すため、年に複数回研修を開催している。 広域連合構成団体の中には、動物取扱業の割合は保管業が47%、販売業38%、貸出2%、訓練3%、展示4%と多少の偏りがあり、業種により必要とする知識が異なる。また、取扱動物種も最多は犬猫等の哺乳 類であるが、それとは全く異なる知識を要している品種、飼育者数を扱う業者も少なくない。動物種間で必要とされる知識も異なる。 その一方で、年一回の受講や研修時間、基本的な項目等が省令で一律に義務付けられているため、事業者は事業種や動物種に関わらず毎年同じような内容を受講することになってしまい、研修のマンネリ化を 招くことに全ての業者に対して有効な内容の研修を提供することの妨げとなっている。 さらに、法令に関する基礎知識や制度改正の趣旨等、全国共通的に周知すべき内容について、教材を環境省が一括して作成・配布するなどの支援が全くなく、各自治体がそれぞれ研修教材を作成しているのが 現状であり、講師の手配などとも合わせて研修実施にあたって大きな事務的負担となっている。 なお、動物取扱責任者研修のあり方については、中央環境審議会や規制の審議会に関する調査の勧告で議論・検討されているが、業者に対する規制のあり方からの議論が中心となっており、自治体の実 施のあり方に関する議論については、「動物愛護管理のあり方検討小委員会」(平成22年8月～平成23年12月)で議論され、委員からは自治体の負担が大きいのではないかと指摘もあったが、その後は見直し 等が行われていない。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyus/2016/teianbosyu kekka.html
H28	250	03.医療・ 福祉	その他	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都 府、大府府、兵 庫県、和歌山 県、鳥取県	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和 和	高齢者医療確保法第16条 レセプト情報・特定健診等情 報の提供に関するガイドライン	地域医療の推進(国等 が保有する医療関連 データの利活用)	国が保有するNDBデータ(レセプト情報・特定健診等 の情報)について、地方自治体が高齢者医療確保法に 基づき医療費適正化計画を策定することにより、地方自 治体がデータ提供を受ける手法を具体的に確立し、提 供の迅速化を図ることを求める。 また、同法に基づく指針に規定する本来目的以外の 利用であっても、地方自治体が健康増進計画の策定等 のための調査分析等に利用する場合には、有識者会 議の審査を省略するなど、事務の簡化等を行い提供 の迅速化を図ることを求める。	NDBデータを本来目的(高齢者医療確保法に基づくもの)以外で利用する場合は、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき有識者会議による審査等を経てNDBデータが提供されて いる。平成27年4月のガイドラインの一部改正により、都道府県が医療法による医療計画策定に用いる際には有識者会議の審査を経ずにデータ提供が可能となり、利便性が一部向上された。しかし、健康増進計 画等については、引き続き有識者会議による審査を経なければならず、そのため膨大な資料作成や費用、時間が必要となる。このようなことから、実態としてNDBデータの分析による健康課題の抽出や必要に 応じた等の理由により、長期間修繕されない場合が多い。	—
		08.消防・ 防災・安全	中核市	豊田市	警察庁、総 務省	B 地方 に対する 規制緩和 和	道路交通法第4条第1項 地方財政法第28条の二 道路標識、区画線及び道路標 示に関する命令	協議により道路管理者が 自発的に規制標示の管 理(修繕行為等)を行 えるようにする規制緩和 和	規制標示の管理権限(修繕行為)については、都道府県 公安委員会との協議により規制標示の修繕を可能と する。	道路標示の内、公安委員会の権限である規制標示(横断歩道・停止線・止まれ等)については、道路交通法、地方財政法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(以下「命令」という。)に基づき、公 安委員会が設置、修繕を実施している。 市道であれば、「止まれ」は公安委員会と協議の上、修繕を実施しているが、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の要 因となっ等の理由により、長期間修繕されない場合が多い。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyus/2016/teianbosyu kekka.html
H28	252	12.その他	中核市	豊田市	内閣府、総 務省	B 地方 に対する 規制緩和 和	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律第4条第5項 通知カード及び個人番号カ ードの交付等に関する事務処理 要綱第2-3(2)	法令及び事務処理要綱 に定める通知カードの券 面事項の住所変更追記 事務の廃止	住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。 (事務処理要綱の改正)	マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。 従来の住民異動事務に追加されたこの追記事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとっても窓口での待ち時間増大の要 因となっ等の理由により、長期間修繕されない場合が多い。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyus/2016/teianbosyu kekka.html
H28	253	09.土木・ 建築	中核市	豊田市	法務省、国 土交通省	B 地方 に対する 規制緩和 和	区画整理法第107条 不動産登記法第131条	区画整理事業における 境界特定制度の活用に関 する規制緩和	区画整理法における換地処分に関して、特例として自 治体の境界特定制度の申請人としてできるよう申請人の範 囲を広げ、制度を活用しようとする。	区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分できないケースがある。 境界確定については、不動産登記法の境界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第131条の規定により、境界特定の申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者で ない者に申請しなにより得ない。 そこで区画整理法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地処分、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人としてできる特例を定めていただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken- suishin/teianbosyus/2016/teianbosyu kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (a)災害救助に係る特別基準については、広域的な災害における地域バランスを考慮した一定の救助内容が確保されるよう調整を行うことが必要であり、広域連合が事務的な窓口として当該調整や都道府県の特別基準案を取りまとめ一括して国に伝えることができることについて、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に周知する。					
6【内閣府】 (9)大規模災害からの復興に関する法律(平25法55) (i)復興基本方針の策定については、関係地方公共団体の長や有識者を構成員とする復興対策委員会の意見を聴くことが義務付けられており、関係地方公共団体は被災地方公共団体(特別地方公共団体である広域連合を含む。)を念頭に置いたものであることについて、都道府県等に平成28年度中に通知する。 [措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)]			【内閣府】(各都道府県防災担当部局宛)大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)事務連絡) 【内閣府】(関西広域連合防災担当部局宛)大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)	https://www.cao.go.jp/bunken=sushin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_244	
6【内閣府】 (9)大規模災害からの復興に関する法律(平25法55) (ii)都道府県復興方針の策定については、必要に応じて、被災地方公共団体である広域連合との適切な意見調整が図られるよう、あらかじめ関係地方公共団体の意見を聴かなければならないこととされており、関係地方公共団体の意見が十分に反映される仕組みとなっているという法律の趣旨について、都道府県等に平成28年度中に通知する。 [措置済み(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)通知)]			【内閣府】(各都道府県防災担当部局宛)大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当) 【内閣府】(関西広域連合防災担当部局宛)大規模災害からの復興に関する法律における関係地方公共団体の関与について(平成28年11月15日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業推進担当)事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=sushin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_245	
	--	--	--	--	--
	--	--	--	--	--
	--	--	--	--	--
6【環境省】 (5)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 動物取扱責任者研修(施行規則10条)については、より効果的かつ効率的な実施のため、地方公共団体の意向調査を行った上で、平成29年度中に全国的に周知すべき内容に係る研修資料を作成する。あわせて、動物取扱業者への監視指導の実態把握を行った上で、法令上義務付けられている要件を含めた研修内容の在り方について検討し、原則として平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 令2 > 5【環境省】 (4)動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 都道府県知事等が行う動物取扱責任者研修(施行規則10条)については、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(令元法39)等を踏まえ、省令を改正し、その内容、開催頻度及び研修時間の柔軟な取扱いを可能とする。 [措置済み(動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第6号))]	研修資料の作成に関しては、地方公共団体の意向調査を平成29年2月に実施し、作成方針をとりまとめ、当該方針に基づき作成した研修資料(映像資料)を平成30年3月末に地方公共団体に配布した。 研修内容の在り方については、改正動物愛護管理法(令和元年法律第39号)等の内容を踏まえ、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(令和2年環境省令第6号)において研修の内容、開催頻度及び研修時間の柔軟な取扱いを可能とした。	【環境省】動物の愛護及び管理に管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第6号)	https://www.cao.go.jp/bunken=sushin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_249	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
	--	--	--	--	--
6【警察庁】 (3)道路交通法(昭35法105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から道路標示等の設置及び管理を含む交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる措置が迅速に講じられるよう、改めて都道府県警察に平成28年度から周知する。			【警察庁】市町村等からの道路標示等の設置・管理を含む交通規制の実施に関する要請を受けた場合の対応について(通達)(平成29年1月16日付け警察庁交通局交通規制課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=sushin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_251	
6【内閣府(8)】【総務省(10)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (v)通知カードの住所変更追記に関する市町村の事務負担の軽減の在り方については、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、番号提供時における国民の利便性にも十分配慮しつつ、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
	--	--	--	--	--

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野 案種	分野	提案団体の 属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 審査結果(留意等)
		12.その他	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方 に対する 規制緩和	沿岸漁業改善資金助成法第6条第1項、 中小漁業融資保証法第4条	沿岸漁業改善資金の金融機関による転貸融資方式の追加、転貸融資の場合の機関保証の利用	沿岸漁業改善資金の貸付において、都道府県の直接貸付制度に加え、漁協等の金融機関による転貸融資方式を追加するとともに、転貸融資方式の場合、漁業信用基金協会による保証の対象とする。	【制度の概要】 沿岸漁業改善資金は、沿岸漁業改善資金助成法に基づき、国の助成を受けて都道府県の特別会計に資金を造成し、漁業従事者等に貸付を行う制度である。 なお、山口県では当資金の貸付原資については、平成11年度以降追加造成することなく、自己回収により事業を実施している。 【具体的な支援事例】 この貸付は、都道府県が直接貸付を行う制度となっており、漁業信用基金協会の保証を受けることができない。貸付に当たっては、担保又は連帯保証人の徴求が義務付けられているが、山口県では担保対象物の評価や管理、また財産処分等の手続きが容易ではないこと等から、連帯保証人の徴求を原則として適用している。 近年漁業者が中古船やレジャー等の購入のために当資金の利用を検討していたが、連帯保証人の確保の見込みが立たず、利用を断念した事例等がある。今後、民法が改正され、債務保証の要件が厳格化されれば、今以上に連帯保証人の確保が困難になると見込まれる。 【制度改正の必要性】 新規漁業就業者の確保・定着がより促進されるよう、資金調達手段の多様化を図るとともに、保証人の確保が困難なため当資金を利用できない漁業者への対策を講じる必要がある。 【参考】 なお、旧農業改良資金及び林業・木材産業改善資金においては、都道府県直営方式で、金融機関等による転貸融資方式が追加されるときは、機関保証を利用できることとされている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	254										
H28	255	09.土木・建築	中核市	豊田市	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	建築基準法第27条 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第4条	耐火構造の1階部分を除くことにより上階の木材の活用を可能とする規制緩和	木造による校舎の普及を加速するため、1階と2階部分等の部分を鉄筋コンクリート造の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び準耐火構造以外)とする。ここで、市販化流通している一般的な方法(柱材 120角、長さ4m等)の木材を使い設計施工をする。	改正建築基準法の内容から、木造の3階建ての校舎建築は一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造の建築物とすることが可能になった。しかし木造として構造を見せるには、梁・柱の製材断面寸法を60mm大きくする必要があり、製材市場の一般的な寸法では対応できない。このことから、断面寸法の大きな製材を特別に発注して使わせるを得ず、改正建築基準法の改正後も、木造3階建ての校舎の普及が進まないことが予想される。 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律では、地方公共団体の責務として、その地域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならないとあること。木材利用を促進する選択肢を増やして頂きたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	256	01.土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	都市計画の輕易な見直し 都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画の輕易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る輕易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする省令改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた輕易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。	【制度改正の必要性】 昭和40年代に建設したごみ処理施設があるが、市内他の地区に処理能力の高い施設を新設したことや統廃合により効率化を図ったことなどにより、平成23年4月に稼働を休止した。平成25年度に、リサイクル事業の推進の効果が今後人口減少によるごみ発生量の見込について分析を行い、当施設を廃止することを決定したが、当該案件は「輕易な変更」とは認められないため、廃止までに相当な時間を要した。 老朽化により、休止しているごみ処理施設を廃止するため、縦覧や都道府県協議などに数か月の時間や人員、施設の維持管理費を費やすことは、公共施設の総合的かつ計画的な管理や行政の効率化の観点からみて適切ではない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	257	07.産業振興	市区長会	指定都市市長会	経済産業省	B 地方 に対する 規制緩和	工場立地法施行規則第4条	工場立地法により設置を要する環境施設の選択拡大	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、太陽光発電施設以外の再生可能エネルギー発電施設等を追加	工場立地法においては、工場を立地する際に一定割合の面積の「緑地以外の環境施設」を設けるべきことが定められている。当該施設については、同法施行規則において、創エネルギー関連としては太陽光発電設備のみが規定されているが、他の再生可能エネルギーや燃料電池等はいずれも低炭素化に資するものである。またこれらは、その仕組みにもよるが、自立分散型電源として、災害時にも電気を供給することが可能であり、施設を地域住民の一時的な避難場所として開放することで、周辺地域の生活環境の保持にも寄与するものである。現行規定は、こうした設備の導入促進・誘導に当たり支障となっている。	—
H28	258	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」(平成27年府子本第204号) ・「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年雇児発0521第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	児童クラブ室等の施設整備に対する補助事業において、施設の設置等により安価で余剰教室の活用ができるまでの間、リース方式による整備を対象に含めるよう補助条件を柔軟にすると。	厚生労働省・文部科学省より示された「放課後子ども総合プラン」において、今後の放課後児童対策における計画的施設整備のため、「学校施設を徹底活用した実施促進」が明記された。その具体的な方策として、「余剰教室の徹底活用等」に向けた検討が示されている。対象児童数拡大及び入所希望児童数の増加に対応するための施設整備・確保が喫緊の課題となっているが、35人学級の推進、耐震工事の影響等で利用できる余剰教室が減っており、加えて限られた財源の中で施設を新設整備することは困難な状況にある。 また、今後児童数の減少する見込みである小学校において、現状では余剰教室がなく、近隣に活用可能な公共施設がない場合、児童数が減少するまでの間、一時的に施設が必要となる場合がある。このように、余剰教室が活用できるまでの間、学校敷地内に一時的なプレハブ建設が必要な場合、リース方式による施設整備が有効であるが、リース料負担に多額の経費を要することから容易には実施できず、児童クラブ室等の整備・確保に支障を来している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka_yosan.html
H28	259	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し 「放課後児童健全育成事業」の実施について(平成27年雇児発0521第8号) ・子ども・子育て支援交付金交付要綱	児童クラブ室等の整備に関する補助条件の見直し	学校の特別教室を放課後児童クラブ室に転用することにより必要となる移転に係る費用も、放課後児童クラブの施設整備に対する補助事業の対象とする。	児童クラブ等の活動を学校施設内で行うにあたっては学校と児童クラブの施設管理区分上1階が望ましく、余剰教室が上層部に存在する場合、1階既存特別教室等を上層部に機能転移して、1階既存特別教室等を児童クラブ室に改修するという方法が有効である。これらの整備は適正な児童クラブ室の確保のためには必要ものであるにも関わらず、特別教室等の移転に係る経費については補助対象外であることから、費用負担が重く、機能転移に支障を来している。	—
H28	260	01.土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	国土交通省	B 地方 に対する 規制緩和	公有地の拡大の推進に関する法律第9条	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の利用に関する規制の緩和	法第9条第2項の後に、「ただし、前各号の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を失った(果たした)と認められる土地については、この限りでない」とし、売却を含めた別の利用を認めると。(少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現することもあり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること)	【構成市における具体例】 大整備の都市計画施設について都市計画の見直しを図り、一部の施設では都市計画区域を変更した。このうち公園緑地については、長期的な観点から都市計画を定めた計画に整備してきたが、用地取得の困難などにより計画決定後、長期間経過してもなお整備の箇所が存在することや、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況にも対応するため、市民一人あたりの面積の検証や個々の公園緑地の機能の検証を踏まえ、規模や機能面で支障のない箇所を変更した。 その結果、公法で取得した土地が都市計画区域外に複数存在することになったが、管理については公法法の制限を受け、同法第9条各号に基づく利用しかできない。同法に基づく利用として、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づく事業、認定地域再生計画に基づく事業など挙げられるが、本件土地は元の所有者の買い取り申し出に応じて取得したもので、面積、箇所ともに不揃いで、かつ郊外に位置するものも多かった。元の事業売却としての需要を満たす土地は非常に限られている。 そのため、将来にわたり利用の見込みが出るよう土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれの土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	261	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	保育所等整備交付金交付要綱	児童福祉施設など民間社会福祉施設の耐震化の促進(保育所等整備交付金の対象拡大)	宗教法人立等であっても、社会福祉法人立等と同じく、子ども・子育て支援の一環を担っていることと近いことから、宗教法人等が設置する保育所等についても補助対象に加えるよう、要件緩和を求めるもの。	【現案】 保育所等整備交付金の対象は、保育所等にあつては社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、公益社団法人及び学校法人、保育所機能部分にあつては社会福祉法人及び学校法人に限られているところ、実態としては、宗教法人や個人等が運営する保育所等もあり、これらについては本補助の対象外となっているため、耐震化に支障が生じている。 保育所等整備交付金の対象については、児童福祉法第56条の22と関連する法令と整合を図る必要があることは認識しているが、耐震化は、新設等の新たな財産を取得する又は効用の増加する施設整備とは異なり、施設の管理運営に近い性質を持っていること、また、保育所等に通り子どものいりやを定めるために緊急を要する重要な取組であることから、耐震化に限って要件緩和を求めるものである。 宗教法人立等の補助対象外の保育所等については、予算確保の観点から円滑に耐震化の取組に支障が生じており、保育所等に通り子どもの安全と、保護者の安心を十分に確保できていない。 平成25年9月に民間保育園耐震化計画を策定したが、当時の民間保育園229園中、124園について耐震化が必要であった(うち、21園が宗教法人・個人立)、建替えに伴う社会福祉法人化などにより解消している園もあるが、これが困難なところは耐震化の取組ができない状況が続いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka_yosan.html
H28	262	03.医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方 に対する 規制緩和	生活保護法第63条	生活保護費と返還金の調整	生活保護法(以下「法」という。)第63条に基づき生じる債権の非弁化については、平成27年の地方分権改革に伴う関係法令の改正により、生活保護費と返還金の調整を求めているが、公的扶助を受ける必要のある観点から、法第63条による返還金について、法78条による徴収金と同様に被保護者から申出があった場合、保護費と調整をすることが出来るなど早期に法改正を検討し、適切な措置を講ずること。	法第63条返還金については、保護費との調整が認められておらず、納付書等による納入指導を行うものの、納付が滞ることが多く、未納の債権額が増大してしまつての現状である。 例えば、年金の受給や交通事故保険金等の一時的な所得は、本費やあるいは法第63条返還金として一括で返還すべきものを、すみやかに収入申告せず消費してしまつた事例が後を絶たない。 この場合、やむを得ず分割での返還を求めるとなれば、納付書と異なるため納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。 被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい方もおり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【農林水産省】 (9) 沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) (i) 沿岸漁業改善資金については、物的担保の活用状況の実態や物的担保が活用されにくい理由等について都道府県に対する調査を平成28年度中に行い、その結果を踏まえ、活用事例を都道府県へ情報提供するなどの物的担保の活用による同資金の利用促進に資する措置を平成29年中に講ずる。 (ii) 沿岸漁業改善資金の貸付方法については、上記調査結果及び同資金の利用促進に資する措置の状況を踏まえ、転貸融資方式の導入を含め、更なる利用促進に向けた検討を行い、平成32年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【農林水産省】 (8) 中小漁業転貸保証法(昭27法346)及び沿岸漁業改善資金助成法(昭54法25) 沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。	(i) 平成29年3月10日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、沿岸漁業改善資金の利用状況等についての調査依頼の事務連絡を发出。また、利用状況調査の結果を取りまとめ、平成29年12月5日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班と内閣府地方分権改革推進室の連名にて都道府県に対し、物的担保の活用事例等について情報提供を行い利用の促進を図った。 (ii) 平成29年12月5日の事務連絡发出後の物的担保の活用状況等を把握するため、令和元年7月3日に水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班から都道府県に対し、フォローアップ調査依頼の事務連絡を发出した。フォローアップ調査の回答結果のとりまとめを行い、令和2年3月に都道府県に対しとりまとめ結果について情報提供を行った。令和2年8月5日開催の地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会での議論を踏まえ、令和2年8月31日に、水産庁増殖推進部研究指導課、水産庁漁政部水産経営課及び内閣府地方分権改革推進室の連名にて、都道府県に対し、沿岸漁業改善資金に係る転貸融資方式の導入に関する調査依頼の事務連絡を发出した。 令和2年12月18日「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「沿岸漁業改善資金の貸付けについては、同資金の更なる利用促進に資するよう、都道府県が転貸融資方式を導入することを可能とするともに、転貸融資方式により貸付けを受ける者が負担する債務について漁業信用基金協会が保証を行うことを可能とする。」旨を閣議決定した。 中小漁業転貸保証法及び沿岸漁業改善資金助成法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」(第11次地方分権一括法案)を第204回国会に提出し、令和3年5月19日成立。	<平28対応方針(i)> 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた沿岸漁業改善資金に係る物的担保の活用状況等に関する情報提供について(平成29年12月5日付「水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班・内閣府地方分権改革推進室事務連絡」) <令2対応方針(ii)> 【農林水産省】沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月4日付け農林水産省告示第535号) 【農林水産省】中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年3月4日付け農林水産省告示第536号) 【農林水産省】「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1459号農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】「沿岸漁業改善資金計画の取扱いについて」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1460号水産庁長官通知) 【農林水産省】「沿岸漁業改善資金助成法の施行について」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1463号農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】「沿岸漁業改善資金助成法の運営について」の一部改正について(令和4年3月8日付け3水推第1464号水産庁長官通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teinbossyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_254	水産庁増殖推進部研究指導課
6【国土交通省】 (12) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭47法66) (i) 土地の買取りの協議(6条1項)により取得した土地(以下「先買い土地」という。))の活用については、9条1項3号及び施行令5条1項3号の規定に基づき、個々の土地ごとに公募等の方法により住宅用地として一般に賃貸又は譲渡できることを明確化するため、地方公共団体等に平成28年度中に通知する。 (ii) 先買い土地の活用事例を地方公共団体等に情報提供するとともに、相談窓口を設置し、地方公共団体等が抱える個別具体的な問題の解決に向けた相談に応じる。 (iii) 先買い土地の用途制限の在り方については、その有効活用に向けて、平成28年度中に地方公共団体等が保有する先買い土地の実態や処分先に関する地方公共団体等の意向等の調査に着手し、その結果を受け、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するとう法の趣旨や個々の土地にも着目した最速・創造的な活用を実現すべきとされた国土審議会土地政策分科会企画部会からの提言を踏まえながら、先買い土地が地域のニーズに応じ機動的かつ柔軟に活用され、遊休地の解消に資するよう検討し、平成29年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平29> 6【国土交通省】 (19) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭47法66) 土地の買取りの協議(6条1項)により取得した土地(以下この事項において「先買い土地」という。))については、その有効活用を促進するため、都市再生整備計画(都市再生特別措置法(平14 法22)46 条1項)に同法46 条2項2号又は3号に基づく事業を記載することにより、先買い土地を当該事業に活用することが可能であること。また、同計画は、交付金を充てて事業を実施しようとする場合を除き国土交通大臣への提出等は不要であるなど、市町村が簡易な手続により作成することが可能であること等について、地方公共団体等に平成29 年度中に情報提供するとともに、引き続き活用事例を情報提供する。また、地域のニーズに応じた先買い土地の活用を促進するため、地方公共団体において内部連携を図ることにより先買い土地の活用について検討している取組事例等について、地方公共団体等に平成29 年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き地方公共団体等が保有する先買い土地の実態の把握に努める。		【国土交通省】 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針を受けた公有地の拡大の推進に関する法律に関する措置について(平成29年3月23日付け国土交通省土地・建設産業局総務課事務連絡) 【国土交通省】 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」を受けた先買い土地の有効活用の促進について(平成30年3月30日付け国土交通省土地・建設産業局総務課公共用地室課長補佐事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teinbossyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_260	
6【厚生労働省】 (9) 生活保護法(昭25法144) (iii) 費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権についての78条の2による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき、同法の施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平30> 6【厚生労働省】 (16) 生活保護法(昭25法144) (ii) 費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づき、あらかじめ保護費と調整することを可能とする。 措置済み(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号))]		【厚生労働省】 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律の公布について(通知)(平成30年6月8日付け発0608第1号、社援発0608第1号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teinbossyu/2016/h28fu-tsuchi.html#h28_262	

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案主体の属性	提案主体	関係府省	要区分	根拠法令等	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整状況（留意点）
H28	05_教育・文化	市区長会	指定都市市長会	文部科学省	A 権限移譲	私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条、学校教育法第4条	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲	認可及び認可に伴う指導事務と、給付対象施設としての確認及び給付費支給や確認監査による指導等を行う者が一元化していない煩雑さや重複感が、設置者にとって事務負担増と捉えられ、子ども・子育て支援新制度への移行が望ましい要因になっている。 幼保・小規模や教育・保育の質の向上に向け、近隣施設間の連携や研究・研修に取り組むにあたり、現在の市との関係性の弱さから個別園との信頼関係構築に時間を要する場合がある。 認可定員設定は、幼保連携型、保育所型、地方裁量型の認定と、園は市が、幼稚園型認定とも園と幼稚園は県が行うため、子ども・子育て支援事業計画における1号認定の量の見込みと確保方策の進行管理を行いにくい。幼稚園団体からも、教育ニーズに応じた政策的な園配置や定員設定を行うよう希望がある。 27年度提案の回答では、「私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地から配慮が必要」とのことであったが、指定都市のような大きな基礎自治体の私立幼稚園については市内からの通園がほとんどであり、当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握している基礎自治体である指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考ええる。また、市域内から通園する幼児児童についても、幼稚園の区域から把握することや、保育所の管外保育のようにより必要に応じて近隣市町村との調整をすることが可能であることから、認可判断に支援はなく、市に認可権限を委譲することが、広域的見地を欠くとは限らないと考える。 また、幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、学校種別により手続きの先に異なる影響は限定的である。 さらに、事務処理特例により対応可能であったが、私学助成補助金の交付は事務処理特例で対応できず、本市が要望する包括的な権限・財源の移譲は実現しない。補助金交付が伴わない「認可・指導権限の移譲では、実質的に行使できる権限の範囲は限られ、実効性の担保が低い。	—
H28	263	01_土地利用（農地除く）	市区長会	指定都市市長会	警察庁、国土交通省	B 地方に対する規制権限	駐車場法施行令第7条第2項	駐車場出入口設置に係る規制権限	駐車場出入口設置に係る規制権限 駐車場出入口設置に係る規制権限 （構成上の具体例） 駅前・繁華街等、大通りに面している地域では、裏口のまがり角に駐車場の出入口を設置したが、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus/kekka.html
H28	264	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制権限	家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第16条第2項	家庭の保育事業等における食事提供の特例について、搬入施設の制限を緩和し、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性が一定程度担保されていると認められる民間事業者も利用できるようにする。	搬入施設が、連携施設（認可保育所等）、同一法人または関連法人が運営する小規模保育事業所等に限られていることから、次のような支障が生じている。 ① 連携施設では給食搬入のノウハウがなかったため、給食及び搬入時に起きた事故のリスク配分が難しいという意見があり、検討が滞っている。 ② 少人数の保育を行っている家庭的保育事業者や小規模保育事業者が自調理を行う場合、1日数時間のために調理員を雇用することが難しい上、献立に関する栄養士の指示を確保する手段を探すなど、専ら保育従事者が経営する事業者では、保育以外に行わなければならない事務負担が大きい。また、連携施設から搬入する場合でも、調理したものを運搬する人材は、勤務時間が短く、報酬も安いため、確保することが難しい。 ③ 主に自宅で保育を行っている家庭的保育事業者や保育人数が少ない事業所では、自調理により安全な給食が提供できる環境を整えることが困難であり、かつ、地域内に同一法人等が設けられず特例である外部搬入でもできないため、認可への移行が阻害されている。認可外事業者のままだでは、行政の指導等が行き渡らないため、保育の質の向上には繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus/kekka.html
H28	265	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制権限	家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第30号及び別表第2	家庭の保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童が生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置期間（平成32年3月31日まで）を「当分の間」とする。 ① 自治体によっては、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ② 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態（いわゆる「3歳児の壁」のうちの要因）が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ③ 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ④ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ⑤ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されていれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業（家庭的保育事業など）を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が戻って事業者の参入を阻害する要因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus/kekka.html
H28	266	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制権限	家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第30号及び別表第2	家庭の保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童が生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置（平成32年3月31日まで）が適用される事業者に対して適用される公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受入れ要件を除外する。 ① 自治体によっては、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ② 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態（いわゆる「3歳児の壁」のうちの要因）が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ③ 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ④ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ⑤ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されていれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業（家庭的保育事業など）を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が戻って事業者の参入を阻害する要因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus/kekka_yosun.html
H28	267	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制権限	家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第6条第3号、附則第3条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第30号及び別表第2	家庭の保育事業等の連携施設に関する規定の要件緩和	待機児童が生じている自治体において、家庭的保育事業等の連携施設を確保しないことができる経過措置（平成32年3月31日まで）が適用される事業者に対して適用される公定価格の減額を廃止、または経過措置の対象から卒園児受入れ要件を除外する。 ① 自治体によっては、5年間の経過措置や、その期間に適用される公定価格の減額について、次のような支障がある。 ② 都市部で整備されている乳児から入所できる100名以下の認可保育所では、新たに入所できる3歳児定員の枠が少なく、小規模保育事業等の卒園児を受け入れることができない状態（いわゆる「3歳児の壁」のうちの要因）が生じている。こうした自治体では、認可保育所等の整備が進まない中で、平成32年3月末までに小規模保育事業者等の責任で連携施設を設けることが困難である。 ③ 新規参入した事業者は、地域での繋がりが弱く、既存の保育所等を連携施設として確保することが難しい。平成32年度に経過措置が終了することを念頭に、連携施設が確保できないことを理由として参入を諦める事業者もいる状況がある。 ④ 自治体によっては、連携施設を確保しないことができる期間について、公定価格の減額分を自治体が費用を持ち出し、事業者の負担を軽減して参入しやすい環境を整えているところもあるが、経過措置が終わった平成32年4月以降に、卒園児受入れの項目のみが達成できないことを理由に連携施設が非設定であるとして事業認可を取り消さざるを得ないのは、継続的な保育の提供ができないだけでなく、保護者の理解も得ることができない。 ⑤ 保護者が連携施設ではない保育所等への入所を希望する場合も多く、その場合は区が利用調整を行っている状況である。保育状況が継続されることが保障されていれば、卒園児受入れのための連携施設を設ける必要が乏しい。子ども・子育て支援新制度の一つの柱として地域型保育事業（家庭的保育事業など）を開始したが、待機児童が多い自治体では、連携施設の確保が戻って事業者の参入を阻害する要因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus/kekka.html
H28	268	12_その他	市区長会	特別区長会	総務省	B 地方に対する規制権限	公職選挙法第49条第2項、同施行令第59条の2	郵便等による不在者投票の範囲を「要介護4」まで拡大する ① 介護保険法の「要介護4」の介護状態は、「介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態」で、具体的には、「寝返り、両足での立位、移乗、移動、洗面、整髪」などの日常生活能力が低下している状態であり、要介護4の認定者は要介護5の認定者と同等に、介護なしでは移動が困難な方が多い。	介護保険法の「要介護4」の介護状態は、「介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態」で、具体的には、「寝返り、両足での立位、移乗、移動、洗面、整髪」などの日常生活能力が低下している状態であり、要介護4の認定者は要介護5の認定者と同等に、介護なしでは移動が困難な方が多い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus/kekka.html
H28	269	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	厚生労働省	B 地方に対する規制権限	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第21条第1項および「東京都指定障害者サービスの事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第196条1項	「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の合築に関する規制緩和 区では「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の整備が喫緊の課題であるが、用地に限りがあるため十分に進んでいない。そのため用地を有効活用し、同一建物の別フロアに「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」を合築することを検討している。（両者は独立した社会資源であり共有部分は持たない）しかし現行の厚生労働省令等では、「施設」と同一の建物の中に「障害者グループホーム」を合築することは認められていない。合築を可能とするため、この点について省令基準の規制緩和を要望する。	【支援事例①】区では土地区画整理事業地に「特別養護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の合築を検討し都に相談したが、右記の根拠法令により「障害者向けグループホーム」は「入所施設又は病院の敷地外にあるものにしなければならない」と記載があり、合築は不可と判断された。【支援事例②】既存の「特別養護老人ホーム」と同一建物のマンションの一部を「障害者向けグループホーム」として活用することも、前述の理由により不可とされた。【関係者の意見】「障害者向けグループホーム」の整備を進めている社会福祉法人からは、「グループホームが十分に整備されている状況であればそのような理解ができ、圧倒的に不足している状況で現行の規制を強いるのは非常に厳しい」という意見が寄せられている。また知的障害者の保護者も同様の意見が寄せられている。そのため合築を可能にしてほしい等の声が挙がっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus/kekka.html
H28	270	12_その他	市区長会	特別区長会	総務省、法務省	B 地方に対する規制権限	戸籍事務の民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について（平成25年3月28日付法務省民第17号 法務省民事局民事第一課長通知）	戸籍事務の窓口業務に関して、民間事業者への委託を実施し、先導的な公共サービス改革を推進しているが、東京法務局の平成26年現地調査において、一部の業務内容について改善を求められた。 また、窓口業務等の外部委託に当たり、委託可能な業務の範囲は各省庁から示されているが、その範囲が明確でないことから、例えば、 ①審査決定に定める定型的な入力、押印に關しても公権力の行使と見なされるおそれがあるため、ボタンの押下や押印といった作業的な単純業務も自治体職員が行う ②書類不備や記載事項が不十分な申請者に対し、書類の追完や記載の修正がない場合、受理できない旨を伝えたりと、事実上の不受理処分該当すると見なされるおそれがあるため職員が行うなどの措置を図っている。 その結果、業務の細分化を行わざるを得なくなっており、効率的な業務運営に支障が生じている。	当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者への委託を実施し、先導的な公共サービス改革を推進している。 現状では、公共サービス分野という民間企業の参入が未開拓の分野においては、業務に習熟している事業者が非常に少なく、一定程度技術や知識の移譲が必要となる。しかしながら、受託者が自治体職員に作業手順等を聞きながら作業することは、事実上の指揮命令と判断され、労働者派遣事業と見なされる（偽装請負と見なされる）ことになり、労働者派遣法上の規制の対象となるため、対応が困難である。このため、業務手順の見直しを行ったが、その結果、受託者の従業員と自治体職員との、迅速な意思伝達が困難となり、本来の公共サービス改革の趣旨を十分に実現できておらず、効率的な業務運営に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus/kekka.html
H28	271	12_その他	市区長会	特別区長会	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制権限	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	窓口業務の民間事業者への委託に係る適切な実施方法の検討	窓口業務を民間事業者へ委託する際、業務実施方法によっては「偽装請負」と見なされるおそれがある。そのため、具体的実務に即した整理を行い、必要な措置を講ずること 当会を構成する一部の区では、戸籍事務の窓口業務に関して民間事業者への委託を実施し、先導的な公共サービス改革を推進している。 現状では、公共サービス分野という民間企業の参入が未開拓の分野においては、業務に習熟している事業者が非常に少なく、一定程度技術や知識の移譲が必要となる。しかしながら、受託者が自治体職員に作業手順等を聞きながら作業することは、事実上の指揮命令と判断され、労働者派遣事業と見なされる（偽装請負と見なされる）ことになり、労働者派遣法上の規制の対象となるため、対応が困難である。このため、業務手順の見直しを行ったが、その結果、受託者の従業員と自治体職員との、迅速な意思伝達が困難となり、本来の公共サービス改革の趣旨を十分に実現できておらず、効率的な業務運営に支障が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2016/teianbosyus/kekka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (7)駐車場法(昭32法106) まがりかどから5m以内における路外駐車場の出入口の設置規制については、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、柔軟な対応が可能となるよう検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 平29 > 6【国土交通省】 (15)駐車場法(昭32法106) 道路のまがりかどから5m以内の部分、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分並びに路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分における路外駐車場の出入口の設置規制(施行令7条)については、安全対策を講ずること等により、道路の円滑かつ安全な交通が確保できると認められる場合には、路外駐車場の出入口の設置を可能とし、平成30 年中に必要な措置を講ずる。		【国土交通省】駐車場法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第354号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_264	
6【内閣府(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22 法164)及び子ども・子育て支援法(平24 法65) (ⅱ)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26 厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業等における給食の外部搬入を行う場合の搬入施設(同省令16 条2項)については、公立保育所における給食の外部搬入に関する平成28 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価も踏まえ、連携施設(同項1号)、同一又は関連法人が運営する事業所等(同項2号)及び共同調理場等(同項3号)以外の事業者からの搬入を行うことについて検討し、平成28 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【内閣府(2)】【厚生労働省(5)】 児童福祉法(昭22 法164)及び子ども・子育て支援法(平24 法65) (ⅱ)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26 厚生労働省令61)のうち、連携施設及び給食の外部搬入を行う場合の搬入施設に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)を、当該保育の提供が終了する際に受け入れて、引き続き教育又は保育を提供する連携施設(同省令6条3号)については、市町村による利用調整等の方法により、利用乳幼児に対する当該保育の提供が終了する時点までに入入施設を確保する場合でも、同号に規定する連携施設を確保したものとみなすことが可能であることを、地方公共団体に平成28 年度中に通知する。			【厚生労働省】家庭的保育事業等の連携施設の確保について(平成29年2月9日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_266	
6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ⅲ)障害者向けグループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平18厚生労働省令171)210条1項に規定する指定共同生活援助に係る共同生活住居をいう。以下同じ。)については、一定の場合には特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置することが可能であることを、都道府県、指定都市及び中核市に平成28年度中に通知する。 その際、障害者向けグループホームを特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置している事例があること及び一定の場合には障害者向けグループホームを特別養護老人ホームと同一の敷地内に設置することができることを条例で認めている地方公共団体があることを、都道府県、指定都市及び中核市に情報提供する。			【厚生労働省】指定共同生活援助の指定基準(立地)に関する疑義について(平成29年1月19日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_269	
6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 平30 > 6【総務省】 (11)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体が民間事業者に委託可能な窓口業務の範囲や業務の実施方法については、2017年度末までの官民競争入札等監視委員会地方公共サービス小委員会における検討を踏まえ、適切な民間委託のためのガイドライン、仕様書の標準例を示す標準委託仕様書及び窓口業務の参考例を示す手順書を作成し、地方公共団体に2018 年中に通知する。 〔措置済み(平成30 年4月5日付け総務省行政管理局公共サービス改革推進室事務連絡)〕		【総務省】地方公共団体の窓口業務の民間委託に係る標準委託仕様書等の公表について(平成30年4月5日事務連絡) 【総務省】地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン 【総務省】市区町村の窓口業務に関する標準委託仕様書 【総務省】窓口業務の民間委託にかかわる参考事例集	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_270	
6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	< 平30 > 6【総務省】 (11)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体が民間事業者に委託可能な窓口業務の範囲や業務の実施方法については、2017年度末までの官民競争入札等監視委員会地方公共サービス小委員会における検討を踏まえ、適切な民間委託のためのガイドライン、仕様書の標準例を示す標準委託仕様書及び窓口業務の参考例を示す手順書を作成し、地方公共団体に2018 年中に通知する。 〔措置済み(平成30 年4月5日付け総務省行政管理局公共サービス改革推進室事務連絡)〕		【総務省】地方公共団体の窓口業務の民間委託に係る標準委託仕様書等の公表について(平成30年4月5日事務連絡) 【総務省】地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン 【総務省】市区町村の窓口業務に関する標準委託仕様書 【総務省】窓口業務の民間委託にかかわる参考事例集	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_271	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (6) 都市公園法(昭31法79) (イ) 都市公園内の公園施設については、児童館及び地縁団体の会館施設が設置可能であることを明確化するため、地方公共団体に平成28年度中に通知する。			【国土交通省】公園施設として設置される児童館及び地縁団体の会館施設の取扱いについて(平成29年3月31日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_278	
6【内閣府(7)】【厚生労働省(23)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅱ) 子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。					内閣府子ども・子育て本部
6【厚生労働省】 (11) 水道法(昭32法177) 区域外給水の事務手続の簡素化については、水道事業者を対象とする会議等を活用し、水道事業の認可等の手続の考え方について引き続き、地方公共団体への情報提供を行うとともに、平成28年度からは、参考事例についても情報提供を行う。					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	中央 官署	分野	提案主体 の属性	提案 主体	関係府省	提案 区分	供託法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 進捗状況(概要等)
H28	283	12.その他	都道府県	神奈川県	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方税法	個人住民税の寄附金控除対象NPO法人の 条例による指定方法の見直し	国の認定においては、公示より随時指定又は変更といった対応をしていることから、県の指定に際しては、認定と同時に条例に載事項の審査を必ずしめ、手続きの見直しを行うことで、より機動的な制度とする。	寄附した場合に地方税控除対象となるNPO法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応がとれない。 法人が申請後、審査会の審議を経て、議会で条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発なNPO法人活動へ結びついていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	284	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域医療介護総合確保促進法	地域医療介護総合確保促進法	都道府県が、年度当初から事業を実施できるよう、交付スケジュールを見直すとともに、地域の実情に合わせた機動的な運用などニーズに合わせた幅広い活用や、各事業区分間の融通などを可能とすることを求める。	国の内示時期が、27年度の医療分の内示は17/17及び10/26(新規事業は9月補正対応)、28年度も、現時点では16～7月と言われているが、新規事業は9月補正にせざるを得ず、十分な事業期間が確保できない。 内示時に事業区分ごとの金額が指定され、区分間の融通ができないため、地域の実情にあわせた運用ができない。 この制度・本県には医療介護分野のみならず、福祉分野でも21年度より交付金計上済だが、現時点で国から担保されているのは、約12億円(国庫補助事業からの振替相当額)のみで、この程度しか上せられないのは、国の内示まで不明。このため、県の補助交付決定等は、内示後にはせざるを得ず、新規事業の本格的な調整も、内示後でないと困難で、事業執行に支障をきたしている。 また、介護分でも、昨年度、介護ロボット導入支援事業については事業開始が11月となった。また、補助対象となるロボットや、補助金額の上限(10万円)が決まられており、知名度の高いコミュニケーションロボットが対象外であったり、対象であっても、種類によっては価格に比して小額の補助しかできない等の課題から申請件数が伸びなかった。 交付を受ける立場である市町村においては、介護連携型認定子ども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に県交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により区分し、各々の手続きを行うこととなっている。一方、県においては、補助金交付の交付が異なることから、予算上は幼稚園部分のみを県とすることになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ、内容の精査等を行う上での進捗、幼稚園部分については県費補助金としての支部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 【参考】 保育所部分(保育所等整備交付金)・国から市町村へ直接補助 幼稚園部分(認定子ども園施設整備交付金)・国から都道府県經由で市町村への間接補助	—
H28	285	03.医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための未来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 認定子ども園施設整備交付金交付要綱	幼保連携型認定子ども園整備に係る交付金制度の一元化	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定子ども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設とし、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定子ども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なり、二重の事務が生じている状況であり、制度の一元化を求める。	交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定子ども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に県交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により区分し、各々の手続きを行うこととなっている。一方、県においては、補助金交付の交付が異なることから、予算上は幼稚園部分のみを県とすることになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ、内容の精査等を行う上での進捗、幼稚園部分については県費補助金としての支部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 【参考】 保育所部分(保育所等整備交付金)・国から市町村へ直接補助 幼稚園部分(認定子ども園施設整備交付金)・国から都道府県經由で市町村への間接補助	—
H28	286	03.医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第18条の5及び19 児童福祉法施行令第19条 児童福祉法施行規則第6条の35	保育士登録の取り消しに係る関係機関からの円滑な情報提供	児童福祉法第18条の19等の規定により、禁願以上の所に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過したとき等については、保育士登録を取り消し、その者に通知の上、保育士登録証を返納させることとなっている。 しかし、刑の確定情報が遅やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取り消し等の事務ができない。 このため、国の関係機関からの円滑な情報提供に係る仕組みの構築を求める。	平成28年11月に、本県の保育士登録者が逮捕された事例が発生した。今後、起訴され、裁判により刑が確定すれば、保育士登録を取り消す必要があるため、逮捕後の進捗状況について情報収集を行ったが、個人情報保護を理由に情報入手できない状況が続いている。 本県においては、起訴前であるため、現在は県警に情報提供を求めている段階であるが、過去に同様の案件が発生した他県においては、裁判所からの情報提供も受けられなかった事例があると聞いている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	287	03.医療・福祉	都道府県	広島県、中国地方知事会、宮城県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「がん診療連携拠点病院の整備について」(厚生労働省健康局長通知)(平成26年1月10日) 「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)	地域がん診療連携拠点病院の指定要件の緩和及び外来放射線治療加算対象の追加	医療機能の分化・連携を促進し、地域において質の高く効率的な医療提供体制を確保するため、施設単位の基準である地域がん診療連携拠点病院の指定要件を、連携する病院群等の単位で基準を設けた場合でも認められるよう、要件の弾力化を求める。 また、病院群として地域がん診療連携拠点病院の指定を受けた場合も、他院入院患者の外来放射線治療加算が認められるよう求める。	医療機能の分化・連携を促進し、地域において質の高く効率的な医療提供体制を確保するため、施設単位の基準である地域がん診療連携拠点病院の指定要件を、連携する病院群等の単位で基準を設けた場合でも認められるよう、要件の弾力化を求める。 また、病院群として地域がん診療連携拠点病院の指定を受けた場合も、他院入院患者の外来放射線治療加算が認められるよう求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	288	07.産業振興	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域法第12条及び第35条、同法附則第2条 総合特区推進調整委員会の使途等に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府発法第9号)	総合特区推進調整委員会の使途等に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府発法第9号)	地域の実情に応じた総合特別区域計画に定めた事業上の施設を認め、総合特区推進調整委員会の使途等に関する基準について(平成27年1月13日一部変更 府発法第9号)に定めることにより、総合特別区域計画の認定から5年以内)を延長すること	関西イノベーション国際戦略総合特区では、ライフサイエンス分野や新エネルギー分野への集中投資により、世界に向けた新たなイノベーションを生み出していくこととしている。これにより、各府省の予算ともより、当該調整委員により、BNCIT活動の開始や異分野の研究者による医療技術開発拠点の整備を行うなど、さまざまな取組みを進めてきており、順調に進捗している(関西府県総合特別区域推進 評価・調査検討会の平成26年度評価 4.1/5)。 これらの分野で世界をリードしていくためには長期的・継続的な事業推進が必要不可欠であり、平成29年度以降も、平成28年度から進めているけんはな学研都市におけるスマートモビリティを活用した新たな実証事業など継続展開していく予定である。 しかしながら、当該調整委員は最初期が最初の総合特区計画の認定から5年以内)に限られているため、今後、総合特区計画更新等の手続きを行い、新計画の認定を受けたとしても、その時点で最初の計画認定から5年を経過することから、調整費が活用出来ない。 (関西イノベーション国際戦略総合特区の最初の認定日：平成24年3月9日)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka_yosun.html
H28	289	03.医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	麻薬及び向精神薬取締法	麻薬小売業者間譲渡許可制度の見直し	麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者免許を受けていれば麻薬の在庫不足時における同一都道府県の麻薬小売業者間での譲渡を認めよう見直しを行うこと。 (法第24条) また、麻薬小売業者間での麻薬の適正流通を担保するため重要な記録となる譲渡確認書、譲受確認書及び廃棄処分等の申し送り交付及び保管については、許可条件ではなく、麻薬即売業者と同様に全ての麻薬小売業者に対して法の定めによる義務とすること。 (法第32条)	現在、麻薬小売業者間で医療用麻薬の譲り渡しを行う場合、麻薬小売業者間譲渡許可を受ける必要がある。本制度の下では、医療用麻薬の譲り渡しの範囲が限定的(予め譲渡許可を受けた業者間のみでの譲り渡しに限定され、同時に複数グループでの譲渡許可を受けられない)であり、府内で当該譲渡許可を取得している麻薬小売業者数は全体の2割程度(26年度末19%、27年度末16%、28年度6月末16%)。府内の小売業者からは「手続きが煩雑」「同時に複数グループの譲渡許可を受けられず使い勝手が悪い」といった声が上がっており、制度が十分活用されている状況とは言えない。「現制度により在庫麻薬の不足時に譲渡ができる体制が整っている」とは言い難く、がん患者への医療用麻薬の供給を確保し、在宅医療を推進する上で支障となっている。 【支援事例】 共同して申請を行ったグループ間での譲受しが行えず、また1の麻薬小売業者は1のグループにしか属することができない。在庫麻薬が不足した際、近隣に当該麻薬を所有する小売業者がいても、他のグループに属している場合は譲受できず、譲渡ができない場合がある。 また、共同して申請する全ての申請者の押印が必要であり、グループに属する麻薬小売業者のいずれかの変更等があれば、グループに属する全ての者の許可書を添えて手続きをしなければならないため、大きな1グループになるほど手続きが煩雑になっている。 がん患者に対する医療用麻薬の供給を十分に確保し、在宅医療を推進するためにも、現行制度の問題点である「1グループでの許可しか属せないこと」や「許可手続きが煩雑」といった課題を解決し、より実効性のある制度として構築する必要がある。	—
H28	290	09.土木・建築	都道府県	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主旨等令で定める事務及び情報を定める命令 特定個人情報適正な取扱いに関するガイドライン	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべてマイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務負担に大きな支障が生じる。 マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままで、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。このため、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。 主な事務の年間処理件数 ・収入入書：約127,000件 ・家賃減免：約30,000件 ・入居決定：約5,000件 ・同居承認：約2,000件 ・地位承認：約2,000件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html	
H28	291	03.医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	児童育子の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条、第4条、第7条、第8条	認定子ども園(幼保連携型以外)の認定権限の中核市への移譲	幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定子ども園の認定と同様に、中核市にも移譲すること。	【制度改正が必要理由】 認定子ども園の認可・認定等の権限について、平成27年12月22日地方分権改革推進本部決定「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」において、政令指定都市に対してのみ認定等の権限を移譲する方針が示されている。 政令指定都市と同様に、住民に身近で専門能力を有する中核市においても、市で全ての認定子ども園に係る事務ができれば、様式の統一等、事務の効率化が図れるとともに、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 【支援事例】 現在、幼保連携型認定子ども園については市の事務、幼保連携型以外の認定子ども園は府の事務となっている。施設類型によって権限を有する自治体が多いため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定子ども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (ⅱ)がん診療に係る外来放射線治療加算については、在宅医療等を促進する観点から診療報酬上評価しているものであるが、医療機能の分化・連携の観点から、保険医療機関の入院患者が他の保険医療機関を受診して放射線治療を実施した場合の取扱い等、当該加算について、見直しの必要性も含め、中央社会保険医療協議会の意見を聴いた上で検討し、平成30年度の診療報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (31)がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針 がん診療連携拠点病院の指定については、指定されている医療機関のがん診療提供体制が変更され、当該医療機関のみでは指定要件を充足できなくなる場合についても、「がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」において、現況報告書の内容を確認し、医療圏の状況等を踏まえ、指定要件の充足度に関する個別具体的な判断を行った上で、当該検討会の意見を踏まえ、指定継続の可否について判断することについて、地方公共団体に平成29年度の現況報告書の提出を求める際に通知する。	<平30> 5【厚生労働省】 (1)健康保険法(大11法70) (ⅱ)2018年度診療報酬改定において、がん診療に係る外来放射線治療加算については、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している保険医療機関が、他医療機関に入院中の患者に対して放射線治療を実施した場合にも、当該加算を認めることとする。〔措置済み(診療報酬の算定方法の一部を改正する件(平成30年厚生労働省告示第43号)、平成30年3月5日付け厚生労働省保険局長通知)〕		【厚生労働省】 厚生労働省告示第四十三号(平成30年3月5日) 【厚生労働省】 がん診療連携拠点病院等の新規指定推薦書及び現況報告書の提出の留意事項について(平成29年10月13日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.htm#h28_287	
(参考) 6【内閣府(8)】【総務省(10)】【国土交通省(17)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅱ)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目標として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。	<令元> 5【内閣府】 (12)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (1)公共性の高い業務における個人番号制度の利活用については、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、個人番号利用事務に罹災証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加する。 〔措置済み(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)〕	個人番号利用事務に罹災証明書の交付事務等を追加するとともに、情報連携の対象に戸籍関係情報等を追加した。			内閣府大臣官房番号制度担当室
5【文部科学省】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)					

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野 案種	分野	提案主体 の属性	提案 主体	関係府省	区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における政策的な 進捗状況(前年度)
H28	292	09_土木・ 建築	知事会	九州地方知事 会	国土交通省	B_地方 に対する 規制緩和	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を經由する義務付けの廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を經由する義務付けを廃止すること	【現行制度の概要】 不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所地を管轄する都道府県知事を經由して行うこととされており、都道府県では、受験願書の配布・回収、国への提出事務を行っている。 【支障事例】 現在、都道府県で受理する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本番へ確認して修正することとなるが、すぐに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。また、他都道府県の住所地の受験願書が届いた場合は受験者に返送し、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。 また、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更票をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的意思口が明確でないために受験者が混乱している。 【制度改正の必要性】 当該業務は、法定受託事務ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を經由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようなものは含まれていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	293	12_その他	知事会	九州地方知事 会	農林水産省	A_権限 移譲	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等 の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)	地方公共団体が所有する長期利用財産の処分に関する事務の簡素化	国庫補助事業で取得した施設の有効活用や事務の簡素化のため、地方公共団体が所有する長期利用財産に係る財産処分の簡素化、具体的には地域活性化との関連や報告の確認に関しては県が行い、国への年度毎の事業の報告のみ行うこととする。	【課題の背景】 社会情勢の変化に伴い、利用率及び必要性が低下した公共施設について、地域の実情や創意を汲み、農林業振興対策に留まらず、広く地域の活性化につなげたいと考えているが、財産処分に関する協議期間が長いことや地域活性化に繋がる根拠資料の作成等が求められることから、着手時期の遅れや地域が望む利用計画の実施に遅れが生じている。 【支障事例】 権限移譲により県が事務を行うことにより、協議期間の短縮に繋がるとともに、県の総合計画に沿った施策の推進が加速化され、市町村と一体となった、農林業のみならず、福祉、観光、教育、雇用の創出等の地域全体の活性化が可能となる。 昭和55年に自然休養村事業で整備した平戸市の自然休養村管理センターや平成元年に新農業構造改善事業で整備した雲仙市の農業者トレーニングセンター、平成3年に農業改善事業で整備した老岐市の農村広場等(いずれも市町村所有)について、社会情勢などの変化に伴い、利用計画の変更を行いたい、それには「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号)」の規定に基づき、国への財産処分報告が必要である。 長期利用財産の財産処分は報告がよいことになっているが、実際には農政局とのヒアリング等の事務が発生しており、一件当たり平均4～6ヶ月の期間が必要となっている。 また、長崎県では今後も社会情勢の変化に伴い、このように長期利用財産の使用目的を変更する事業が頻発発生することが見込まれている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	294	12_その他	知事会	九州地方知事 会	農林水産省	B_地方 に対する 規制緩和	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け農林水産省大臣官房経理課長通知)	国庫補助事業における事業主体の法人化に伴う財産処分申請の簡素化	集落営農組織や個別経営体の法人化の推進は国の施策とも合致しており、事業の目的や効果に何ら影響を与えるものではないことから、経営体の法人化に伴う財産処分申請については、都道府県へ事前届出制とし、国へは現状の事実を報告とする。 ※強い「農業づくり交付金の事務負担に際しての合併(国)に対応した移管届(別記様式第9号)」に準じた対応を想定。	【提案の背景】 農業経営体の法人化の促進については、「日本再興戦略」にも盛り込まれ、長崎県としてもその推進に向け経営相談や法人計画作成の支援等を行っている。しかしながら、国庫補助金で財産を整備した経営体については、法人化の前に、国に対して財産処分承認申請を行わなければならない、農作業の繁忙期等は事務が進みにくく、また事務量が多いことから法人化に前向きにならない経営体も存在する。 このように状況を改善するためには、必要となる申請書類等の削減と事務期間の短縮が必要である。 また、主筆の承認等の申請事務を都道府県が行うことで、法人により近い立場で指導が行え、併せて事務時間の短縮が見込まれる。これにより、経営体の法人化を一層加速化し、長崎県としても施策として掲げる経営体の経営力の強化、地域の担い手の確保や雇用の創出が促進される。 【支障事例】 長崎県においては、今後5年間で200経営体の法人化を進めることを計画しており、それらのうち1/4程度の経営体については、構造改善事業や強い農業づくり交付金で整備した財産を所有しているため、法人化に伴い、各経営体は財産処分申請が必要となり、その事務処理に相当の時間を要することが予想される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	295	02_農業・ 農地	知事会	九州地方知事 会	農林水産省	B_地方 に対する 規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	農用地区域内における農家レストラン設置を可能にすること	現在、国家戦略特区の下でのみ農用地区域内に農家レストランを設置できるが、当該措置を全国展開すること	現在、「農家レストラン」は「国家戦略特区」において指定された場合を除き、農用地区域内に設置することができないため、農用地区域から除外できない場合は設置を断念せざるを得ない状況にある。	—
H28	296	12_その他	知事会	九州地方知事 会	内閣府、個人 情報保護 委員会、総 務省、文部 科学省、厚 生労働省	B_地方 に対する 規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求める場合には、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供を求める場合には、準ずる法定事務と趣旨又は目的が同一であることが求められている。 そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要項目をすべて照会できるように見直しを求める。	【支障事例】 地方公共団体は、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりを推進するため、不妊治療費の一部を助成。番号制の導入後は、難病医療(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号))について、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの活用を認めている。しかし、不妊症について、難病のように疾病と定義づけるとは難しかったため、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。 マイナンバーの利用ができない場合は、所得・税額証明書等の添付書類の省略や、自治体事務の効率化が図れない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	297	12_その他	知事会	九州地方知事 会	内閣府、個人 情報保護 委員会、総 務省、文部 科学省、厚 生労働省	B_地方 に対する 規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会項目の見直し	地方公共団体が定めるマイナンバーの条例事務(独自利用事務)が、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できる特定個人情報は、準ずる法定事務と同一の項目に限定されている。 そのため、独自利用事務において照会する情報について、現在独自利用事務で添付を求めている書類と、法定事務で求めている書類が同じである場合(どちらも所得・税額証明書の添付を求めている場合等)は、当該書類に記載されている必要項目をすべて照会できるように見直しを求める。	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の具体的な項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務においてできない場合、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入力できず、所得・税額証明書の提出を省略することができない。 【具体的な支障事例1】 【準ずる法定事務】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務；市町村民税均等割額は照会できるが、市町村民税所得割額は照会できない。 【独自利用事務】肝臓治療費の助成に関する事務；市町村民税所得割額が必要 【具体的な支障事例2】 【準ずる法定事務】高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務；市町村民税所得割額が照会項目となっている。 【独自利用事務】県立学校等の授業料の減免、給所得額、控除額、市町村民税均等割額及び市町村民税所得割額が必要	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	298	12_その他	知事会	九州地方知事 会	内閣府、総 務省、国 土交通省	B_地方 に対する 規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	マイナンバー制度において、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。 中間SVについて、地方公共団体の首長部局、教育委員会向けのソフトウェアは、総務省において一括して開発されているが、公営住宅の管理代行向けのソフトウェアの開発は進められていない。 管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。	【支障事例】 番号制の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受けている方は支給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。 【療育手帳】 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務 【外国人保護】 生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例 ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務 ・地方税の賦課徴収に関する事務 ・公営住宅の管理に関する事務	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html
H28	299	12_その他	知事会	九州地方知事 会	内閣府、総 務省、国 土交通省	B_地方 に対する 規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	管理代行者に地方公共団体向けの中間SVを経由した、情報提供NWSの利用を認めるよう求めるもの。	【支障事例】 公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2016/teianbosyuu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (編纂年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【国土交通省】 (8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平29> 6【国土交通省】 (16)不動産の鑑定評価に関する法律(昭38法152) 不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、廃止する。	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)」が平成30年6月27日に公布され、不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務が廃止された(平成31年1月1日より施行)。	—	—	国土交通省不動産・建設経済局地 価調査課
4【農林水産省】 (1)補助事業等により取得した長期利用財産の財産処分に関する事務 市町村等の地方公共団体が所有する間接補助事業により取得した長期利用財産の処分の報告については、交付主体である都道府県が内容を確認し、処分の妥当性を判断することとし、その旨を都道府県に平成28年度中に通知する。	—	—	【農林水産省】補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について のの一部改正について(平成29年3月31日付け大臣官房参事官(経理)通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_293	—
6【農林水産省】 (15)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 (ⅱ)経営体の法人化に伴い財産を譲渡する場合に行う農林水産省所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分申請については、同じ交付主体の補助事業で整備した財産を一括して申請することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に周知する。	—	—	【農林水産省】補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について のの一部改正について(平成29年3月31日付け大臣官房参事官(経理)通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_294	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(8)】【個人情報保護委員会(1)】【文部科学省(8)】【厚生労働省(24)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅱ)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。	—	—	—	—	—
6【内閣府(8)】【総務省(10)】【厚生労働省(24)】【国土交通省(17)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅱ)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> デジタル庁(6) 【厚生労働省(51)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 児童福祉法(昭22法164)による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務(別表2の14)等については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、療育手帳関係情報を追加する。	知的障害者及び知的障害児の判定等に関する事務において個人番号の利用が可能とされ、併せて、情報連携によって障害児通所給付費等の支給等に関する事務において知的障害者及び知的障害児の判定等に関する情報の提供を受けることが可能とされた。このことについて、厚生労働省から「療育手帳制度の実施について」の一部改正について(令和3年6月1日付障発0601第2号)を发出し、都道府県等に対して療育手帳の交付事務において個人番号の利用が可能となったことの周知を行った。 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務等について、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、療育手帳関係情報が追加された。	【厚生労働省】療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて (平成29年6月5日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知) 【厚生労働省】全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料 (平成29年1月20日) 【厚生労働省】身体障害者手帳及び療育手帳に関するマイナンバー情報連携について (令和2年3月9日障害者保険福祉関係会議資料) 【厚生労働省】(資料)療育手帳関係情報に係る独自利用事務条例の制定について (令和2年2月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_298	デジタル庁 厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課
6【内閣府(8)】【総務省(10)】【国土交通省(17)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ⅴ)自治体中間サーバー・プラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置及び管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と当該機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を、「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」の「FAQ」に、平成28年度中に記載する。	—	—	—	—	—

平成26年～令和6年分 提案募集方式データベース

年	分野 案種	分野	提案団体 の属性	提案 団体	関係府省	提案 区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な 調整結果(結果等)
H28	300	12.その他	知事会	九州地方知事会	内閣府、総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入院患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成27年6月16日厚生省令)	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準の基礎を、所得税額から市町村住民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報入手が可能となるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。	【支援事例】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	301	02.農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	消費・安全対策交付金実施要領第7の5、6 消費・安全対策交付金実施要領別表1の2	消費・安全対策交付金の実施要領の交付対象要件等の緩和	死亡牛のBSE検査や適正処理を将来にわたり円滑に進め、国内におけるBSEの監視体制を維持するためにも、 ①消費・安全対策交付金の実施要領第7の施設整備等の一般の基準において、BSE検査に係る関連施設に限り、補修費及び既存施設の更新も交付対象とする。 ②消費・安全対策交付金の中の食料安全保障確立対策整備交付金の対象施設に、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するために必要な関連施設である化製場に整備された牛処理専用ラインを含めるとともに、当該施設の整備等に限り、設置する団体を事業実施主体に加えること。	【支援事例】 死亡牛のBSE検査開始から10年以上が経過し、死亡牛の一時保管施設や処理施設の老朽化が進んでいる。 死亡牛からBSE検査材料を採取し、検査結果が判明するまでの間、死亡牛は腐敗防止のため、一時保管施設内の冷凍コンテナに収容されるが、保管中に死亡牛から発生する硫化水素ガスが冷凍庫の冷却管を腐食し、ガス漏れを起こすため、耐用年数は一般的な冷凍コンテナに比べ、極端に短い状況にある(約3年)。冷凍コンテナが使用不能に陥ると、死亡牛のBSE検査と適正処理の実施に支障が生じることとなる。 また、鹿児島県内の化製場に整備された牛処理専用ラインについては整備から12年が経過する中で、死亡牛のBSE検査実施後に、死亡牛を適正に処理するためには、頻繁な補修等が必要になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka_yosun.html
H28	302	01.土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	半島振興法第3条第1項	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】 半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html
H28	303	01.土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	離島振興法第4条第10項、第11項	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 【具体的な支援事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2016/teianbosyu_kokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府(8)】【総務省(10)】【厚生労働省(24)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (a)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務(別表2の97)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (v)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上で、情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<平29> 6【内閣府(8)】【総務省(8)】【厚生労働省(14)】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25 法 123)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25 法27) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置(同法29 条及び29 条の2)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法31 条)については、地方税法(昭25 法226)22 条の規定に基づく守秘義務を解除し、地方税関係情報を提供することが可能となるよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報連携によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(平26 内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務について、地方税関係情報の情報連携を可能とし、その旨を都道府県に通知した。	【内閣府】【総務省】令和2年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について(令和2年10月2日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官・総務省大臣官房参事官(総務省大臣官房個人番号企画室長)通知) 【厚生労働省】「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づく事務の対応について(平成29年3月2日付け厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡) 【厚生労働省】「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、療養及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について(令和元年5月23日付け厚生労働事務次官通知) 【厚生労働省】「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、療養及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」(の一部改正に伴う)費用徴収の運用について(令和元年5月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡) 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院者の費用徴収額設定基準の取扱いについて(令和元年5月23日付け厚生労働省社	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_300	内閣府大臣官房番号制度担当室 総務省大臣官房個人番号企画室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 厚生労働省健康局結核感染症課
—	—	—			
6【総務省(6)】【文部科学省(4)】【厚生労働省(16)】【農林水産省(10)】 【経済産業省(6)】【国土交通省(15)】【環境省(6)】 半島振興法(昭60法63) 半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。					
6【総務省(5)】【文部科学省(3)】【厚生労働省(10)】【農林水産省(5)】 【経済産業省(3)】【国土交通省(5)】【環境省(2)】 離島振興法(昭28法12) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。	—	改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。 ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。 ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。 ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&A形式で周知した。	【国土交通省】離島振興法改正に係る離島関係都道県連絡会資料 【国土交通省】産業振興促進事項Q&A	https://www.cao.go.jp/bunken=suishin/teianbosyu/2016/h28fu_tsuchi.html#h28_303	総務省地域力創造グループ地域振興室 文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付政策統括室 農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課 経済産業省地域経済産業グループ地域産業基盤整備課 国土交通省国土政策局離島振興